

2014（平成26）年度 大学基準協会  
経営系専門職大学院認証評価

# 点検・評価報告書

LEC 東京リーガルマインド大学院大学  
高度専門職研究科 会計専門職専攻  
2014（平成26）年3月

# 目 次

序章	.....	P.1
第1章	使命・目的・戦略	..... P.4
第2章	教育の内容・方法・成果等	(1) 教育課程等..... P.16
	教育の内容・方法・成果等	(2) 教育方法等..... P.31
	教育の内容・方法・成果等	(2) 成果等..... P.46
第3章	教員・教員組織	..... P.51
第4章	学生の受け入れ	..... P.65
第5章	学生支援	..... P.74
第6章	教育研究環境	..... P.81
第7章	管理運営	..... P.89
第8章	点検・評価、情報公開	..... P.96
終章	.....	P.103

## 序 章

### (1) LEC 東京リーガルマインド大学院大学 高度専門職研究科 会計専門職専攻の設置の経緯及び目的、特色について

#### ①設置の経緯と目的

LEC 東京リーガルマインド大学院大学 高度専門職研究科 会計専門職専攻(略称:LEC 会計大学院。以下、「本会計大学院」という。)は、高度な職業上の倫理観、専門能力、応用能力、論理的展開能力等を基礎とする高度な思考能力および判断力を有し、営利・非営利を問わず、あらゆる事業組織の財務情報の適切な開示と管理を指導・推進することができる質の高い会計専門職業人の養成を目的として、2005(平成17)年4月に開設された。

開設時は、前年2004(平成16)年に開学したLEC 東京リーガルマインド大学の大学院という位置付けであったが、2012(平成24)年度をもって学部を廃止したことにより、2013(平成25)年4月からは本会計大学院単独で大学院大学として再出発し、会計専門職大学院としての教育・研究活動の充実に努めている。

本会計大学院の最大の特色は、各種の有資格者、資格取得希望者、企業の実務に携わる社会人、会計事務所や税理士事務所で会計や税務の実践に当たる社会人等を含む広範な社会人層を主たる学生像として想定し、これらの学生に対して、より高度で実践的な会計専門職教育を提供することを教育理念としてきた点である。この基本的理念のもとに、固有の目的・教育目標を掲げて教育・研究活動を行ってきた。

開設から現在までの間には、公認会計士試験制度改革とこれに伴う会計士志望動向の変化、リーマン・ショックに端を発する世界的な不況等の外部環境の変化もあり、本会計大学院も志願者数の低迷、減少に直面することとなった。専門職大学院を取り巻く環境には引き続き厳しいものがあるが、本会計大学院は、より幅広く企業や団体において会計・税務に携わる社会人の再教育に焦点を当てて、固有の目的及び教育目標の再検討、教育課程の再編成を行い、会計・税務の高度な実践的知識のみならず、専門職として活躍するに不可欠な論理的思考力・表現力の強化を重視した教育を行っている。

#### ②本会計大学院の特色

前述の通り、開設以来、本会計大学院が教育活動上特に重視してきたのは、現職の社会人であり、社会人が働きながら学べる環境を提供することである。具体的には、まず全ての授業を平日夜間と土日のみに配置し、1つのキャンパスで実施している。加えて、長期履修学生制度や欠席時の補習制度等を充実させることにより、社会人がキャリアを中断することなく学修することができる環境を整えている。

また、現職社会人のニーズに応えうる実践的な教育を行うため、公認会計士、税理士、

弁護士等、経験豊富な現役の実務家を教員として多数任用するとともに、若手研究者教員とこれを支援する特任教員を含めたコラボレーションによる共同授業を積極的に導入し、文字通り「理論と実務の架橋」を実現するカリキュラムを提供している。

2010（平成 22）年度より大幅に拡充した修士論文指導においても、このような教員間の協力体制を活かして、複数教員によるチーム指導制（租税法指導教員・文章構成指導教員）を導入し、論文作成過程での各段階の到達目標を設定してマイルストーン管理を行っている。これによって、論文完成までの道筋を明確にしつつ各人の進捗に合わせた指導を行っており、時間に制約のある現職の社会人でも修士論文に取り組むことができる環境を整えている。

## （2）これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取組み

### ①これまでの自己点検・評価活動

本会計大学院では、学校設置法人（株式会社東京リーガルマインド）の大学運営に関する最高意思決定機関である「学校経営委員会（学校法人における理事会に相当）」の下に、教員・職員の代表と外部有識者で構成される「自己点検・評価委員会」を設置し、組織的な取組みとして自己点検・評価活動を行っている。本会計大学院を対象とした自己点検・評価は、2012（平成 24）年度までに 4 回実施している。

2013（平成 25）年度の自己点検・評価委員会は、委員長 1 名、教員代表 4 名、職員代表 1 名、外部有識者 1 名の計 7 名で構成されており、本学の教育研究活動、管理運営、組織体制等の現状について、各部署の報告をもとに、大学全体の観点から自己点検・評価を行い、学長に報告することを任務としている。

### ②外部評価・第三者評価等への取組み

本会計大学院は、大学院開設より 5 年目の 2009（平成 21）年度に、財団法人大学基準協会（当時）において最初の認証評価（経営系専門職大学院認証評価）を受審した。さらに、大学の開学から 7 年目となる 2010（平成 22）年度に、独立行政法人大学評価・学位授与機構において大学機関別認証評価を受審した。<sup>1</sup>

最初の認証評価（経営系専門職大学院認証評価）では、教員構成、定員管理、研究環境整備等について勧告を付され、経営系専門職大学院基準に適合していないとの判定を受けた。本会計大学院では、この結果に基づき改善に向けた取組みを行ったが、制度移行の途上にあり、翌年の大学機関別認証評価においても一部項目で同様の指摘を受けて、大学評価基準を満たしていないとの判定を受けた。本会計大学院はいずれの勧告・指摘も真摯に受けとめて引き続き改善に努め、翌 2011（平成 23）年度以降、上記勧告・指摘の原因となった状況はほぼ解消されている。また、研究環境整備等の継続的な改善を要

---

<sup>1</sup> 2009（平成 21）年 6 月に、総合キャリア学部が次年度以降の学生募集停止を決定したため、大学機関別認証評価は本会計大学院を主たる対象として受審している。

する事項については、現在も取組みを進めているところである。

2013（平成 25）年度は、本会計大学院の開設から 9 年目にあたり、2014（平成 26）年度に受審する二度目の専門職大学院認証評価を控えての自己点検・評価活動となる。今回の自己点検・評価においては、過去の認証評価等を通じて認識された課題への対応状況を検討することはもとより、開設から 10 年の節目を前に、現時点でのカリキュラム、施設・設備、教員組織、教育研究体制、学生支援状況等といった本会計大学院に関わる全ての事項について、認証評価機関の定める客観的基準を用いて詳細に確認することにより、自らの現状と課題を把握し、改善に向けた具体的方策の検討を行っている。

今後、会計専門職大学院単独の大学院大学として、ますます複雑化・高度化する社会のニーズを的確に捉え、質の高い会計専門職業人の養成という目的を十分に、かつ将来にわたり継続的に果たしうる体制を整えていくために、今回の自己点検・評価活動は非常に重要な意味を持つものとする。

## 1. 使命・目的・戦略

### 項目 1：目的の適切性

経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）とは、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成である。

各経営系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、それを設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を定めることが必要である。また、固有の目的には、各経営系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

#### <評価の視点>

1-1：経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定すること。〔F群〕

1-2：固有の目的は、専門職学位課程の目的に適ったものであること。（「専門職」第2条第1項）〔L群〕

1-3：固有の目的には、どのような特色があるか。〔A群〕

#### <現状の説明>

##### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院は、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命に即して、固有の使命及び目的を設定し、さらにそれを個別具体化する形で教育目標を設定している。いずれも、今後国の内外で活躍できる高い能力を持った会計専門職業人の養成を前提としたものである。特に本会計大学院では、現職の社会人（ビジネスパーソン）の再教育を重要な使命と考え、会計・税務等の実務専門知識に加えて、高い思考力・判断力・実践力の礎となる論理的思考力・表現力の養成を重視している点に特色がある。

##### 〔各評価の視点における現状の説明〕

（1-1）本会計大学院は、経営系専門職大学院の基本的な使命に則して、固有の使命・目的および教育目標を設定している。

使命に関連して重要なのが教育対象である。下記「LEC 会計大学院の使命」前文に示すように本大学院は社会人の再教育に重点を置いている。これは文部科学省の唱道する「社会人の学び直し」と軌を一にするものである。在籍する 140 人の学生のうち 127 人（90.7%）が社会人であり、学生の平均年齢は 37.8 歳である。本会計大学院は、広く会計実務に携わる現職社会人の教育機関としての機能を果たすことを重視して、固有の使命・目的および教育目標においても、2010（平成 22）年及び 2013（平成 25）年に見直しを行っている。

## LEC 会計大学院の使命・目的・教育目標

### 前文

知識は時間とともに陳腐化する。社会の変化の速度が上昇するにつれ、陳腐化も加速される。一方、就労期間は長期化する。少子高齢化のもと、就業適齢人口は必然的に減少する。現在も 65 歳までの就労が社会制度化されようとしているが、健康である限り 75 歳までの就労が要請される時代も遠くはないと推定される。さらに、少子高齢化は必然的に日本市場の縮小をもたらす。グローバルマーケットで活躍するには言語による論理的表現が必須であるが、わが国の論理的言語表現教育は十分とは言い難い。かかる社会背景にあつて、社会人の再教育は必然であり、この要請を最も満たす存在としての大学院の役割は重大である。上記の考慮に基づいて当大学院の使命・目的・教育目標を以下のごとく定める。

### 【使命】

本会計大学院の使命は、理論と実務の融合した良質な教育を提供すること、このための研究を行うこと、もって経済社会の発展に貢献することにある。

### 【目的】

本会計大学院の目的は、経済のグローバル化・情報化に即して内外の会計基準や税務に精通し、かつ職業倫理観を兼ね備え、高度の思考力・判断力・実践力を有する、質の高い会計専門職業人を養成することにある。

### 【教育目標】

- (1) Up to date な会計知識を修得させ、併せて税法への理解を深めさせる。
- (2) 論理的に考え、論理的に言語をもって表現する能力を修得させる。
- (3) 倫理一般並びに職業倫理に関する基礎知識を修得させる。
- (4) 経営に関する基礎的考え方を修得させる。
- (5) IT リテラシーを向上させる。
- (6) 英語による思考様式の理解と表現力を向上させる。

(1-2) 専門職大学院設置基準第 2 条において、専門職大学院の目的は、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と定められている。また、その期待される役割は、「特定の専攻分野に従事する高度専門職業人を養成するだけでなく、実際に社会で活躍する職業人にさらに高度な

専門性、最新の知識・技術を身に付けさせるための継続的な学習の機会を提供すること」である（中央教育審議会「大学院における高度専門職業人養成について」（答申）平成 14 年 8 月 5 日）。

本会計大学院は、上述視点番号 1-1 に示した通り、内外の会計基準や税務について高度な専門知識と最新の（up to date）知識技術を身に着けさせることを目標としており、専門職大学院設置基準第 2 条の目的にかなうものとなっている。そのうえで職業倫理観を有し、高度の思考力・判断力・実践力を兼ね備えた「質の高い会計専門職業人」を養成することを目的としている。本会計大学院が社会人の再教育に重点を置いているのは、まさに中教審の言う「継続的な学習の機会を提供する」ものである。本会計大学院の使命・目的および教育目標は、専門職学位課程制度の目的に適ったものである。

**(1-3)** 本会計大学院の固有の目的における特色は、使命に示されているように、理論と実務の融合した良質な教育の提供を目指しているところにある。

本会計大学院には、企業の管理会計システムの設計や会計監査等に長年携わり、企業の内情に通じた公認会計士、元企業経営者、国税庁出身者、現職の税理士といった実務に詳しい教員が多数在籍している。これらの実務経験者と研究者教員は公私にわたる議論を通じて知識と経験を共有している。実践においては、後述する管理会計教育やマネジメント・シミュレーションにおける実務家教員と研究者教員の複数教員共同授業や、税法修士論文指導における税法専門家と論文構成文章担当教員のチーム制があげられる。

前述のとおり社会人の再教育を主要な目的としているところも本大学院の特色である。本会計大学院の入学者には会計事務所や税理士事務所の勤務者が多く、教員は彼らから学ぶところも大きい。この環境を活かし、固有の目的の実現に資するため、非常勤講師やゲストスピーカーとして修了生を積極的に教育活動に参加させているところも本会計大学院の特色のひとつである。

もう一つの特色は教育目標の 2 に示す論理教育である。論理教育は特に修士論文指導で強調されている。2013（平成 25）年 10 月 1 日現在では、在籍する学生 140 名のうち 130 名が修士論文に取り組んでいる。

## <根拠資料>

- ・資料 1-1：LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則
- ・資料 1-3：LEC 会計大学院パンフレット（2013 年度発行版）
- ・LEC 会計大学院ホームページ「使命・目的・教育目標」

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/mission/>



## 項目 2：目的の周知

各経営系専門職大学院は、学則等に定められた固有の目的をホームページや大学案内等を通じて社会一般に広く明らかにするとともに、教職員・学生等の構成員に対して周知を図ることが必要である。

### <評価の視点>

1-4：ホームページや大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにすること。（「学教法  
施規」第 172 条の 2）〔F 群、L 群〕

1-5：教職員・学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図ること。〔F 群〕

1-6：固有の目的を学則等に定めていること。（「大学院」第 1 条の 2）〔L 群〕

### <現状の説明>

#### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院の固有の目的は、学則に定められ、ホームページ等により広く社会一般に明らかにされている。また構成員に対しても十分に周知され、随時確認されている。

#### 〔各評価の視点における現状の説明〕

(1-4) 本会計大学院の使命・目的および教育目標については、学則やホームページを通じて、社会一般に広く明らかにされている。

(1-5) 本会計大学院の使命・目的および教育目標については、視点番号 1-4 に記述の通り広く社会に対して明らかにするとともに、教職員を始め、学生等の学内構成員に対しても広く周知を図っている。本会計大学院の使命・目的及び教育目標は履修指導要項等に明記され、ポスターにより学内主要箇所に掲示されている。

さらに、教職員に対しては、その改定に当たって研究科委員会で討議されること、教育課程その他の案件の具体的な審議に際し、固有の目的との整合性を検討することを通じて随時確認されている。

学生に対しては、入学時および各期開講前に実施するオリエンテーションにおいて、履修指導要項を配布し、告知・説明を行うことで周知徹底を図っている。

(1-6) 本会計大学院の固有の目的については、以下の通り学則にも定めている。

（専攻における人材の養成に関する目的）

第 4 条 高度専門職研究科会計専門職専攻は、経済のグローバル化・情報化に即して内外の会計基準や税務に精通し、かつ職業倫理観を兼ね備え、高度の思考力・判断力・実践力を有する、質の高い会計専門職業人を養成することを目的とする。

## ＜根拠資料＞

- ・資料 1-1：LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則
- ・資料 1-2：使命・目的・教育目標ポスター内容
- ・資料 2-2：2013 年度 前期 履修指導要項（新入生）
- ・資料 2-3：2013 年度 前期 履修指導要項（在学生）
- ・資料 2-4：2013 年度 後期 履修指導要項（新入生）
- ・資料 2-5：2013 年度 後期 履修指導要項（在学生）
- ・資料 1-4：使命・目的・教育目標ポスター掲示状況
- ・LEC 会計大学院ホームページ「使命・目的・教育目標」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/mission/>
- ・LEC 会計大学院ホームページ「学則」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/pdf/gakusoku.pdf>

## 項目 3：目的の実現に向けた戦略

各経営系専門職大学院は、その固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成することが必要である。また、作成した戦略は、固有の目的の実現に向けて、できる限り速やかに実行することが望ましい。

### ＜評価の視点＞

1-7：固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成すること。〔F群〕

1-8：固有の目的の実現に向けて作成した戦略を実行しているか。〔A群〕

## ＜現状の説明＞

### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院は、設置当初より公認会計士をはじめとする優れた会計専門職業人の養成を目的に掲げてきた。しかし、学内外の環境変化や学生数の低迷もあり、より幅広く企業・会計事務所等で経理・税務に携わる会計実務従事者を対象とした社会人のリカレント教育こそ重要であると考え、またこの実現に向けて本学自身の運営基盤の安定を図るために、税法修士論文指導等の税務分野の教育を充実させるという方針を打ち出した。そして、これを反映した中期事業計画（平成 22 年度～平成 25 年度）を策定した。

上記の中期事業計画に沿って、税法分野の修士論文指導体制の整備やカリキュラムの改

善を進めた結果、2010（平成 22）年度以降は入学者数が大幅に増加し、新たに税理士等として活躍する修了生を継続的に輩出している。このことが学生募集にも好影響を及ぼし、収入増による財政基盤の安定に結びついている。

以上の計画及び結果に基づいて、2014（平成 26）年度以降の新たな中期事業計画を策定している。本会計大学院は補助金を受けていないため、これまでの中期事業計画は、学生数の増加すなわち財政基盤の安定に比重を置いた構成とならざるを得なかったが、過去 4 年間でこれらが一定の成果をみたことから、今回は教学面の比重を高めてバランスの取れた構成とし、具体的な戦略を盛り込んでいる。

### **【各評価の視点における現状の説明】**

(1-7、1-8) 固有の目的の実現のために、2010 年（平成 22）年度に、学校経営委員会において 2013 年（平成 25）年度までの中期事業計画を作成している。〔2010 年度第 7 回学校経営委員会；2010 年 10 月〕

### **中期事業計画[平成 22 年度～平成 25 年度]の概要**

本会計大学院は LEC 東京リーガルマインド大学の大学院として設立されたが、2007（平成 19）年度に学部（総合キャリア学部）が文部科学省の改善勧告を受けたことにより、大学院でも志願者数が大幅に減少した（なお同学部は在学生の卒業により 2013（平成 25）年 3 月をもって廃止）。本大学院は補助を受けず、収入の大部分を学生からの納付金に頼っているため、学生数の減少は収入の減少、財政基盤の弱体化を意味した。中期事業計画は以上の背景に対応するものとなっている。

#### **1. 事業方針**

- 1.1 「はじめに」に示されるように、社会人のリカレント教育を目指して、授業科目は、土日および平日夜間に配置する。
- 1.2 学生数の増加を目指し、定員を充足する。
- 1.3 財政基盤を強化し、2012（平成 24）年度に単年度黒字を達成する。（学生数および収支目標については中期事業計画書 2 頁参照）財政基盤の強化の一環として、カリキュラムの整理並びに ICT の活用によるコスト削減を行う。収入増加のため、学生納付金以外の事業収入を図る。
- 1.4 教員組織の再編とカリキュラムの見直しと充実（事業計画書 5 頁参照）を行う。
- 1.5 FD 活動を強化する。

#### **2. 以上を実現するための具体的計画及び実施事項**

- 2.1 本大学院は 2009（平成 21）年度に「学生募集強化委員会」を設立し（定員の充足を図るため）、税法分野の修士論文指導を実施するという方針転換を行った（それまでは会計分野の修士論文指導のみを行っていた）。

2010（平成 22）年度より税法修士論文志望の学生の急増が見込まれたため、論文指

導に対応するマイルストーン管理と修士論文の集団指導体制を確立することとした。  
 (中期事業計画書 5 頁左欄下段参照)。

- 2.1.1 修士論文の指導で文章力の弱さが欠点として表れてきたので 2011 年 (平成 23) 年度から論理的文章を書く訓練を強化するためのアカデミックライティング教育の採用を決定しこのための教員強化を行った。
- 2.1.2 また 2012 (平成 24) 年 4 月論文指導をより強化するため研究科長の交代を行い税法の専門家を研究科長とした。
- 2.1.3 2013 (平成 25) 年度からは税法指導の教員と構成並びに文章指導の教員が二人一組になって行う指導体制を確立した。
- 2.1.4 更に修士論文指導の強化を図るため 2014 (平成 26) 年度に教員の小幅な再編成を行う。
- 2.2 大学基準協会の部門別認証評価における指摘を受け、教員組織の再編とカリキュラムの見直しを行い、カリキュラムの充実については、「マネジメント・シミュレーション」教育の強化 (中期事業計画書 1 頁参照) IFRS 科目の開発、実務家教員と教育研究教員の共同による「会計総合事例研究」等を実施した。なお肥大化した授業科目を整理し授業科目数を削減した (中期事業計画書 5 頁および本報告書項目 8 (視点番号 2-17~2-21) 参照)。
- 2.3 外部委託事業の強化を図った (中期事業計画書 8 頁参照)。
- 2.4 ICT 化のためグーグルグループ等の利用強化を図った (中期事業計画書 5 頁右欄参照)。
- 2.5 FD に関し教員総合研修、領域・系列別教員分科会、カリキュラム検討委員会を開催した。授業評価アンケートの実施と科目ごとの集計結果を公開した (中期事業計画書 10 頁および本報告書視点番号 2-28②の記載を参照)。

### 3. 中期事業計画の達成状況と反省点

- 3.1 定員の充足と財政基盤の強化。別表に示すように在学生数は 2012 (平成 24) 年度、2013 (平成 25) 年度において、中期事業計画を上回っている。また財政状況については目標の 2012 (平成 24) 年度単年度黒字を達成している。

#### ①会計大学院規模

前計画での数値目標

(単位：人)

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
在 学 生 数	2 年次以上在学生数	18	72	60 (目標数)	60 (目標数)
	新入生数	65	60 (目標数)	60 (目標数)	60 (目標数)
	合計	83	132	120	120

実績（各年度秋期入学者確定時：10月1日現在の学生数）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
在学 生数	2年次以上在学生数	14	66	86	95
	新入生数	65	61	49	45
	合計	79	127	135	140

※ 2年次以上在学生数には、①標準修業年限（2年）を超えて在学する長期履修学生制度適用者および修了延期生、②1年次または2年次に休学した学生、が含まれます。

## ②会計大学院財政状況（部門収支）

前計画での数値目標

（単位：千円）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収 入	合計	69,925	122,500	154,000	156,000
収 支	合計	-108,109	-31,159	2,341	6,341

実績（確定値）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
収 入	合計	62,286	111,255	141,019
	うち学生納付金	61,710	110,637	127,985
	うち補助事業収入	74	0	12,470
収 支	合計	-75,251	-12,233	16,427

3.2 教員の再編成については、下表に示すように大幅な再編成を行った。

（根拠資料1-8の教員組織対比表も参照）

	2009（平成21）年度	2010（平成22）年度	2013（平成25）年度
教授	計15名 ※うち実務家7名 研究者8名 （平均年齢70歳代）	計11名（兼担含む） ※うち実務家8名 研究者3名 （平均年齢50歳代）	計10名 ※うち実務家7名 研究者3名 （平均年齢50歳代）
准教授	計0名	計1名 ※うち研究者1名 （平均年齢30歳代）	計1名 ※うち実務家1名 （平均年齢40歳代）
講師	計1名 ※うち研究者1名 （平均年齢30歳代）	計1名（兼担） ※うち研究者1名 （平均年齢40歳代）	計3名 ※うち研究者3名 （平均年齢30歳代）

（各年度5月1日現在）

- 3.3 カリキュラムは大幅な改変を行った。また 2010 年（平成 22）年度から 2012（平成 23）年度にかけて、科目間の内容重複解消等によりカリキュラムの整理を行い、経費を削減した。（根拠資料 1-9 のカリキュラム変遷表も参照）

科目分野	2009 年度 (平成 21)	2010 年度 (平成 22)	2011 年度 (平成 23)	2012 年度 (平成 24)	2013 年度 (平成 25)
全体	4 科目	4 科目	5 科目	3 科目	11 科目
財務会計	16 科目	17 科目	11 科目	10 科目	11 科目
管理会計	11 科目	11 科目	8 科目	9 科目	9 科目
監査	9 科目	9 科目	6 科目	5 科目	5 科目
経営・ファイナンス	23 科目	28 科目	13 科目	12 科目	7 科目
法律	9 科目	11 科目	10 科目	10 科目	10 科目
合計	72 科目	80 科目	53 科目	49 科目	53 科目

- 3.4 修士論文の指導においては、租税法分野の修士論文指導において、国税庁での論文による税理士試験科目免除者 25 名（2014 年 3 月 1 日現在）という大きな成果を挙げた（2-32 参照）。

（根拠資料 2-31 の入学・修了時期別修士論文合格状況、研究認定状況参照）

- 3.5 ICT の利用については、本報告書項目 8（視点番号 2-17）の記載を参照。

- 3.6 外部事業の取り入れについては、下の実績表を参照。

実施年度	内容
2010（平成 22）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税理士会認定研修（東京税理士会） 特別講演「税務訴訟の基礎知識」</li> <li>・税務専門講座（東京国税局職員研修）※設置法人の受託事業</li> </ul>
2011（平成 23）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務専門講座（東京国税局職員研修）※設置法人の受託事業</li> </ul>
2012（平成 24）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等委託訓練（東京都産業労働局） ビジネス税務科（8 月～10 月） ビジネス・アカウンティング科（11 月～1 月）</li> </ul>
2013（平成 25）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等委託訓練（東京都産業労働局） ビジネス税務科（11 月～1 月）</li> </ul>

- 3.7 教員総合研修については実績を表に示す（本報告書項目 8（視点番号 2-28）参照）。

### 3.8 反省点

中期計画の主眼点であった財務の健全化と学生定員の充足は相当程度達成されたものの、新入学者数が再びやや減少傾向にあること、標準年限を超える在学者が増加しつつあること、補助事業収入の落ち込みが生じていることが課題となっている。このような状況を克服するため、教育の充実を従来以上に中心に据えて、学生数の

確保に努めること、これを踏まえて財務の一層の安定性を高めることが必要となっている。2014（平成 26）年度以降の事業計画にはこの反省を踏まえ、教育内容の一層の充実、定員の充足、財政の健全化等バランスの取れたものとする。

### **中期事業計画（平成 26 年度～平成 28 年度）の概要**

前述の通り、2013（平成 25）年度までの中期事業計画は、財務の健全化と定員充足を喫緊の課題とし、これに重点を置いて作成されたものであった。この時の目標が一定の達成をみたことから、新中期事業計画では教学面での戦略に重点を置いた内容とし、この計画の実現によって、財政面でも一層の健全化を図ることを目指している。概略は以下の通りである。

#### **1. 基本方針**

- ①現行カリキュラムの充実と革新
- ②社会貢献事業の展開
- ③ICT の活用による教育効果の向上と事務コスト削減
- ④積極的な学生募集活動の推進と安定的学生定員の充足

#### **2. 具体的な課題及び対策**

- ①現行カリキュラムの充実と革新について
  - ・「理論と実務の融合した良質な教育」を実現するため、本会計大学院の特色である共同教育（共同授業）をさらに推進し、これに資する FD 活動、研究活動を充実させる。
  - ・修士論文の学内審査に合格せず、標準修業年限を超えて在学する学生が増加している状況の改善に向け、論文指導体制の更なる見直し（強化）等の対策を行う。
  - ・学生が各自のニーズに沿ったより効果的な学修を行えるようにするため、会計と税務のコース制を導入すると共に、再入学制についても検討を行う。
- ②社会貢献事業の展開について
  - ・従来の委託訓練の継続受託に加え、履修証明制度を利用した社会人教育プログラムの企画と実施に取り組む。
- ③ICT の活用による教育効果の向上と事務コスト削減について
  - ・既に活用している Google やサイボウズ Live の機能を利用して、授業レジュメの共有（ペーパーレス化）、授業の収録動画配信（従来の DVD 貸出による欠席時フォローからの移行）に取り組む。
- ④積極的な学生募集活動の推進と安定的定員充足について
  - ・ホームページと Facebook ページの活用による Web マーケティングを推進する。
  - ・同窓会組織を立ち上げ、定期的を開催する。

#### **3. 各課題に基づく具体的な実施項目及び主担当委員会**

- ①現行カリキュラムの充実と革新

- ・共同授業科目の増加・改廃の継続的検討（カリキュラム検討委員会）
  - ・共同授業を中心とする教授法に関する FD 活動の充実（FD 委員会）
  - ・研究活動の推進 1・・・紀要の継続的発行（紀要運営委員会）
  - ・研究活動の推進 2・・・学会参加・発表の促進（FD 委員会）
  - ・マイルストーン管理、集団指導体制の継続的検討（研究指導委員会、FD 委員会）
  - ・再入学制度（カリキュラム検討委員会）
  - ・コース制の導入（カリキュラム検討委員会）
  - ・半期毎の定員枠の検討（カリキュラム検討委員会、入試委員会）
  - ・入試方法（選考基準）の見直し（入試委員会）
  - ・公認会計士志望者のサークル組織の形成と支援（学生支援委員会）
- ②社会貢献事業の展開
- ・東京都委託訓練の継続的な受託（外部展開委員会）
  - ・履修証明プログラムの準備と実施（外部展開委員会、学生支援委員会）
- ③ICT の活用による教育効果の向上と事務コスト削減
- ・Web アンケートの促進と充実（FD 委員会、情報システム委員会）
  - ・クラウド活用の確立と推進（カリキュラム検討委員会、FD 委員会、情報システム委員会）
  - ・授業運営方法の変更・・・完全ペーパーレス化の実現（FD 委員会、情報システム委員会）
- ④積極的な学生募集活動の推進と安定的な定員充足
- ・Facebook 等による情報発信の強化（広報委員会）
  - ・学生募集活動内容の継続的検討（学生募集委員会、入試委員会）
  - ・同窓会の定期的な開催（学生支援委員会）

## <根拠資料>

- ・資料 1-5：LEC 東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科 会計専門職専攻  
中期事業計画書 [平成 22 年度～平成 25 年度]
- ・資料 1-6：LEC 東京リーガルマインド大学大学院高度専門職研究科 会計専門職専攻  
中期事業計画 [平成 26 年度～平成 28 年度]
- ・資料 1-7：2010（平成 22）年度第 7 回学校経営委員会（2010 年 10 月）議事録
- ・資料 1-8：教員組織対比表 [2009（平成 21）年度～2013（平成 25）年度]
- ・資料 1-9：カリキュラム変遷表 [2009（平成 21）年度～2013（平成 25）年度]
- ・資料 2-30：入学・修了時期別修士論文合格状況（租税法分野）・研究認定状況一覧



## 【1 使命・目的・戦略の点検・評価】

### （1）会計大学院の使命・目的および教育目標について

本会計大学院の使命・目的及び教育目標は 2013(平成 25)年度において改定が行われ、より具体的現実的なものとなった。当然それは専門職大学院制度の目的ならびに経営系専門職大学院の基本的使命に則したものとなっており、学則上も明確に規定され、ホームページ、履修指導要項、学生募集要項等を通じて広く周知されている。

使命・目的の改定は、本会計大学院が専門職大学院制度の目的に則し、かつ、社会の動向に対応した専門教育機関としての独自の方向性を有することを明確にしたものであり、これらは教育目標に反映されている。

### （2）使命・目的を実現するための中長期ビジョンについて

2010(平成 22)年度より現在に至る中期事業計画が明文化されている。この中期事業計画内で戦略として掲げられた入学者増加策(会計事務所・企業や団体の経理・財務部門に従事する社会人層への訴求強化)、事業収入増加策(学生納付金以外の事業収入(企業・公的機関の研修等)の増加)、コスト削減策(カリキュラム見直しによる教員組織再編等)は、研究科委員会等との連携によりほぼ実行されており、実際に成果をあげている。

2014(平成 26)年度以降については、中長期ビジョンとして上述の通り使命・目的・教育目標を改定したことを受け、新たに 2016(平成 28)年度までの 3 年間の中期事業計画を策定した。

## 【今後の方策(改善のためのプラン)】

### （1）会計大学院の使命・目的および教育目標について

引き続き、本会計大学院の使命・目的および教育目標については学生・教職員等の本会計大学院関係者全体に対して常に共有を図り、日々の運営・教育・研究活動に反映させていく。

### （2）使命・目的を実現するための中長期ビジョンについて

現存の中期事業計画の対象が本年度までであることから、研究科委員会及び学校経営委員会においてこの計画に対する実行状況の検証及び新たな課題の把握を行った上で、中長期ビジョン、戦略・アクションプランを含む次の中期事業計画を策定した。今後は、この中期授業計画に挙げた各項目に沿って、研究科委員会等での具体的な検討を行いつつ、計画に従い順次実行に移していく。

## 2. 教育の内容・方法・成果等

### (1) 教育課程等

#### 項目 4：学位授与方針

各経営系専門職大学院は、固有の目的に則して、学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を立てることが必要である。

##### <評価の視点>

2-1：学位授与方針は明文化され、学生に周知されていること。〔F群〕

##### <現状の説明>

###### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院では、固有の目的に則して教育目標を設定し、この教育目標に沿って学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を設定している。そして、この学位授与方針に掲げる能力を身につけたと判断される学生に対して、教授会（研究科委員会）が修了認定を行い、学位を授与している。

###### 〔各評価の視点における現状の説明〕

(1-4) 本会計大学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は以下の通りである。

##### LEC 会計大学院 学位授与方針

本会計大学院は、固有の使命・目的に沿って学修し、以下に示すように教育目標に沿った能力を修得した学生に、「会計修士（専門職）」の学位を授与する。

1. 最新の会計知識を習得し、税法への理解を有すること。
2. 職業倫理について基礎知識を習得し、自身の倫理観を有すること。
3. 経営に関する基礎的な考え方を理解していること。
4. 以上を踏まえ、論理的思考能力並びに、言語による（口頭並びに文章による）論理的発表能力を有すること。

従来も、本会計大学院では、本大学院の課程を修了し、教育目標に沿った能力を身につけたと判断される学生に対し、研究科委員会の認定により学位を授与してきた。上に掲げた学位授与方針は、今回の自己点検活動の過程で、このことをよりわかりやすく内外に周

知するために、研究科委員会・学校経営委員会の審議を経て明文化したものである。

今後、ホームページやパンフレット、募集要項、学生便覧への記載、また履修オリエンテーション等での直接説明によって、学生への十分な周知を図っていく。

### <根拠資料>

- ・資料 1-1：LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則
- ・資料 2-2：2013 年度 前期 履修指導要項（新入生）
- ・資料 2-3：2013 年度 前期 履修指導要項（在学生）
- ・資料 2-4：2013 年度 後期 履修指導要項（新入生）
- ・資料 2-5：2013 年度 後期 履修指導要項（在学生）
- ・資料 2-10：LEC 東京リーガルマインド大学院大学学位規則
- ・資料 2-21：2013 年度第 2 回自己点検・評価委員会議事録（2014 年 2 月）
- ・資料 2-22：2013 年度第 11 回研究科委員会議事録（2014 年 2 月）

### 項目 5：教育課程の編成

各経営系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。

教育課程の編成にあたっては、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）を果たすためにも、学位授与方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を立てることが必要である。また、その方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、社会からの要請に応え、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成に配慮することが求められる。さらに、それぞれの固有の目的を実現するために必要な科目を経営系各分野に応じて、系統的・段階的に履修できるようバランスよく配置することが必要である。そのうえで、特色の伸長のために創意工夫を図ることが望ましい。

#### <評価の視点>

2-2：理論と実務の架橋教育である点に留意した教育課程の編成・実施方針を立て、次に掲げる事項を踏まえた体系的な編成になっていること。（「専門職」第 6 条）〔F 群、L 群〕

(1) 経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命である、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成されていること。

(2) 経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、先

端知識を学ぶ科目等が適切に配置されていること。

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮されていること。

2-3: 社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。〔F群〕

2-4: 固有の目的に即して、どのような特色ある科目を配置しているか。〔A群〕

## ＜現状の説明＞

### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院では、教育課程全体で「理論と実務の架橋教育」を意識し、会計大学院コア・カリキュラムに準拠して、経営系専門職大学院に課せられた専門人材養成の使命を果たすために適切な科目編成を行っている。全ての科目は分野ごとに「基本」「発展」「応用・実践」に区分され、段階を追って履修することにより体系的な学修ができるよう配慮されている。また、固有の目的に即して「会計総合事例研究」「マネジメント・シミュレーション」「租税法研究指導」等の特色ある共同授業を実施している。

### 〔各評価の視点における現状の説明〕

(2-2) 本会計大学院のカリキュラム・ポリシーは、教育目標の達成を目指すものであり、内容は以下の通りである。

#### LEC 会計大学院 教育課程編成・実施方針

本会計大学院は、固有の使命・目的に即して定める教育目標を達成するため、以下の方針に基づいて教育課程を編成し、実施する。

Up to date な会計知識を修得させ、併せて税法への理解を深めさせると共に、論理的に考え、論理的に言語をもって表現する能力を修得させることを基本として、倫理一般並びに職業倫理に関する基礎知識と経営に関する基礎的考え方を修得させ、IT リテラシーと英語による思考様式の理解と表現力を向上させる

本会計大学院は、経営系専門職大学院の中でも会計専門職大学院であり、中心は会計及び税法にある。その一方で、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命である、いわゆる MBA に求められる経営・ファイナンスに関する知識の教授と、高い職業倫理観の涵養を伴って、グローバルな視野をもった人材の養成を目指している。会計と税法のそれぞれの分野に国際会計基準 (IFRS) や国際租税法に関する科目を配置するだけでなく、IT リテラシーと英語の科目を複数配置していることは、グローバルな視野をもった高度な会計専

門職業人の養成が、それらを通じて達成され得るものと考えているからに他ならない。思考力、分析力、コミュニケーション力も、科目が「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」と段階的に配置され徐々にそれらの力が培われるように配慮されている。そして、何より本会計大学院は、教育課程全体で理論と実務の架橋を意識している。

「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」は、それぞれ会計専門職大学院の特性に応じた基本的な科目と広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開発展させる科目、先端知識を学ぶ科目等として適切に配置しており、体系的な教育課程を編成している。具体的には、教育研究の対象となる専門分野を 6 つの領域に区分し、系列ごとに、授業科目を「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」の 3 段階に分け、学生の履修が系統的・段階的に行われる編成としている。このような編成と具体的な科目内容は、会計大学院コア・カリキュラムに完全に準拠するものになっているだけでなく、前回の認証評価での指摘を受けて本会計大学院ならではの特色を一層強く発揮するものとなっている。

(次ページの 2013 年度カリキュラム表も参照)

#### (1) 基本科目について

基本科目では、専門領域ごとに学部レベルの基礎知識の上に全体を概観する科目を置き、会計専門職業人として修得すべき理論の基本と骨格を学ぶことを目的としている。これらの科目は全領域にわたり計 9 科目を必修とし、会計専門職業人に不可欠な職業倫理科目についてもここに含めている。

また、選択科目として、今後の会計専門職業人に不可欠となるグローバルな視野とコミュニケーション能力、IT 活用能力を養うための英語及び IT リテラシーの基礎科目を配置している。本会計大学院の一大特色であるシミュレーション・アプローチを体感するマネジメント・シミュレーション I も、全体領域の基本科目の必修科目として配置している。

このほか、学生の入学前の学修経験等に応じて、会計を学ぶ上で前提となる入門的知識を学ぶことができるよう、簿記論及び管理会計入門の科目を設けている。

領域		基本科目 (原則 1 年次に履修)
全体	必修	マネジメント・シミュレーション I
		IT リテラシー I
		実用英語演習基礎
		実用英語演習応用
財務会計	必修	財務会計論
		簿記論
管理会計	必修	管理会計論
		管理会計入門
経営・ファイナンス	必修	経営学 I

領域・系列 修得必要単位数	基本科目〔原則1年次に履修〕	発展科目〔1年次もしくは2年次に履修〕	応用実践科目〔原則2年次に履修〕
全体 4単位以上必修	★マネジメント・コミュニケーションⅠ【定員:30名】 ITリテラシーⅠ【定員:30名】 実用英語演習基礎 実用英語演習応用	マネジメント・コミュニケーションⅡ【定員:30名】 ITリテラシーⅡ【定員:30名】 専門英語基礎 専門英語応用	会計総合事例研究 英語プレゼンテーション基礎 英語プレゼンテーション応用
財務会計 10単位以上必修	★財務会計論 簿記論	★会計制度Ⅰ ★会計制度Ⅱ 税法会計 英文会計 ディスクロージャー制度(ゼミ方式)【定員:20名】	IFRS研究 公会計 財務会計事例研究(ゼミ方式)【定員:20名】
管理会計 8単位以上必修	★管理会計論 管理会計入門	★原価計算論 マネジメント・コントロール・システム論 (ゼミ方式)【定員:5名】	意思決定会計【定員:30名】 財務分析論 応用管理会計(ゼミ方式)【定員:15名】 管理会計事例研究(ゼミ方式)【定員:15名】
監査 6単位以上必修	★監査論 ★職業倫理	監査手続論	内部統制監査 監査事例研究(ゼミ方式)【定員:15名】
経営・ファイナンス 6単位以上必修	★経営学Ⅰ ★ファイナンス論 経済学	経営学Ⅱ	経営事例研究 ファイナンス事例研究 M&A
法律 6単位以上必修	★企業法Ⅰ ★租税法	企業法Ⅱ 法人税法 所得税法	企業法事例研究 租税法事例研究 国際租税法【定員:30名】 実践国際租税法【定員:30名】
			会計系研究指導 30回 4単位
			租税法 研究指導 30回4単位

★は必修科目です。また上記の他、財務会計系・管理会計系・監査系から4単位以上の修得を必要とします。

	必修	ファイナンス論
		経済学
監査	必修	監査論
	必修	職業倫理
法律	必修	企業法Ⅰ
	必修	租税法

## (2) 発展科目について

発展科目では、系列ごとに、基本科目での各領域に対する基礎的理解を前提として、より実践的な専門的知識・能力を獲得することを目的とする。本会計大学院の目的に即して、会計領域には必修科目を配置している。すなわち、会計専門職業人として必須の専門的・技術的・先端的なスキルを養成すると判断できる科目は必修とし、残りの科目も在学生個々の問題意識に応じた発展的な内容を持つものとなっている。

領域		発展科目（1年次または2年次に履修）
全体		マネジメント・シミュレーションⅡ
		ITリテラシーⅡ
		専門英語基礎
		専門英語応用
財務会計	必修	会計制度Ⅰ
	必修	会計制度Ⅱ
		税法会計
		英文会計
		ディスクロージャー制度
管理会計	必修	原価計算論
		マネジメント・コントロール・システム論
経営・ファイナンス		経営学Ⅱ
監査		監査手続論
法律		企業法Ⅱ
		法人税法
		所得税法

## (3) 応用・実践科目について

応用・実践科目では、基本科目・発展科目で修得した専門知識・能力をもとに、ケーススタディや討論等の参加型の教育方法により、実践的判断力や論理的思考能力を養成

している。

領域ごとに設置している「事例研究」科目は、実務経験を有する教員が担当し、具体的事例をとりあげてディスカッションやディベートを行う。実務上の具体的な問題を解決していくために必要な分析能力およびディベート能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える論理的表現能力、その他会計専門職業人として実務の現場で求められる能力を養成することを目指している。更に「会計総合事例研究」では、特に理論と実務の架橋を意識し、会計専門知識を総合的に活用して組織経営上の諸問題に対応する能力の養成を目指している。「マネジメント・シミュレーション」と共に、同科目は本会計大学院の特色を色濃く表す科目となっている。

この他、全体領域の「英語プレゼンテーション」科目、財務会計領域の「IFRS 研究」科目、法律領域の「国際租税法」科目等、会計専門職業人として国際社会で活躍するために必要な知識・能力を身につけるための科目も配置している。

また、各領域についてさらに深く掘り下げて研究を行う学生のため、財務会計、管理会計、租税法の研究指導科目を設け、修士論文の作成を指導している。

領域	応用・実践科目（原則 2 年次に履修）
全体	会計総合事例研究
	英語プレゼンテーション基礎
	英語プレゼンテーション応用
財務会計	IFRS 研究
	公会計
	財務会計事例研究
	財務会計論研究指導
管理会計	意思決定会計
	財務分析論
	応用管理会計
	管理会計事例研究
	管理会計論研究指導
経営・ファイナンス	経営事例研究
	ファイナンス事例研究
	M&A
監査	内部統制監査
	監査事例研究
法律	企業法事例研究
	租税法事例研究



	国際租税法
	実践国際租税法
	租税法研究指導

(2-3) 本会計大学院の現在の教育課程編成は、前回の認証評価において不適合となったことに端を発している。前回の認証評価での指摘を基に、教員体制の抜本的な刷新を図り、教育課程も会計大学院コア・カリキュラムに基づいて、それまでの本会計大学院の特色を更に進展させる形で再編成した。このような経過は、まさに社会からの要請に対応したものである。

また、本会計大学院は学術の発展動向に関して、会計を中心とする各種制度のアップデートに対応する科目を配置しており、加えて先端的な教育方法であるシミュレーション・アプローチを重視した科目を配置している（「マネジメント・シミュレーション」、「IT リテラシー」、「会計総合事例研究」等）。

本会計大学院の現行の教育課程を編成するにあたっては、固有の使命・目的・教育目標を再設定することから始め、学生アンケートを実施した（授業科目数と平日夜間の授業時間・コマ数に関して）。その結果、前回の認証評価時に比べて科目数を絞り込み、授業時間帯も平日夜間 2 コマ体制から 1 コマ体制へと変更している。これは多忙な社会人学生が大半を占める本会計大学院の特殊性に鑑み、学生のニーズに最大限配慮したものである。現在でも、教育課程の編成は不断に見直される体制が出来ており（カリキュラム検討委員会が担当し、委員間の日常的な意見交換を行いつつ、年に 3~4 回の対面会議で重点審議を行っている）、その重要なツールとして、従来授業最終回のみに行っていたアンケートを、2013 年度後期からは、論文指導を除く全科目について毎回 Web で行っていることが挙げられる。

(2-4) 「質の高い会計専門職業人を養成する」という固有の目的に即して配置した特色ある科目として、「マネジメント・シミュレーション」「会計総合事例研究」が挙げられるが、これにとどまらず各科目にそれぞれ特徴がある。以下、特色及び特徴を列記する。

#### <全体領域>

- 「マネジメント・シミュレーション」は、研究者教員と実務家教員が一体となって研究開発した科目であり、2013（平成 25）年度は毎回研究者教員 2 名と実務家教員 1 名がチームで指導にあっている。履修学生は、3 人ずつのグループに分かれて経営者の立場で PC 上での経営意思決定シミュレーションを行い、各グループの成績を競いながら、企業経営の諸問題と、会計専門知識を用いた分析手法、問題解決法を具体的に学べるようになっている。
- 「会計総合事例研究」では、実務家教員 1 名と研究者教員 1 名、ゲスト講師を交えて、会計専門職業人が実務上遭遇する事例をとりあげ、教員を含めた議論を通じて学術的側面・実務的側面の双方の視点からの考え方を学ぶ。これにより理論に裏打ちされた

実務知識を修得させ、ひいては、会計にまつわる知識を総合して組織経営全体を俯瞰することができる人材の育成を目指している。

- 「ITリテラシー」では、「マネジメント・シミュレーション」や管理会計系科目、監査系科目で涵養される会計とITの関連の重要性を具体的に解きほぐすことができる能力の形成を目指している。具体的には、「ITリテラシーⅠ」においてExcelを中心とした情報処理・加工の基本的な考え方を押さえ、「ITリテラシーⅡ」で簡易なシステムの実装を目指すものとなっている。
- 英語教育については、『藤澤博士の英語セラピー』等の著者で音楽と言語学の博士号を有する教員が、比較音声・言語学の見地から独自に開発したメソッドを用いて、徹底して「使える英語」を身に付けるための指導を行っている。換言すると、初学者でも英語によるコミュニケーションとプレゼンテーションが成立するスキルを養成することを目標に授業が実施されている。

#### <財務会計領域>

- 財務会計領域に配置した科目は、主に実務家教員が担当し、企業会計原則や種々の会計基準、会社法の規定等の趣旨を踏まえて、会計制度の全体を体系的に理解し、実践の場で使いこなせるようにすることを目指している。大企業だけでなく中小企業や非営利団体の実情にも即した事例教育を行っており、現に会計事務所等で実務に携わる学生の実践に資することを最も重視している。
- また、社会の動向に対応して設置した特色ある科目として、「IFRS研究」「公会計」がある。「IFRS研究」では、原文の内容を正確に読み解き、理解する能力を養うことにより、流動的な制度に自ら対応していける能力を修得させることを目指している。「公会計」では、日本公認会計士協会公会計委員会委員長、東京都包括外部監査人、東京都監査委員等を務め、わが国の公会計制度改革をリードしてきた実務家教員が、実務上の諸課題に即して授業を行っており、学外からの聴講生も参加している。

#### <管理会計領域>

- 「原価計算論」では工場見学（三菱電機静岡工場、三菱瓦斯化学鹿島工場、三菱自動車工業岡崎工場等）を実施して企業の実態の理解を図っている。この他、管理会計領域に配置した科目は、「マネジメント・シミュレーション」や「ITリテラシー」と同様にコンピュータ・システムを前提にした管理会計の在り方を探究する構成となっている。基本科目から応用実践科目に至るまで、全面的にシステムを意識した講義内容となっている。特に「管理会計事例研究」では担当の実務家教員が実際に導入したシステムに基づいて、実践的な授業が行われている。

#### <監査領域>

- 監査領域に配置した科目のうち、職業倫理科目の一般倫理の部分以外は全て実務家教員（公認会計士）が担当し、実務での活用を前提とした教育を行っている。具体的には、上場企業の粉飾、従業員による会社資産の着服・横領など会計不正の事例を取り上げ、その内容を事件を起こす側、発見する（監査する）側それぞれの視点から、分析・議論していくことを通じて、実務に役立つ、会計・税務その他幅広い分野の知識と監査の知識の融合を目指している。
- 「職業倫理」においては、単に会計職業人としての職業倫理だけでなく、日本における倫理観、西欧諸国における倫理思想の考え方を学ぶことにより、倫理観を問われる事案に遭遇した場合の自己判断の基礎を作ることを目指している。2014（平成26）年度からは、カリキュラム委員会での検討に基づいて、この方針をより発展させ、倫理学の研究者、元企業経営者、公認会計士2名の複数教員によるオムニバス講義とすることを企画している。

#### <経営・ファイナンス領域>

- 「経営事例研究」では、15回の講義のうち少なくとも1回は外部講師として企業経営者を招いて講演を行っている（元三菱重工副社長、元三菱エンジニアリングプラスティックス社長など）。

#### <法律領域>

- 「企業法」科目は全て実務家教員（弁護士）が担当し、単に企業法の総論各論を解説するだけでなく、随時判例にあたり、具体的な事案への理解と対応能力を養う形式をとっている。発展科目である「企業法事例研究」では、毎回オリジナルの事例問題を事前に配布し、必ず自分自身の意見をまとめて授業に臨むことを義務付けている。そのうえで、全受講生と教員が深い議論を行うことを通じて、様々な実務上の課題への対応力と同時に、論理的表現力をも鍛錬することを目指している。
- 「租税法研究指導」では、マイルストーン方式により2年間の課程を4つに分け、導入クラス、序論クラス、プレ結論クラス、完成クラスを置き、それぞれのクラスにおいて租税法の専門家と論文構成・文章指導の教員が2名一組のチームを作り指導に当たっている。導入クラスにはアカデミックライティング指導の専門教員を置き、論理的表現力の向上のための指導を行っている。また、週1回の対面授業に加えて、メール（メーリングリストを含む）やクラウド型情報共有サービス（サイボウズ Live）によるファイルのやり取りを中心としたWeb指導が精力的に行われており、学生の進度に合わせて、日常的にきめ細かい指導が行われている。

#### <根拠資料>

- ・資料1-3：LEC 会計大学院パンフレット

- ・資料 2-7：2013 年度 LEC 会計大学院シラバス
- ・資料 2-6：2013 年度 カリキュラム一覧
- ・資料 2-23：カリキュラム検討委員会実施概要（2013 年度）
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教育プログラム／カリキュラム」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/program/curriculum/index.html>

## 項目 6：単位の認定、課程の修了等

各経営系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置をとらなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

### <評価の視点>

- 2-5：授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮して、適切な単位が設定されていること。（「大学」第 21 条、第 22 条、第 23 条）〔L 群〕
- 2-6：各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が年間又は各学期に履修登録できる単位数の上限が設定されていること。（「専門職」第 12 条）〔L 群〕
- 2-7：学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や当該経営系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に沿って、当該経営系専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われていること。（「専門職」第 13 条、第 14 条）〔L 群〕
- 2-8：課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数が、法令上の規定に沿って適切に設定されていること。（「専門職」第 2 条第 2 項、第 3 条、第 15 条）〔L 群〕
- 2-9：課程の修了認定の基準・方法が、学生に周知されていること。（「専門職」第 10 条第 2 項）
- 2-10：在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿って設定されていること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされていること。（「専門職」第 16 条）〔L 群〕
- 2-11：在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法が、学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示されていること。また、明示された基準・方法は、公正かつ厳格に運用されていること。〔F 群〕
- 2-12：授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する適切な名称が付されていること。

## ＜現状の説明＞

### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院は、全ての開講科目について学習時間を考慮した適切な単位設定を行うとともに、年間履修単位数に上限を設けて、単位制度の趣旨に沿う十分な学習量を確保できるようにしている。また、既修得単位の認定や在学期間の短縮を行う場合は、本会計大学院の固有の目的との齟齬が生じないよう、研究科委員会において十分な審議を行った上で判断している。

本会計大学院の修了要件は、標準修業年限2年、必要単位数44単位であり、専門職大学院設置基準等の法令に則して適切である。この要件及び修了認定方法は、履修指導要項、オリエンテーションでの説明等を通じて学生に周知されており、固有の目的及び教育目標に照らして、必要な知識能力を身につけた学生に対して学位〔会計修士（専門職）〕が授与されている。

### 〔各評価の視点における現状の説明〕

(2-5) 本会計大学院の1単位あたりの学修時間は、大学設置基準第21条に基づき「45時間」を標準として設定している。本会計大学院の標準的な科目（全15回、2単位）の場合、基準とする学修時間は合計90時間であり、内訳は以下の通りである。

授業時間：1コマ90分（※2時間換算）×15回＝30時間

自習時間：授業1回あたり4時間（予習・復習各2時間）×15回＝60時間

なお、本会計大学院では、前回の認証評価結果を受けて全面的な教育課程の見直しを行った。その結果として、平日夜間の授業時間をそれまでの18時半～20時及び20時10分～21時40分の2コマ体制から、19時半～21時までの1コマ体制に変更した。これは新たな教育課程編成方針のもと、固有の使命・目的・教育目標に基づいて科目を絞り込むことにより実現した。科目の絞り込みと平日夜間の授業時間帯の変更は、前述の如く社会人学生の利便性及び単位設定に応じた十分な学習量確保に配慮した結果である。現状、土曜日の講義を主体とし、ウィークデイの講義は1コマとしている。

(2-6) 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定している。本会計大学院を修了するのに必要な最低履修単位数は44単位である。これは会計大学院コア・カリキュラムに準拠した科目配置と、本会計大学院の固有の教育目標を達成するのに必要と判断された単位数である。また、年間の履修上限単位数を34単位としている。当然、履修に当たっては、各領域の基本科目・発展科目・応用実践科目という区分に基づいて判断することになる。各領域・各

段階の科目の履修方法は、各人の問題意識に応じて多様な形をとることとなるが、どのような方法を採用したとしても、適切な単位取得と単位数になるように設定されている。

なお、2014（平成 26）年度入学者より、履修上限単位については変更を予定している。単位制度の趣旨を考慮して年間の上限（34 単位）は変更しないが、以下のように運用を変更することにより、多様な事情を抱える社会人学生の都合にも配慮しつつ、よりバランスの取れた履修ができるようにしている。

現 行：年間に履修申請できる単位数の上限を 34 とする（単位修得状況に関わらず）

変更後：各セメスターに履修申請できる単位数上限を 18 とし、かつ、年間に修得できる単位数上限を 34 とする。

（例） 前期で 18 単位申請し、18 単位修得 → 後期は 16 単位まで申請可能

前期で 18 単位申請し、10 単位修得 → 後期は 18 単位まで申請可能

**(2-7)** 学生が他の大学院で履修した授業科目について修得した単位や、本会計大学院に入学前に修得した単位を、本会計大学院で修得した単位として認定する場合、教育上有益と認められ、かつ、法令上の規定に沿って、本会計大学院の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っている。

具体的には、専門職大学院設置基準第 13 条および第 14 条に則り、本会計大学院学則第 24 条および 25 条において規定している。

審査にあたっては、当該学生が他の大学院において履修した授業科目のシラバス（担当教員、学修期間、詳しい授業の内容がわかるもの）と成績証明書の提出を求め、本会計大学院で同分野の科目を担当する教員による審査を踏まえて、研究科委員会にて審議し、認定している。

直近では、2011（平成 23）年度入学者 2 名、2012（平成 24）年度入学者 2 名、2013（平成 25）年度入学者 4 名が、入学前の既修得単位の認定申請を行っている。上述の通り、本会計大学院の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないよう留意した方法で審査を行った結果、一部の科目については本会計大学院の履修単位として認められないとされ、研究科委員会において否認されたケースもある。

**(2-8)** 課程の修了認定に必要な在学期間および修得単位数は、法令上の規定に則して適切に設定されている。

まず、本会計大学院の修了に必要な標準修業年限は 2 年、修得単位数は 44 単位以上であり、これは法令上の規定に対して適切に設定されている。また、本会計大学院の教育課程は、会計専門職大学院に求められる標準的な教育課程を示した「会計大学院コア・カリキュラム」に準拠して、定められている。すなわち、本会計大学院固有の使命・目的・教育目標に基づき、「全体」「財務会計」「管理会計」「経営・ファイナンス」「監査」「法律」の全ての領域で必ず一定の知識を修得するよう、必修科目の他に、「領域ごとの必修単位数」を設定している。加えて、財務会計・管理会計・監査領域の科目から、上記とは別に 4 単位を取得することを義務付けている。

○領域毎の必修単位数

科目領域	必要修得単位数 (2012年度以降入学者)
全体	4単位以上
財務会計	10単位以上
管理会計	8単位以上
経営・ファイナンス	6単位以上
監査	6単位以上
法律	6単位以上
上記以外で、財務会計・管理会計・監査のいずれかの領域に 属する科目	計4単位以上
修了に必要な単位数合計	44単位以上

(2-9) 課程の修了認定の基準および方法については学生に十分な周知を行っている。

まず、本会計大学院の修了要件を「2年以上在学し、本大学院が定めるところにより所要の科目を履修して44単位以上を修得することとする。修士論文を作成し、学位の取得をしようとする者は、さらに、指導教授から必要な研究指導を受け、本大学院で行う論文審査及び最終試験に合格することとする」(学則第26条)と定めている。この要件を満たした者について「会計修士(専門職)の学位を授与する」(学則第31条、学位規則第2条および第3条)としている。

審査手続きについては、「研究科委員会の議を経て、学長が学位を授与すべき者には学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する」(学位規則第4条)と定めており、修士論文認定にあたっては、別途、修士論文審査手続規則を定めている。

上の規定に沿って、2年次以上に在学し修了を予定している者について、おおむね3月上旬及び9月上旬の研究科委員会にて修了認定を行い、修了許可者については掲示で公表するほか、修了可否について学生に個別に通知している。

以上のことは、各セメスターのオリエンテーション(原則全員参加)において履修指導要項を配布して説明し、パンフレット、ホームページにも明記するとともに、履修相談等の機会に随時確認することで、学生への周知を図っている。

(2-10) 在学期間の短縮は法令上の規定に沿って設定されており、また、本会計大学院の固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮を行っている。

具体的には、在学期間の短縮について、専門職大学院設置基準第14条および第16条に則り、本会計大学院学則第30条において規定している。入学前の既修得単位が本会計大学院の教育課程中の修了要件に係る10単位以上を履修したものと認められ、少なくとも1年以上本会計大学院に在学して、本会計大学院の修了要件を満たした場合には、在学期間の

短縮を認めている。

審査にあたっては、入学前に修得した単位に該当するシラバス（担当教員、学修期間、授業の内容や使用教材等について詳細にわかるもの）と成績証明書の提出を申請者に求め、複数の教員による審査ならびに面接結果を踏まえ、研究科委員会にて審議しており、本会計大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮している。

(2-11) 在学期間の短縮の基準および方法は、学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示しており、また、明示している基準および方法に基づいて公正かつ厳格に行っている。

視点番号 2-10 の通り、在学期間の短縮については学則に明示し、入学前の段階において、入学者選抜試験の合格者に案内するとともに、入学後の履修オリエンテーション（原則全員参加）においても説明し周知を図っている。審査についても視点番号 2-10 で述べたプロセスで行っており、これまで1名について在学期間の短縮が認められた例がある。

(2-12) 授与する学位の名称は、学位規則第5条の2の定めに基づき、本会計大学院の特性や教育内容に合致する適切な名称が付されている。具体的には、本会計大学院の学位名称は以下の通りである。

- ・学位名称：会計修士（専門職）
- ・英文学位名称：MBA with a specialization in professional accountancy

当大学院は会計大学院である。当大学院の目的は「内外の会計基準や税務に精通し（中略）質の高い会計専門職業人を養成すること」にある。当大学院で会計学修士の称号を用いないのは学問としての会計より実務を重要視していることの表れである。従って当大学院の修了者に「会計修士」の称号を授与することは当然かつ適切と考えられる。

英文名称については

1. 英文における MBA は Master of Business Administration で経営管理（学）修士を意味する。経営は非常に広い範囲を含み、会計も経営管理の一部分をなすが、MBA では日本語の会計修士のように特に何を専門とする修士であるかを示すことができない。従って日本語の会計に当たる部分を MBA の後に加えている。
2. Accountancy は英文辞書によれば the theory or practice of keeping or inspecting accounts である。すなわち、理論の分を除けば「会計（帳簿）記載または会計検査の実務」である。従って当大学院の呼称 with a specialization in professional accountancy は「職業的会計専門（職）」となる。MBA with a specialization in professional accountancy は「職業的会計専門修士」を意味する。これは、当大学院の「会計専門職業人の養成」という目的と合致している。
3. 以上より、当大学院の修士の英文呼称は日本語の「会計」に当たる部分をより具体的に示したもので、学位名称として適切なものである。

## <根拠資料>

- ・資料1-1：LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則



- ・資料 1-3 : LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料 2-2 : 2013 年度 前期 履修指導要項 (新入生)
- ・資料 2-3 : 2013 年度 前期 履修指導要項 (在学生)
- ・資料 2-4 : 2013 年度 後期 履修指導要項 (新入生)
- ・資料 2-5 : 2013 年度 後期 履修指導要項 (在学生)
- ・資料 2-7 : 2013 年度 LEC 会計大学院シラバス
- ・資料 2-9 : 2013 年度 LEC 会計大学院 (前・後期) 時間割
- ・資料 2-10 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学位規則
- ・資料 2-11 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 修士論文審査手続規則
- ・資料 2-24 : 2013 年度会計大学院研究科委員会議事録 (4 月)
- ・資料 2-25 : 2013 年度会計大学院研究科委員会議事録 (6 月)
- ・資料 2-27 : 2013 年度会計大学院研究科委員会議事録 (11 月)
- ・資料 2-28 : 2013 年度会計大学院研究科委員会議事録 (12 月)
- ・LEC 会計大学院ホームページ「大学院案内 / 大学院概要」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/gaiyou.html>
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教育プログラム」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/program/>
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教育プログラム／カリキュラム」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/program/curriculum/index.html>

## (2) 教育方法等

### 項目 7 : 履修指導、学習相談

各経営系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、履修指導、学習相談においては、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

なお、インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。

#### <評価の視点>

2-13 : 学生に対する履修指導、学習相談が学生の多様性 (学修歴や実務経験の有無等) を踏まえて適切に行われていること。〔F群〕

2-14 : インターンシップ等を実施する場合、守秘義務等に関する仕組みが規程等で明文化され、かつ、

適切な指導が行われていること。〔F群〕

2-15: 固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを履修指導、学習相談において行っているか。

〔A群〕

## ＜現状の説明＞

### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院は、現職の社会人が学生の大多数を占める点に配慮し、オリエンテーションは平日夜と土日に複数日程を設けて実施している。また、学生個々の学修歴や実務経験に差があることから、履修や学習の相談に関しては一律の指導ではなく個別の対応を基本としており、毎セメスターの履修登録期間に個別相談の機会を設けている。全体的に、仕事や家庭との両立で余分な時間を取りづらい学生が多いため、時間・場所に制約のないメール（メーリングリストを含む）やクラウド型情報共有サービス（サイボウズ Live）を利用した相談対応や指導が大きな役割を担っている。

また、インターンシップは会計大学院協会の実施する監査法人インターンシップへの参加を推奨しており、その都度覚書を取り交わして守秘義務等を確認するとともに、参加学生への事前周知も徹底している。

### 〔各評価の視点における現状の説明〕

(2-13) 学生の学修歴や実務経験の有無を踏まえた履修指導・学習指導は適切に行われている。

履修指導については、在学生の大半が仕事を有する社会人学生であるという特殊性に配慮し、履修登録前のオリエンテーションを平日の夜間および土曜日・日曜日に複数日程を設けて実施している。ここでは履修登録や成績評価、修了認定の方法・基準等について説明した後、履修に関する全般的な質問や相談を受け付けている。

さらに、仕事等で参加できない学生や、さらに個別具体的な事情を相談したいと希望する学生のために、履修登録申請に際して、履修を含めた様々な相談に応じる「履修相談会（学生相談会）」の期間を設けている。具体的には、各セメスターの履修登録時期に合わせて1週間程度の相談期間を設け、学生一人一人の履修上の相談、学生生活上の相談、キャリアプラン等を含めた個別相談に応じている。事務局職員が一次的な相談を受け付け、個々の希望や必要性に応じて随時担当教員との面談等を設定している。また、希望によりTAによる個別指導も受けられるようにしている。数は多くないが、簿記等の基礎知識の補習や、試験対策面での指導を希望する学生がいる場合は、税理士試験合格者であるTAが相談に応じている。

その他、日常の学習相談体制に関しては、電子メールによる指導・相談を基本としている。電子メールによる指導・相談は、仕事を有する社会人学生等の多様な履修スタイルに

も対応できる利点があることから、授業科目ごとの学修指導のほか、全体的な履修や学生生活、将来のキャリアプランについての相談等にも活用している。電子メールによる相談では、教員と学生の媒介を事務局員が行うが、直接面談によることが適切であると教員が判断した場合は、学生の事情を考慮しつつ適宜面談を設定している。

なお、修了要件を満たした上で引き続き在学を希望する学生（以下、修了延期生という）については、半期毎に教員による面談の機会を設けている。これは、現状ほとんどの修了延期生が修士論文の完成を目指して在学を延長していることから、その進捗状況を適宜把握し、修了に向けた指導の効果を高めるためである。修士論文指導においては修了延期生に対しても通常の在學生と同様に週 1 回の指導の時間を設けているが、そこに仕事等の都合で参加できない場合もあるため、上記の如く少なくとも半期に 1 回は面談の機会を設けている。

**(2-14)** インターンシップ等の実施について、守秘義務に関する仕組みについて明文化しており、かつ、適切な指導を行っている。

現在、本会計大学院の学生が利用できるインターンシップは、会計大学院協会が取りまとめて実施している監査法人インターンシップであり、守秘義務等については大学と監査法人が取り交わす覚書で明文化されている。また、参加を希望する学生は大学を通じて申し込みを行うため、申し込みの際に守秘義務等に関しての注意喚起と指導を行っている。参加が決まった学生は、前述の覚書に従って受入監査法人に誓約書を提出する。

**(2-15)** 履修指導は基本的に各学期の始まる前に行われるオリエンテーションで全体に対して行う他、希望する学生に対しては個別面談を実施している。

学習相談は、現状、修士論文作成に関する相談事項が多い。その他の対応として、学習相談の機会をオフィスアワーという形で平日夜間に設けていたこともあったが、きわめて利用者が少なかったこともあり、現在は日曜日の 2 限から 4 限の時間帯において対応している。

なお、修士論文作成に関して、本会計大学院ではメール（メーリングリストを含む）やクラウド型情報共有サービス（サイボウズ Live）を利用した相談対応や指導が大きな役割を担っている。サイボウズ Live では修士論文の作成段階に応じたグループを幾つか設け、それぞれの段階で必要となる各種書類（例えば序論や結論のフォーマットなど）、修士論文執筆要項などを PDF ファイルで共有している。場合によっては、各グループ内で掲示板を通じて素朴な疑問や各人の進捗状況を伝え、学生相互に励まし合うような例もあった。このような利用は、サイボウズ Live を提供している Cybozu 社のホームページで活用事例として紹介され、注目された（<https://live.cybozu.co.jp/casestudy.html?q=2944>、1200 を超える「いいね!」を記録）。但し、2013（平成 25）年度前期まではサイボウズ Live に全ての機能を集約することを目指してきたが、各人のファイルの機密性が保てないことから、現在はメールやクラウド型ストレージ（Dropbox）と併用する形へと変わってきている。

また、「IT リテラシー」で実験的に実施した毎回の Web アンケートが効果を発揮したこ

を受け、2013（平成 25）年度後期からは論文作成指導以外の全授業で毎回の Web アンケートを採用した。これにより、学生の意見や要望に対して、授業時間内でのリアルタイムなフィードバックが可能になった。

### <根拠資料>

- ・資料 2-2：2013 年度 前期 履修指導要項（新入生）
- ・資料 2-3：2013 年度 前期 履修指導要項（在学生）
- ・資料 2-4：2013 年度 後期 履修指導要項（新入生）
- ・資料 2-5：2013 年度 後期 履修指導要項（在学生）
- ・資料 2-12：インターンシップに関する覚書（写し）
- ・資料 2-13：監査法人インターンシップ実施案内（掲示）
- ・資料 2-20：毎回授業アンケートフォーム、連絡メール
- ・サイボウズ Live 活用事例紹介（Cybozu 社ホームページ）

<https://live.cybozu.co.jp/casestudy.html?q=2944>

### 項目 8：授業の方法等

各経営系専門職大学院は、教育の効果を十分上げるために、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、これを効果的に実施することが必要である。そのためには、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。また、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。その際、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育方法を導入することや固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

なお、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。

#### <評価の視点>

2-16：ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門職」第7条）〔L群〕

2-17：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授

業形態が採用されていること。(「専門職」第8条第1項)〔F群、L群〕

2-18: グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育方法が導入されているか。〔A群〕

2-19: 多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としていること。(「専門職」第8条第2項)〔L群〕

2-20: 通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としていること。(「専門職」第9条)〔L群〕

2-21: 固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを授業方法に関して行っているか。〔A群〕

## ＜現状の説明＞

### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院では一授業に関して同時に授業を受ける学生については、一斉講義科目でも入学定員である60名以下とし、参加型科目では15名以下を標準としている。教員が授業の性質上必要とする場合にはさらに少数の定員を設定し、履修登録にあたって成績等による選抜を行う、複数クラスを設けるなどの対応をとっている。また、今後も実際の授業の状況をもとに更に適正化を進めていくこととしている。

授業の形式面では、科目のレベルや特性に応じてケーススタディ、シミュレーション、グループ学習等の適切な教育手法や授業形態を採用し、実践教育の充実を図っている。グローバルな視野を持つ人材育成という点では、英語による会計知識の学修を通して専門性を高める授業、英語によるコミュニケーション様式の訓練を通して異なる文化・思考様式への理解を深める授業を設けている。

また、理論と実務の架橋教育の推進を強く意識し、毎回複数の教員が共同で行う授業を(研究者と実務家の共同)多く取り入れている点は、本会計大学院の特色のひとつである。

### 〔各評価の視点における現状の説明〕

(2-16) ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生は、授業の内容、授業の方法および施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果をあげるために適切な人数となっている。具体的には、以下の通りである。

本会計大学院では、少人数教育を掲げる専門職大学院制度の趣旨ならびに本会計大学院の入学定員を勘案して、同時に授業を受ける学生数を少人数とすることを原則とし、主に「基本科目」群と「発展科目」群で採用されている一斉講義形式の授業科目については、入学定員である60名を超えないこと、主に「応用・実践科目」群で採用されている「事例研究」等の参加型の授業においては、15名を標準として20名を超えないこと、という人数制限の方針を有している。

この方針をもとに、授業科目の性質を踏まえて担当教員と協議し、必要に応じて履修人

数制限（成績状況や小試験による選抜）を行っている。履修希望者がこの人数基準を大きく超え、選抜が困難な場合には複数クラスを設ける対応も行っており、2012（平成24）年度前期の「応用管理会計」では、29名の履修希望者があったことから、担当教員と協議の上、15名と14名の2クラスに分けて実施した事例がある。

**(2-17)** 本会計大学院は、理論と実務の架橋教育は研究者と実務家の協働によって達成されるものという考えを基本においている。また、本会計大学院の教育の特色の1つとしてシミュレーション・アプローチを重視していることがあげられる。そのような考えと特色をより強く発揮するため、従来からの「マネジメント・シミュレーション」に加えて、「管理会計論」、「原価計算論」、「会計総合事例研究」では全面的な共同授業方式を採用しており、「職業倫理」、「ITリテラシーⅠ・Ⅱ」でもオムニバス方式ないしは部分的な共同授業方式を採用している。現在最も主要な学生層が履修している税法修士論文指導においても、税法の専門家・実務家と文章構成の専門家が一貫して共同指導を行っている。

また、本会計大学院は実践教育を充実させるため、講義の他に、ケーススタディ、シミュレーション、グループ学習等の適切な教育手法や授業形態を採用している。

前述の通り、本会計大学院では、教育研究の対象となる専門分野を6つの領域に区分し、それぞれ「基本科目」、「発展科目」、「応用・実践科目」に分類し、基礎理論から専門知識、事例への応用と、確実な実践力を養うため段階的な課程編成を行っている。

「基本科目」及び「発展科目」においては、主に講義形式の授業を採用しているが、ITや英語をはじめ、授業で扱う内容に応じて適宜シミュレーションや実習やゼミ形式の授業を導入している。また、「応用・実践科目」では、基本科目・発展科目で修得した実践的専門知識・能力をもとに実践的判断力や論理的思考能力を養うため、概ねケーススタディやディスカッション等の参加型の教育方法を採用しており、ゲスト講師の招聘や学外への実地見学等も実施している。

具体的に例示してみると、「マネジメント・シミュレーション」はその名の通りシミュレーションをベースに豊富なディスカッションを行っている。「ITリテラシー」は全面的に実習形式の授業となっている。英語関連科目も同様に全面的に実習形式である。各領域の事例研究科目も全てディスカッション形式を採用している。

なお、前述の通り、修士論文作成に関して、本会計大学院ではメール（メーリングリストを含む）やクラウド型情報共有サービス（サイボウズLive）を利用した相談対応や指導が大きな役割を担っており、授業時間以外でも到達度に応じたきめ細かい指導が行われるとともに、各人の指導状況もオープンになっている。このような取組みは、サイボウズLiveを提供しているCybozu社のホームページでも活用事例として紹介され、注目された。

**(2-18)** グローバルに活躍する人材となるための第一の要件は専門性である。本会計大学院では会計税務等の専門科目教育に重点を置いている。第二の要件は、論理的思考力と言語による論理的表現能力である。本会計大学院では修士論文指導において論理性を極めて重要視した教育を行っている。さらに国際会計や国際税務を扱う科目を設けるとともに

(「英文会計」「IFRS 研究」「国際租税法」「実践国際租税法」)、英語コミュニケーション教育の強化に努めている。

例えば、英語での会計情報を直接読み解く力を養う「英文会計」の授業を新たに設置したほか、英語コミュニケーション能力を養うため、会話・ヒアリング主体、リーディング・ライティング主体の英語科目を、それぞれ基礎・応用の段階別に開設している。さらに発展科目として、英語による思考・表現力を強化する「英語プレゼンテーション」科目を設けている。本科目では、英語によるプレゼンテーション訓練を通じて英語圏の人々のコミュニケーション様式を学び、グローバルな思考の基礎となる異文化への理解を深める方法をとっている。

(2-19) 本会計大学院では、多様なメディアを利用した遠隔授業は実施していない。

(2-20) 本会計大学院では、通信教育による授業は実施していない。

(2-21) 質の高い会計専門職の養成という目的に即して、授業方法に関して特色ある取り組みとして挙げるとすれば、研究者と実務家の共同による実習・演習授業を導入していることがある。

「マネジメント・シミュレーション」は研究者教員と実務家教員が一体となって研究開発した科目であり、2013（平成 25）年度は毎回研究者教員 2 名と実務家教員 1 名がチームで指導にあっている。履修学生はグループに分かれて経営意思決定シミュレーションを行い、経営成績を競いながら、企業経営の諸問題と、会計専門知識を用いた分析手法、問題解決法を具体的に学べるようになっている。

「会計総合事例研究」では、実務家教員 1 名と研究者教員 1 名、ゲスト講師を交えて、会計専門職業人が実務上遭遇する事例をとりあげ、教員を含めた議論を通じて学術的側面・実務的側面の双方の視点からの考え方を学ぶ。とりわけ本科目でユニークなのは、担当教員が共同で執筆した、ストーリーと解説を一体化したテキストを利用していることである。これにより必ずしも実務経験を積んでいなくとも、仮想的な体験を通じて理論に裏打ちされた実務知識を修得させることができる。その目指すところは、会計にまつわる知識を総合して組織経営全体を俯瞰することができる人材の育成である。

「管理会計論」と「原価計算論」では、全 15 回の授業すべてで研究者教員と実務家教員が共同で講義を行っている。研究者教員が理論的に一通りの講義を行い、実務家教員が実務に即して追加講義を行うのである。この方式は、履修学生から概ね好評であり、その利点として理論と実務の架橋が 1 つの講義の中で実現できることが挙げられる。

「租税法研究指導」では、研究指導委員会を編制し、現職の社会人でも修士論文に取り組めるようにするためのシステムとして、研究及び論文執筆を進める上での到達目標（マイルストーン）を設定し、この目標到達度によって導入・序論・プレ結論本論・完成の 4 クラスに分けて指導を行っている。指導においては、クラスごとに、主に論文の形式や構成面を指導する教員と、専門分野の論考内容を指導する教員が 2 人ずつチームを組んで取り組んでおり、形式・構成は研究者教員が、専門分野の論考内容については租税法の研究

実績を有する実務家教員が担当している。これにより、社会人が限られた時間の中でも論理的な思考力・文章力を養いつつ研究を深め、質の高い修士論文を完成させることのできる体制を整えている。

「職業倫理」については前述（項目 5、視点番号 2-4）のように、それぞれ異なる分野の教員が異なった視野からの倫理教育を行うことが予定されている。

### <根拠資料>

- ・資料 1-3：LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料 2-7：2013 年度 LEC 会計大学院シラバス
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教育プログラム／カリキュラム」

<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/program/curriculum/index.html>

### 項目 9：授業計画、シラバス

各経営系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。なお、シラバスの内容を変更した場合は、学生にその旨を適切な方法で周知する必要がある。

#### <評価の視点>

2-22：授業時間帯や時間割等は、学生の履修に配慮して設定されていること。〔F群〕

2-23：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等が明示されたシラバスが作成されていること。（「専門職」第 10 条第 1 項）〔F群、L群〕

2-24：授業は、シラバスに従って適切に実施されていること。また、シラバスの内容を変更した場合、学生にその旨が適切な方法で周知されていること。〔F群〕

### <現状の説明>

#### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院の授業時間帯・時間割は、現役社会人が在学生の大半を占めるという特性に鑑み、平日夜間と土曜・日曜のみで設定している。また、平日の授業開始時間も 19:30 開始の 1 コマのみとし、多少の残業等がある場合でも出席できるよう配慮するとともに、できるだけ土日を主とした通学で修了が可能となるよう時間割編成にも配慮している。また、入学時期が春期と秋期に分かれるため、主要な必修科目の 2 回開講等の配慮も行って



いる。

授業のシラバスは毎年度初めに 1 年間の全科目分を作成し、学生に配布しホームページでも公開している。シラバスのフォーマット・作成要領は完全に統一され、全ての科目について毎回の授業内容、日程、教材、到達目標や評価方法等、作成要領で定める事項が記載されている。

シラバスの変更については、事務局で集約して掲示や個別メールで学生に周知している。また、シラバスに沿った授業の実施状況は、授業の最終回で行う学生アンケートで確認されているほか、本年度より Web を使った毎回アンケートによっても随時確認することができるようになっている。

### **【各評価の視点における現状の説明】**

**(2-22)** 授業時間帯や時間割等は、学生の履修に配慮して設定している。

本会計大学院では、現に会計実務に携わる社会人を主たる学生像として想定しており、現に在学生の大半が現職の社会人である。そのため、時間割はすべて平日の夜間と土曜日・日曜日のみで編成している。さらに、2011（平成 23）年度より平日の授業を 19:30～21:00 の 1 コマのみとし、同一曜日に必修科目が重ならない組み合わせとする、租税法の修士論文指導（租税法研究指導）は全クラスを日曜日に集中させて、極力他の科目と重ならない時間割配置にするなど、学生が履修しやすいように最大限の配慮を行っている。

また、入学時期を春・秋の 2 回設けていることから、「監査論」「租税法」「マネジメント・シミュレーション」といった主要な必修科目は前期・後期の 2 回開講とし、「原価計算論」「管理会計論」のように同一分野の必修科目では、どちらから履修しても支障のない内容構成とするなどの配慮を行っている。

2014（平成 26）年度からは、平日に配置する必修科目は 1 週あたり 2 科目を上限として、平日の通学回数の負担軽減を図るなど、より学生の履修に配慮した時間割編成とする予定である。

**(2-23)** 教育課程の編成の趣旨に沿って、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件および一年間の授業日程等が明示されたシラバスを作成している。その内容は統一的な運用方針の下で作成されており、作成時には事務局から具体的な記載に関する「シラバス作成要領」が毎回示され、全教員がこの内容に基づいてシラバスを作成している。

具体的には、毎年度初めに、1 年間分のシラバスと時間割一覧表を作成し、シラバスはすべての科目について、①当該授業科目の名称、②担当教員、③開講期、④総授業回数、⑤付与単位数、⑥「基本科目」、「発展科目」、「応用・実践科目」の区分、⑦授業の目的、⑧到達目標、⑨履修条件、⑩授業計画（各回の内容と日程）、⑪使用教科書、⑫参考書、⑬評価方法を必ず記載している。

シラバスと時間割一覧表は、セメスター毎に開催するオリエンテーション（原則全員参加）で配布し説明を行っている。さらに、全てデータ化しホームページでも公開している。

(2-24) 授業は、シラバスに沿って適切に実施しており、内容変更の際にも学生に対し適切に周知されている。

まず、シラバスに沿った授業の実施状況については、全授業科目の最終回で実施する授業評価アンケートによって学生に確認される。加えて、2013（平成 25）年度からは Web を利用した毎回の授業アンケートを開始しており、学生がシラバスに関しても随時意見や要望を述べることのできる体制を整えている。アンケートの結果は、FD 委員会や研究科委員会において検証され、次年度以降のシラバスの作成に活かされている。

シラバスの内容に変更が生じた場合、各担当教員からの告知のほか、変更されたシラバスデータを新たに作成して、掲示、メール及び Web 掲示板での連絡を行い、学生への周知を徹底している。

### <根拠資料>

- ・資料 2-9：2013 年度 LEC 会計大学院（前・後期）時間割
- ・資料 2-7：2013 年度 LEC 会計大学院シラバス
- ・資料 2-8：2013 年度シラバス作成要領
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教育プログラム」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/program/>
- ・資料 2-18：2013 年度 授業評価アンケートフォーム
- ・資料 2-19：2013 年度 授業評価アンケート結果

## 項目 10：成績評価

各経営系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価においては、明示された基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

### <評価の視点>

2-25：成績評価の基準・方法が策定され、学生に周知されていること。（「専門職」第 10 条第 2 項）

〔F 群、L 群〕

2-26：成績評価が明示された基準・方法に基づいて、公正かつ厳格に行われていること。（「専門職」第 10 条第 2 項）〔F 群、L 群〕

2-27：成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなど、適切な仕組みが導入されていること。〔F 群〕

## ＜現状の説明＞

### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院の成績評価・単位認定基準は、学則・学生便覧・履修指導要項に明示して学生に周知されている。また、各科目の評価方法はシラバスに明記されている。

実際の成績評価に際しては、教員がシラバスの評価基準に沿って算出した点数に事務局職員が所定の評価（S～F）をあてはめ、相互に確認を行うことで恣意性を排除している。さらに、成績評価確定後には各科目について評価（S～F）別の人数分布表を作成し、教員によって評価分布に著しい偏りが生じていないか確認されている。

学生からの成績評価に対する問い合わせについては、セメスターごとに指定の疑義照会期間を設け、成績評価そのものに対する疑義や照会にも対応している。

### 〔各評価の視点における現状の説明〕

(2-25) 成績評価、単位認定の基準および方法を策定し、学生に対してシラバス等を通じて予め明示している。具体的には、以下の通りである。

本会計大学院の成績評価は絶対評価で行われ、「評価はS・A・B・C・Fの5段階をもって表し、このうちS・A・B・Cを合格とする。Fを不合格とする。但し、科目の性質上、段階評価がなじまない科目については、合格または不合格のみの評価とすることがある。」

（本会計大学院学則第23条1項）とし、「合格した授業科目については、所定の単位を与える」（本会計大学院学則第23条2項）としている。この成績評価、単位認定の基準については、学則の他、学生便覧と履修指導要項にも明記し、オリエンテーション時に配布し説明している。

また、評価の方法についても、授業科目ごとにシラバスに明記して、同じくオリエンテーション時に配布し説明している。

(2-26) 成績評価は、明示された基準および方法に基づいて統一的な方法で公正かつ厳格に行われている。具体的には、以下の通りである。

本会計大学院では、成績評価が客観的かつ厳格に行われるよう、以下の①～③のプロセスにより教員と事務局が相互に確認して最終評価を確定することで恣意性を排除している。

- ①事務局において、シラバスで明示された成績評価の方法と履修者の出席状況を記載した「成績評価フォーマット」を授業科目別を作成し、各担当教員に提出する。
- ②教員が、自己の担当科目の試験等採点結果と出席点を算出し、「成績評価フォーマット」に入力して事務局へ提出する。
- ③教員から提出された採点の数値をもとに、事務局担当者が、予め明示された成績評価の基準に従ってS～Fの評価をあてはめ、再度成績評価の基準と方法に照らし合わせて、

教員に確認をとり、最終評価を確定する。

また、成績評価確定後、履修者 5 名未満の科目を除く全科目について成績評価（S～F）の人数分布表を作成し、教員によって評価に偏りが生じていないか確認されている。この科目別の成績評価分布表は、全科目の成績評価が確定した後に、統計情報として教員及び在学生全体に対してデータ送信され、公表されている。

(2-27) 成績評価において、評価の公正性および厳格性を担保するために、成績評価に関する学生からの問い合わせに対応するなどの適切な仕組みを導入している。

本会計大学院では、セメスターごとに、成績評価に関する学生からの疑義照会を受け付けている。成績評価について疑義のある学生は、指定の期間内（おおむね各セメスターの成績通知表の発行開始から一週間以内）に疑義照会申請書を提出することにより、照会内容に応じて教員または事務局からの回答を受けることができる。

履修登録した科目の評価が成績通知表に記載されていないといったシステム上のエラーに関するものの他、成績評価の内容そのものに対する疑義も受け付けており、直近では 2011（平成 23）年度に 5 件、2012（平成 24）年度に 1 件の照会があった。このうち履修登録ミスに関するものが 1 件、成績評価内容に関するものは 5 件であり、照会によって評価が変更されたものは 0 件であった。

## <根拠資料>

- ・資料 1-1：LEC 東京リーガルマインド大学院大学学則
- ・資料 2-1：2013 年度 LEC 会計大学院 学生便覧
- ・資料 2-2：2013 年度 前期 履修指導要項（新入生）
- ・資料 2-3：2013 年度 前期 履修指導要項（在学生）
- ・資料 2-4：2013 年度 後期 履修指導要項（新入生）
- ・資料 2-5：2013 年度 後期 履修指導要項（在学生）
- ・資料 2-7：2013 年度 LEC 会計大学院シラバス
- ・資料 2-14：2013 年度科目別成績分布表
- ・資料 2-15：成績評価フォーマット（LEC 会計大学院 出席状況及び得点一覧表）
- ・資料 2-16：成績評価に関する疑義照会申請書

## 項目 11：改善のための組織的な研修等

各経営系専門職大学院は、授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。特に、経営系専門職大学院の教育水準の維持・向上、教員の教育上の指導能力の向上を図るために、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。

また、教育方法の改善について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。さらに、その結果を教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。

#### <評価の視点>

2-28：授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施すること。

〔「専門職」第11条〕〔F群、L群〕

2-29：教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めること。〔F群〕

2-30：学生による授業評価が組織的に実施され、その結果が公表されていること。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。さらに、こうした仕組みが、当該経営系専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。

〔F群〕

2-31：固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを教育方法の改善において行っているか。〔A群〕

#### <現状の説明>

##### [当該項目に対する概要]

本会計大学院では、研究科委員会及びFD委員会のもとで組織的かつ継続的な教員研修を実施し、授業方法・内容の改善や教員の資質向上に努めている。学生アンケートは授業最終回で全員に実施するもの以外に、Web上で随時意見を寄せることのできる方法も導入しており、当該授業実施期間内での速やかな改善・フィードバックを可能としている。

また、研究者、実務家各々の指導能力向上という点では、共同授業も大きな役割を果たしており、本会計大学院の特色のひとつといえる。

##### [各評価の視点における現状の説明]

(2-28) 授業の内容および方法の改善と教員の資質向上を図るための組織的な研修および研究を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）を整備し、かつ、適切に実施している。

具体的には、研究科委員会の下に「教員の教授能力の向上、教育内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究に関する事項を検討し、研究科委員会の決定に基づき推進（本会計大学院FD委員会規程第5条）」するための組織としてFD委員会を設置している。FD委員会では、授業評価や教員研修について検討を行い、以下のような施策を実行している。

### ①総合教員研修

教員の能力向上を目的として、少なくとも年1回、総合教員研修を実施している。2009（平成21）年度以降の実績は以下の通りである。従来は学内の教員が分担して行っていたところ、2013（平成25）年度には学外講師として文部科学省専門職大学院室の担当官を招き、専門職大学院を取り巻く環境や認証評価制度について、これまでの経緯や最新の動向をお話いただいた。また、大学の将来像を考えていくために、学長顧問と専任教員の懇談会的な位置付けで、より大局的に大学や高等教育のあり方について意見を伺う機会を設けるなどの試みも行っている。

実施年月	内容（講師 ※職名は実施当時）	対象
2009（平成21）年9月	講話「日本企業の分離・独立の研究」 （岡本久吉教授）	専任教員
2009（平成21）年12月	講話「IFRSとわが国の対応」 （若杉明教授）	専任教員
2010（平成22）年2月	講話「国際会計基準の概略（実務家の視点から）」 （高田博行教授）	専任教員
2010（平成22）年9月	講話「教育研究におけるITの活用法」 （横井隆志助教）	専任教員
2010（平成22）年10月	研修「著作権侵害防止のための発展研修」	専任教員
2011（平成23）年12月	講話「会社法制の見直しについて」 （平田和夫教授）	専任教員
2012（平成24）年11月	講話「会社法制の見直しに関する要綱」 （平田和夫教授）	専任教員
2013（平成25）年7月	講話「専門職大学院の展望等について」 （文部科学省高等教育局専門教育課 専門職大学院室長補佐）	全教員
2013（平成25）年12月	講話「認証評価制度及び最近の動向について」 （文部科学省高等教育局専門教育課 専門職大学院室長補佐）	全教員
2014（平成26）年3月	講話「これからの大学・大学教育について」 （諸井勝之助 学長顧問・東京大学名誉教授）	研究科委員会 会構成員

### ②授業評価アンケートの実施と授業科目毎の集計結果の公開

授業の内容および方法の改善を図るため、授業評価アンケートを学生に対して実施している。各授業科目の最終回にアンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックするとともに、授業科目ごとの集計結果を教員および学生に公開（希望するものに関覧

を可とする) している。

さらに、2013 (平成 25) 年度からの新たな取組みとして、Web による毎回の授業アンケートを実施している (後述)。

**(2-29)** 教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めている。

具体的には、実務家教員と研究者教員の共同授業 (オムニバスではなく、複数の担当教員が毎回参加する形) を多数とりいれている。主な科目として「会計総合事例研究」「マネジメント・シミュレーション」「租税法研究指導」などが挙げられるが、いずれも研究者教員にとっては実務上の知見を、実務家教員にとっては学術的な知見をより充実させる機会となっている。

また、複数教員による共同授業を常時行うことにより、教育指導方法に関する相互チェック機能が働いており、教育指導能力の向上にも役立てられている。

**(2-30)** 学生による授業評価を組織的に実施しており、その結果についても公表している。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みも整備しており、さらに、こうした仕組みが関係者に共有され教育の改善にも有効に機能している。

具体的には、授業の内容および方法の改善を図るため、授業評価アンケートを学生に対して実施している。各授業科目の最終回にアンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックするとともに、授業科目ごとの集計結果を教員および学生に公開 (希望するものに閲覧を可とする) している。

さらに、2013 (平成 25) 年度からは Web による毎回アンケートを実施し、学生が毎回、授業に対する意見・要望・評価等を教員及び事務局へ伝えることができるようにしている。教員及び事務局は Web による毎回アンケートの結果を全て共有しており、教員は自身の担当科目以外も含め全ての授業のアンケート結果をいつでも参照することができるようになっている。

授業評価の結果については、カリキュラム検討委員会にて授業の方法・内容・水準を検討する際の基礎資料として反映している。授業評価結果を踏まえた改善は、授業内容や進度の変更を活かされている。象徴的な例としては、「職業倫理」において従来は公認会計士を想定した内容のみとしていたものを、税理士も想定した内容に変更したことが挙げられる。これはアンケートにおいて、公認会計士だけでなく税理士を含む職業倫理を教授してもらいたいとの声に対応したものである。2014 (平成 26) 年度からは、この改善方向を拡大し、先述の通り全部で 4 人の教員が内容を充実させて臨む予定である。

**(2-31)** 従来の授業評価アンケートに加えて、先述の通り、2013 (平成 25) 年度より Web による毎回授業アンケートを実施している。毎回の回答を義務としているものではなく、現に履修している学生が、授業や教員に関する意見・要望・評価等を、気軽にかつ随時伝えることができるツールとして活用している。これは、履修者の状況によって授業内容やレベルに配慮を要する IT リテラシー科目で試験的に実施した後、FD 委員会、研究科委員

会での検討・審議を経て全科目に拡大したものである。

Web での毎回アンケートの具体的な活用例として「IT リテラシー（現行の IT リテラシー I に相当）」での事例を挙げると、毎週、担当教員がアンケートの回答状況を確認し、全体へフィードバックすべきと判断した内容については次回以降の授業内容に反映させ、個別にフィードバックすべきと判断した内容についてはメールでのフォローや必要に応じて個別サポートの時間を設けて対面で対応することで、一定以上の習熟度と学習の連続性の確保に寄与している。既存の授業アンケートでは、学生へのフィードバックや授業内容の改善が次年度以降になってしまうという制約があったが、この取組みは、現に授業を受けている学生の意見を拾い上げて即時に対応し、改善に繋げることができる点で、教育方法の改善において特色あるものといえる。

### <根拠資料>

- ・資料 1-3：LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料 2-17：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 FD 委員会規程
- ・資料 2-18：2013 年度 授業評価アンケートフォーム
- ・資料 2-19：2013 年度 授業評価アンケート結果
- ・資料 2-26：2013 年度第 6 回研究科委員会議事録（9 月）
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教員・研究活動／FD 活動」

[http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research\\_activities/fd/index.html](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research_activities/fd/index.html)

### （3）成果等

#### 項目 12：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用

各経営系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を適切に評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

#### <評価の視点>

2-32：修了者の進路状況等を把握し、この情報が学内や社会に対して公表されていること。（「学教法施規」第 172 条の 2）〔F 群、L 群〕

2-33：学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえながら、固有の目的に即して教育効果を適切に評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F 群〕



## ＜現状の説明＞

### 【当該項目に対する概要】

修了生の進路等については、公認会計士試験・税理士試験の合格状況を含めて事務局より随時状況調査を行い、その結果は研究科委員会で随時報告し、ホームページ等で学外にも公表している。

学位授与状況等を踏まえた教育効果の評価及び教育内容への反映については、専門委員会、研究科委員会において行っている。現在、修士論文に取り組む学生が多く、標準修業年限を超えて在学する学生が増加していることを踏まえ、研究指導の体制やクラス編成の見直しを行っていることはその一例である。

また、修了生からは、広報・学生募集への協力依頼、大学院紀要での修了生座談会企画等を通じて、本会計大学院での学修効果について随時聞き取りを行っている。既に非常勤講師やゲストスピーカーとして本会計大学院の授業を担当する修了生も出ており、ここからも教育内容・方法の改善のために有益な意見を得ることができている。

### 【各評価の視点における現状の説明】

(2-32) 修了者の進路状況を把握し、この情報を学内や社会に対して公表している。

前述のとおり、本会計大学院の学生の大半が現職の社会人であり、修了後も同じ職場で勤務を続けるケースがほとんどであるが、修了時に行う進路調査（アンケート）のほか、修了した後も会計士・税理士試験等の合格状況を含めて随時事務局よりヒアリングし、データをまとめて随時研究科委員会で報告するとともに、ホームページやパンフレットに掲載して広く学外にも公表している。

具体的な実績としては、本会計大学院で税法分野の修士論文審査に合格して修了し、国税審議会への研究認定申請を行う資格を得た者（税理士試験の税法に属する科目 1 科目合格済みの者）28名のうち、25名が申請手続きを完了しており、25名全員が研究認定を受けて試験科目の一部を免除されている（2014年3月1日現在）。これは本会計大学院の修士論文のレベルを証するものと考えられ、学内外に公表されている。

さらに、研究認定を受けた25名のうち24名がこの認定（試験科目免除）によって税理士試験最終合格に至り、税理士資格を得ている。既に独立して自身の税理士事務所を開いた者もあり、本会計大学院での学修をもとに、それぞれに活躍の場を広げている。

（※税理士試験における研究認定制度については本項目末尾の注を参照）

なお、全体の学位授与数については、2011（平成23）年度が35、2012（平成24）年度が30、2013（平成25）年度が36である。2011年度春期（2012年3月）の修了者数は33名であり、2010年度の入学者が春期のみ65名であったことから、標準修業年限（2年）での修了者は約半数となっている。同様に、2011年度春入学者45名に対して2年間での修了者18名、2011年度秋入学者16名に対して2年間での修了者5名、2012年度春入学者24名に対して2年間での修了者13名と、2年を超えて在学する学生がかなり多くなっている。

る。これは、職務多忙等の理由で入学当初より長期履修制度を利用し、2年以上の在学を予定する学生がいることに加え、修士論文の学内審査に合格するために在学延長（修了延期）する学生が多いことによるものである。修了生数や修了状況についてはホームページ等で公表し、入学説明会等で志願者への説明等も行っている。また、この結果を踏まえて、修士論文指導の方法・体制について研究指導委員会での検討を行っている。

(2-33) 現在、修士論文に取り組む社会人学生が多数在籍していることから、学位授与状況を踏まえて研究指導のクラス編成、指導の体制等について、研究指導委員会を中心に随時検討を行っている。

本会計大学院では、学生のほとんどが就労したまま在学しているため、修了者の進路状況も従来の職業を継続する場合がほとんどである。修了生からは、本大学院において学んだことがどのように役に立ったかを随時聞き取り、その結果を教育内容の改善・充実に反映させるべく努めているが、修了生の評価は相当に好意的である。上記の通り、修士論文をはじめとした本会計大学院での学修の結果、新たに税理士資格等を取得したことにより、職場で昇進した者、また自身の税理士事務所を開いた者も出てきている。

また、修了生の中からは、聴講生やゲストスピーカーとして引き続き授業に参加する、さらには非常勤講師として授業を担当するといった例も出ており、彼らの意見も教育内容や方法の改善・充実に活かされている。

## <根拠資料>

- ・資料 1-3：LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料 2-30：入学・修了時期別修士論文合格状況（租税法分野）・研究認定状況一覧
- ・LEC 会計大学院ホームページ「大学院案内／大学院概要」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/gaiyou.html>
- ・LEC 会計大学院ホームページ「入学案内／院生の声・修了生インタビュー」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/admission/voice/>
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教員・研究活動／LEC 会計大学院紀要」  
[http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research\\_activities/kiyou/index.html](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research_activities/kiyou/index.html)
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教員・研究活動／LEC 会計大学院紀要」  
第 7 号（修士論文に関する講演録、修了生座談会）  
[http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research\\_activities/kiyou/kiyou07.html](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research_activities/kiyou/kiyou07.html)
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教員・研究活動／LEC 会計大学院紀要」  
第 8 号（FD 報告）  
[http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research\\_activities/kiyou/kiyou08.html](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research_activities/kiyou/kiyou08.html)
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教員・研究活動／LEC 会計大学院紀要」  
第 10 号（FD 報告）  
[http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research\\_activities/kiyou/kiyou10.html](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research_activities/kiyou/kiyou10.html)

#### 【税理士試験について】

税理士試験では、「会計に属する科目」2科目、「税法に属する科目」から3科目の計5科目に合格することが必要とされる（※）。それぞれの試験科目は以下の通りである。

- ・会計に属する科目…簿記論、財務諸表論（左記2科目とも必須）
- ・税法に属する科目…法人税法、所得税法（左記いずれか1科目必須）  
相続税法、消費税法または酒税法、国税徴収法、  
事業税または住民税、固定資産税  
（消費税と酒税、事業税と住民税は、いずれか1科目ずつしか選択できない）

※ただし、修士や博士の学位を持つ者は、一定の条件を満たせば申請により上記科目の一部について試験の免除を受けることができる。

たとえば、大学院修士課程（専門職学位課程含む）において税法に関する修士論文を作成して修了した者で、上記の試験科目のうち「税法に属する科目」1科目に合格している者は、国税審議会に申請して「研究認定」を受けることにより、税法に属する残り2科目の試験を免除される。

本会計大学院の場合、入学者の中に少なからず会計2科目、税法1科目の計3科目に合格している者がおり、残る税法2科目について研究認定（試験免除）を希望している。これらの学生は、本会計大学院で税法関係の修士論文を作成して修了すれば、すぐに国税審議会への申請手続きを行うことができる。実際に、多くの学生が修了後まもなく研究認定を受けて、税理士最終合格に至っている。

大学院を修了したが、まだ会計科目の試験に合格していないなど、当該研究認定によって最終合格に至らない場合は、国税審議会への申請時期に制限がある（税理士試験の出願時に1科目以上の受験申込とあわせて申請しなければならない）ため、修了後も当分の間、申請手続きを行わない場合がある。

## 【2 教育の内容・方法・成果に関する点検・評価】

### （1）教育課程の編成、授業方法等について

本会計大学院では、教育課程上の専門分野を 6 つの領域に区分し、各領域について「基本科目」、「発展科目」、「応用・実践科目」の 3 段階を設け、段階的な履修を可能にする体系的な教育課程を編成している。

また、個別の授業科目についても、会計専門職大学院の基本的な目的に沿って、事例研究科目の重視、国際会計基準や国際租税法、英語プレゼンテーション科目等のグローバルな視野を培う科目の開設、今後の会計専門職実務に不可欠な IT リテラシー科目の開設等を行っている。その上で「マネジメント・シミュレーション」「会計総合事例研究」「租税法研究指導」等、複数教員の協同により理論と実務の架橋教育として特色ある取組みを行い、固有の目的に則した教育活動が行われている。

### （2）成績評価、単位認定、修了認定等について

成績評価及び単位の認定、修了認定等については、関係法令に沿って適切に基準・方法が定められ、シラバスや履修指導要項を通じて学生に明示されている。また、定められた基準及び方法に沿って担当教員や研究科委員会が公正かつ厳格に審査・判定を行っている。さらに、成績評価に対する学生の疑義を適切に受け付ける仕組みが整備されている。

### （3）FD、教育効果の測定について

授業の内容、方法の改善及び教員の資質向上のため、FD 委員会の主導により組織的な研修・研究が行われている。また、授業アンケートは授業最終回のほか毎回の Web アンケートを実施しており、学生から寄せられる意見や評価を中長期的な改善に繋げるだけでなく、即時のフィードバックも可能な仕組みとされている。

修了生の状況については、修了時のアンケート調査の他、修了後も事務局よりヒアリングを行い、随時研究科委員会へ報告するとともに、ホームページやパンフレットに掲載して社会に公表している。

## 【今後の方策（改善のためのプラン）】

現在、2 年を超えて在学する学生が増加し、収容定員をやや超過する状況となっていることから、学位授与状況を踏まえて、2014（平成 26）年度から修士論文指導体制強化等のカリキュラム充実のための対策を講じている。また中長期的にはコース制度の導入や入学者選抜の在り方についても検討が必要であると考えており、このことは次期からの中期事業計画にも盛り込んでいる。

今後も継続して、カリキュラム検討委員会、研究科委員会の主導により、社会情勢や産業界のニーズ、学生及び修了生の要望等も取り入れつつ、適切な教育課程の編成と管理を行っていく。

### 3. 教員・教員組織

#### 項目 13：専任教員数、構成等

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、理論と実務の架橋教育である点に留意して、教員の構成にも配慮し、適切に教員を配置することが必要である。

#### <評価の視点>

- 3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項）〔F 群、L 群〕
- 3-2：専任教員は、1 専攻に限り専任教員として取り扱われていること。（「告示第 53 号」第 1 条第 5 項。なお、2013（平成 25）年度まで、専門職大学院設置基準附則 2 が適用される。）〔L 群〕
- 3-3：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項）〔L 群〕
- 3-4：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。（「専門職」第 5 条）〔F 群、L 群〕
- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
  - 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
  - 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 3-5：専任教員のうち実務家教員は、5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第 53 号」第 2 条第 1 項）〔L 群〕
- 3-6：専任教員の編制は、経営系専門職大学院の教育が理論と実務の架橋教育にある点に留意しながら、経営系専門職大学院の果たすべき基本的な使命の実現に適したものであること。〔F 群〕
- 3-7：専任教員のうち実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね 3 割以上であること。（「告示第 53 号」第 2 条第 1 項、第 2 項）〔L 群〕
- 3-8：経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に適切に配置されていること。〔F 群〕
- 3-9：経営系各分野において理論性を重視する科目、実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員が配置されていること。〔F 群〕
- 3-10：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されていること。〔F 群〕
- 3-11：教育上主要と認められる授業科目を兼任・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われていること。〔F 群〕

3-12：専任教員は、年齢のバランスを考慮して適切に構成されていること。（「大学院」第8条第5項）

〔L群〕

3-13：教員は、職業経歴、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されていること。

〔F群〕

3-14：固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。〔A群〕

## ＜現状の説明＞

### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院の専任教員組織は、合計数、職位別人数、実務家教員の割合、研究実績や実務経験年数等において全て法令の基準を満たしており、年齢や性別、国際経験等のバランスにも配慮して適切に構成されている。また、科目の性質やレベルに応じて、専任教員を中心とした適切な配置が行われている。

本会計大学院の実務家教員の多くは教育・研究の実績も有しており、研究者教員との共同により理論と実務の架橋教育を推進している。専任の研究者教員には比較的若手が多いが、豊富な研究業績を有する特任教員の支援も得て、厚みのある教員体制となるよう留意している。

### 〔各評価の視点における現状の説明〕

(3-1) 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守している。

平成15年文部科学省告示第53号第1条第1項および平成11年文部省告示175号によれば、会計専門職大学院には、学生収容定員15名について1名の専任教員を置くこととされている。さらに同告示の別表第一および別表第二に定める規定、また同告示の第二号、別表第一および別表第二に定める規定とともに同告示の別表第三に定める規定を全て勘案すると、収容定員が120名である本会計大学院は12名以上の専任教員を置くべきところ、本年度（2013年5月1日現在）の専任教員数は14名であり、法令により必要とされる専任教員数を上回っている。

(3-2) 専任教員は1専攻に限り専任教員として取り扱っている。

本学は2013（平成25）年4月より、大学院高度専門職研究科のみを置く大学院大学となっており、会計専門職専攻1専攻のみを開設している。従って、本会計大学院の専任教員は、全員が1専攻に限って専任教員として取り扱われている。

(3-3) 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は教授で構成されている。

具体的には、本年度（2013年5月1日現在）における本会計大学院の専任教員14名のうち10名が教授であるため、法令上の基準を満たしている。

(3-4) 本会計大学院においては、専任教員は専門職大学院設置基準第5条に定めた規定に全て該当し、かつ、その担当専門分野に関して高度の指導能力を備えている。

具体的には、本会計大学院の専任教員 14 名のうち研究者教員は 6 名であり、そのうち 3 名が教授職である。教授 3 名のうち 2 名は博士号取得者であり、3 名ともに大学の専任教員として 5 年以上の教育・研究実績を有する。残る 3 名は講師職であるが、このうち 2 名が博士号取得者であり、着実に研究・教育実績を積んできている。

また、実務家教員は 8 名である。8 名全員が 10 年以上の実務経験を有し、かつ各専門分野での著書・論文を公表している者であり、いずれも十分な実務能力と指導力を備えている。

なお、専任教員人事については、2007（平成 19）年度に設置した業績審査委員会において、その教育研究上・実務上の業績を適切に審査する仕組みを導入している。業績審査委員会は、研究科委員会が選任した本大学院の専任教授により構成され、必要に応じて相談役として特任教員等が選任され、参加する。業績審査委員は、内規（業績審査委員会の内部基準）に基づいて対象者の業績を審査し、任用・昇任等の妥当性について研究科委員会に報告を行う。研究科委員会はこの意見を踏まえて任用・昇任等の決議を行う。

**(3-5)** 実務家教員は、全員が 5 年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員である。

具体的には、本会計大学院の専任の実務家教員 8 名全員が 10 年以上の実務経験を有している。このうち 3 名が公認会計士、4 名が税理士、1 名が弁護士として実務の第一線で活躍する現役の実務家である。さらに、実務家教員の多くは他大学の非常勤講師などの教育実績、著書・論文などの研究実績を有しており、現在も専門分野に関する著書や論文の発表を精力的に行っている。

**(3-6)** 専任教員の編制は、理論と実務の架橋教育によって、経営系専門職大学院の果たすべき基本的な使命を実現するために適したものとなっている。前回（2009 年度）の認証評価結果を受けて、本会計大学院は専任教員の編制を大幅に変更した。すなわち、専任教員としては現役の実務家教員と若手の研究者教員を中心にした。そして、脇を固める形でこれまで専任教員として貢献したベテランの教員を特任教員として任用した。これは全て理論と実務の架橋教育を目指した体制変更であった。

現在の専任教員体制は、実務家教員と研究者教員がほぼ半数ずつの編制となっており、実務家教員と研究者教員が共同（オムニバスではなく毎回複数の教員が担当）で行う授業を多数取り入れている。例としては以下の通りである。

「マネジメント・シミュレーション」は、研究者教員と実務家教員が一体となって研究開発した科目であり、2013（平成 25）年度は毎回研究者教員 2 名と実務家教員 1 名がチームで指導にあっている。履修学生はグループに分かれて経営意思決定シミュレーションを行い、経営成績を競いながら、企業経営の諸問題と、会計専門知識を用いた分析手法、問題解決法を具体的に学べるようになっている。

「会計総合事例研究」では、実務家教員 1 名と研究者教員 1 名、ゲスト講師を交えて、会計専門職業人が実務上遭遇する事例をとりあげ、教員を含めた議論を通じて学術的側

面・実務的側面の双方の視点からの考え方を学ぶ。これにより理論に裏打ちされた実務知識を修得させ、ひいては、会計にまつわる知識を総合して組織経営全体を俯瞰することができる人材の育成を目指している。

これらの共同授業は理論と実務の架橋教育の象徴的な存在である。また、共同授業だけでなく、例えば「管理会計論」や「原価計算論」では特別講義として元本会計大学院研究科長のベテランの特任教員にそれぞれ 1 回ずつ講義を依頼している。このような機会は、通常では接することのできない貴重な歴史的知見を学習する機会となっている。更に、本会計大学院の紀要を発行することを役割とする紀要編集委員会の顧問としても特任教員の協力を得ている。

前回の認証評価結果によって大幅に変更された専任教員体制は、従来以上に理論と実務の架橋教育を強く意識した教育を行っており、上記の通り専任教員から特任教員に移った教員からも強力にその体制の支援を得ている。これは、会計専門職大学院の固有の使命・目的を果たす上で、一種の理想的な状態にあるものと評価している。

**(3-7)** 専任教員における実務家教員数は、必要とされる一定の割合が確保されている。

具体的には、専任教員 14 名のうち約 57%にあたる 8 名が同条にいう実務家教員であり、その数において法令の基準を満たしている。

**(3-8)** 各分野の基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を発展・展開させる科目において、それぞれ専任教員を中心に適切に配置している。

本会計大学院では、教育研究の対象となる専門分野を 6 つの「領域」に分類し、領域ごとに「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」の 3 つの段階に分けて体系的に編成している。

「基本科目」：開設科目 15 科目（30 単位）のうち 10 科目（20 単位）

比率にして 66%の科目について、専任教員を配置している。

「発展科目」：開設科目 16 科目（32 単位）のうち 15 科目（30 単位）

比率にして 94%の科目について、専任教員を配置している。

「応用・実践科目」：開設科目 22 科目（48 単位）のうち 11 科目（26 単位）

比率にして 50%（単位数で換算すると 54%）の科目について、専任教員を配置している。

**(3-9)** 本会計大学院では、理論性を重視する科目、実践性を重視する科目について教員を適切に配置している。

財務会計・管理会計・監査・企業法・租税法・経営・ファイナンスの各分野について、理論性を重視する基礎的な科目を必修科目とし、研究者教員および教育・研究実績の豊富な実務家教員を配置している。

実践性を重視する科目としては、「マネジメント・シミュレーション」「会計総合事例研究」および各系列の事例研究科目（財務会計・管理会計・経営・ファイナンス・監査・企業法・租税法）を置いている。



まず「マネジメント・シミュレーション」では、研究者教員 2 名と実務家教員 1 名がチームとなり指導にあっている。「会計総合事例研究」では、研究者教員 1 名と実務家教員 1 名のチームを基本とし、会計実務に携わるゲスト講師を招いて議論を行っている。

その他の分野別事例研究科目については、7 科目全てについて専任教員を中心に実務経験を配置しており、財務会計・管理会計・監査は公認会計士、企業法・租税法は弁護士、経営は企業経営経験者、ファイナンスはファイナンス実務経験者が担当している。

**(3-10)** 教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員（教授・准教授）を配置している。

具体的には、本会計大学院が教育上主要なものとして位置づけ、必修科目としている 12 科目（24 単位）のうち 8 科目（16 単位）、比率にして 66.7%の科目に専任の教授・准教授を配置している。残る 4 科目についても、専任講師と、過去に本会計大学院の専任教員を務め、現在も特任教授に任用している教員が担当している。

また、理論と実務の架橋教育という観点から主要科目に位置づけられるシミュレーション及び事例研究の科目には、9 科目（18 単位）中 4 科目（8 単位）、比率にして 44.4%の科目に専任の教授・准教授を配置している。その他の科目についても、概ね過去に本会計大学院の専任教員を務めた経歴を有する兼任教員を配置している。

**(3-11)** 教育上主要と認められる授業科目を兼任・兼任教員が担当する場合には、適切な手続きによって行っている。

具体的には、本会計大学院における各授業科目の配置および当該授業科目を担当する教員の配置は、カリキュラム検討委員会での検討を踏まえ、研究科委員会にて審議している。

兼任・兼任教員の任用にあたっては、カリキュラム検討委員会での検討を踏まえ、業績審査を行い、研究科委員会にて審議している。

**(3-12)** 専任教員は、年齢のバランスを考慮して適切に構成されている。

2013（平成 25）年 5 月 1 日現在、教員の年齢構成は以下の通りである。比較的年齢の高い層には、豊富な経験を有する実務家教員が多く、若手の研究者と共同して特色ある教育活動を行うことができている。

年代	人数	備考
30 歳代	5 名（教授 2 名、講師 3 名）	うち実務家 1 名
40 歳代	1 名（准教授 1 名）	うち実務家 1 名
50 歳代	4 名（教授 4 名）	うち実務家 2 名
60 歳代	4 名（教授 4 名）	うち実務家 4 名

**(3-13)** 教員は、職業経験、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されている。2013（平成 25）年度の状況は以下の通りである。

職業経験の面では、専任教員として公認会計士 3 名、税理士 4 名、弁護士 1 名の実務家

教員を配し、会計・税務・法律の各分野に対応しているほか、兼任教員にも著名な研究者、経験豊富な実務家を配置している。

国際経験の面では、専任教員として海外での博士号取得者が 2 名在籍しており、兼任教員には海外での職務経験を持つ実務家を配置している。

また、女性教員は 2 名在籍しており、性別のバランスについても一定程度考慮されている。

(3-14) 本会計大学院では、「質の高い会計専門職業人を養成する」という目的上、優れた現役の実務家を教員として任用することを方針としている。この方針に基づいて、専任教員のうち実務家教員は全て 10 年以上の実務経験者とし、概ね 20～30 年に及ぶ豊富な経験を有するベテラン実務家を多く迎え、若手研究者との共同授業等を推進することにより、特色ある教育活動を行っている。

### <根拠資料>

- ・資料 1-3 : LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料 2-7 : 2013 年度 LEC 会計大学院シラバス
- ・資料 2-9 : 2013 年度 LEC 会計大学院 (前・後期) 時間割
- ・資料 3-1 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学教員任用規則
- ・資料 3-2 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 業績審査委員会規程
- ・資料 3-3 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 業績審査における参考基準
- ・資料 3-4 : LEC 東京リーガルマインド大学 客員教員規程
- ・資料 3-5 : LEC 東京リーガルマインド大学 特別任用教員規程
- ・基礎データ表 3 (専任教員個別表)
- ・基礎データ表 4 (専任教員の教育・研究業績一覧)
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教員・研究活動/教員紹介」

[http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research\\_activities/teacher/index.html](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research_activities/teacher/index.html)

### 項目 14 : 教員の募集・任免・昇格

各経営系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織編制のための基本的方針や透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

#### <評価の視点>

3-15 : 教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期付き教員等の教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。〔F群〕

3-16：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、運用されており、特に、教育上の指導能力の評価が行われていること。〔F群〕

## ＜現状の説明＞

### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院においては、教員組織編制の基本的方針を有し、募集・任免・昇格に関しては規則・基準に基づき、業績審査委員会の審議を経て適切に実施している。

### 〔各評価の視点における現状の説明〕

(3-15) 本会計大学院においては、教員組織編制のための基本的方針を有しており、かつそれに基づいた教員組織編制がなされている。

本会計大学院の教員組織編制の基本方針は、概略以下の通りである。

- ・ 実務家教員については、できる限り現役の実務家を任用すること。
- ・ 研究者教員と実務家教員との交流・協働を積極的に推進すること。
- ・ 教員組織の中に、研究に向けた熱意が満ち溢れるようにすること。

上記方針に基づき、教員任用規則ならびに業績審査委員会規程に従い、カリキュラム検討委員会で編成した教育課程に基づいて、業績審査委員会および研究科委員会の審議により教員組織編制を行っている。

(3-16) 本会計大学院においては、教員の募集・任免・昇格について適切な基準、手続に関する規程が定められており、かつ適切に運用されている。また、教育上の指導能力の評価についても適切に行われている。

本会計大学院では、教員任用規則ならびに業績審査委員会規程に従って、カリキュラム検討委員会の意向を踏まえ、業績審査委員会および研究科委員会で審議を行う。その後、学長の上申に基づき、学校経営委員会にて教員の任免・昇格について決定している。業績の評価にあたっては、業績審査委員会の内規として参考基準が定められており、この基準に基づいて評価が行われている。

教育上の指導能力については、業績審査委員会と研究科委員会にて厳格に評価し、兼任教員については研究科委員会にて厳格に評価している。

## ＜根拠資料＞

- ・ 資料 3-1：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 教員任用規則
- ・ 資料 3-2：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 業績審査委員会規程
- ・ 資料 3-3：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 業績審査における参考基準
- ・ 資料 3-4：LEC 東京リーガルマインド大学 客員教員規程
- ・ 資料 3-5：LEC 東京リーガルマインド大学 特別任用教員規程

- ・資料 7-2 : 株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則

## 項目 15 : 専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価

各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えるとともに、専任教員の教育活動、研究活動の有効性、社会への貢献及び組織内運営等への貢献について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

### <評価の視点>

- 3-17 : 専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F群〕
- 3-18 : 専任教員に対する個人研究費が適切に配分されるとともに、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されていること。〔F群〕
- 3-19 : 専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）が保証されていること。〔F群〕
- 3-20 : 専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-21 : 専任教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-22 : 専任教員の社会への貢献及び組織内運営等への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F群〕
- 3-23 : 専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内運営等への貢献を推奨するために、どのような特色ある取組みがあるか。〔A群〕

### <現状の説明>

#### [当該項目に対する概要]

専任教員の授業担当時間は、平均して年間 11.6 単位であり、教育の準備・研究活動と勘案して過重とならないよう配慮されている。研究費については月額固定の支給分その他、学会出席等の必要に応じて支給が行われている。また、研究室についても各専任教員に個人専用席を設けるなど一定の整備を行っている。

教員の教育・研究活動その他の活動に対する評価は、授業アンケート、大学院紀要、社会貢献活動への参加、管理運営への参加等の成果に基づいて行われ、昇任にあたっては業績審査委員会及び研究科委員会での審議を経て決定されることとなっている。

#### [各評価の視点における現状の説明]

(3-17) 本会計大学院においては、専任教員の授業担当時間は、教育の準備および研究活

動に配慮したものとなっている。

具体的には、本会計大学院における 2013（平成 25）年度の各専任教員の授業負担の程度は、年間担当単位が平均して約 11.6 単位である。平均持ちコマ数は週あたり 2.9 コマ（教授 3.1、准教授 2.0、講師 2.7）であり、専門分野や担当科目、職責等によって教員ごとにばらつきがあるものの、平日昼間の授業を実施していないことも考慮すれば、全体的には教育の準備および研究への配慮において妥当な範囲といえる。

**(3-18)** 本会計大学院の専任教員には、毎月の報酬と併せて一定額が研究費として支給されている（教授・准教授 20,000 円／月、講師 10,000 円／月）。これに加えて個人研究費制度を設けており、規則に基づいて教員から申請された研究経費（学会参加費など）を都度支給している。その他、研究用の図書・資料については事務局を通じて購入や取り寄せを行うことができる。

専任教員の研究環境については、本会計大学院は開設当初より教員相互の交流を重視し、共同研究室を設置してきたが、2009（平成 21）年度認証評価での指摘を受けて、現在は共同研究室 1 室に加えて、全専任教員に個人の専用席（個々に仕切りを設け、各人専用のデスク、パソコン端末、ロッカー、書類保管庫を設置）を備えた個別研究室を 2 室設置し、教員個人の研究環境の向上を図っている。研究環境の充実は、本会計大学院の教育活動を改善・充実させていくためにも重要であると考えている。現在、主に研究者教員が研究活動により専念できる環境を整えるため、現在 2 室ある個室形式の研究室を増設することを計画しており、2014（平成 26）年度に対応を行うべく、研究科委員会及び学校経営委員会において具体的な検討を行っていく予定である。

**(3-19)** 研究専念期間制度等、教員の研究活動に必要な機会の保証に関しては以下のような状況にある。

本年度における本会計大学院の専任教員の授業負担は、視点番号 3-17 に既述の通りであり、その負担は平均的にはそれほど大きくはない。また、平日昼間に授業がないことも考慮すれば、本会計大学院の専任教員は、研究に集中できる時間を確保できる環境にあるといえる。なお、本会計大学院の専任教員は各種学会・研究会にも精力的に参加しており、その意味で教育研究の機会の保証ないしは理解は持たれている。

いわゆるサバティカル・リーブ的な制度については、若手の研究者教員が増加している現状に鑑み、今後の本会計大学院における教育研究の達成状況も見極めつつ、適切に検討するよう努めていく。

**(3-20)** 本会計大学院においては、専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されている。具体的には、以下の通りとなっている。

本会計大学院では、FD 活動の一環として、各授業科目の最終回に、学生に対して授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックするとともに、授業科目ごとの集計結果を教員および学生に公開（希望するものに関覧を可とする）している。これに加えて、本年度より WEB 上で毎回の授業アンケートも実施しており、各教員の教育活動に

ついてより詳細に検証することが可能となっている。

なお、専任教員の昇任の際は、研究科委員会が業績審査委員を選任し、業績審査委員会において上述の授業評価アンケートや DVD 収録した授業の状況等も考慮して教育活動に対する審査を行い、その結果をもとに昇任の可否を研究科委員会が決定するという仕組みが整備されている。

(3-21) 本会計大学院では毎年紀要『LEC 会計大学院紀要』を発行しており、専任教員に積極的な投稿を推奨しているほか、座談会や特集記事などへの企画・参加を推奨し、研究活動の振興を図っている。また、前述の通り、各種学会・研究会への参加も推進している。研究活動を適切に評価する仕組みという点では、紀要への投稿が昇進評価時の一つの基準として用いられている。加えて、各種学会・研究会への参加に関しても、研究費規定を整備して申請により学会参加費用を支給し、参加を推進している。本会計大学院は租税研究協会の会員にもなっており、兼任教員も含め当該協会が開催する研究会に参加することが可能となっている。研究活動については随時研究科委員会において議論されている。

専任教員の昇任の際は、研究科委員会が対象者の専門分野に応じて業績審査委員を選任し、業績審査委員会において前述の紀要に関する状況等も含めて研究活動に対する審査を行い、その結果をもとに昇任の可否を研究科委員会が決定するという仕組みが整備されている。

(3-22) 本大学院の使命は「良質な教育を提供し（中略）もって社会の発展に貢献すること」である。また目的は「質の高い会計専門職業人を養成すること」にある。これが本会計大学院の直接的な社会貢献である。具体的には税法修士論文を選択する学生の多いところから、国税庁に修士論文を提出し税法試験の免除を受け税理士資格を得ることを支援することが一つの社会貢献と考えている。この点では、試験免除を受けた人数が外部からの評価となっている。2 章に示した通り資格を得たものは 25 名あり、提出者の試験免除率は 100%となっている。

本会計大学院の専任教員の大半は現役の実務家教員である。そのため、社会への貢献という点では、日常の実務がまず以てそれに当たると考えることができる。これを直接評価する仕組みはない（またこれを評価することは困難である）が、社会への貢献を何らかの成果物（書籍や学術雑誌での論文掲載）の発表ということで見れば、本会計大学院のホームページにおいて都度、その成果をアピールしている。

また、社会貢献のための事業として、2012（平成 24）年度より、東京都の行う職業訓練（大学等委託訓練）を受託し、実施している。これは、大学・大学院のカリキュラム等を活用して、求職者に対しより高度かつ専門的な内容の職業訓練を行う委託訓練であり、本会計大学院は「ビジネス・アカウンティング科」「ビジネス税務科」の 2 コースを受託・実施した。いずれも本会計大学院の専任教員が主体となって実施しており、大学院での実務教育の実績を活かしたカリキュラム・講義内容は、過去に経理や税務の仕事に携わった経験を持つ訓練生からも高い評価を得ている。これは本会計大学院として行っている受託事

業である。実施状況や訓練生からの評価は研究科委員会で随時報告され、各教員の評価に繋がられている。

一方、本会計大学院の運営を下支えしているのは、専任の研究者教員である。組織内運営等は事務局の協力を得ながら専任の研究者教員が基本的に担っており、実務家教員がそれを支えている。実態として、少なくとも社会への貢献や組織内運営等への貢献は、教員及び事務局の間で認識が共有されていると思われる。そのような認識共有の仕組みとして見逃せないのは、やはり本会計大学院が発行している『LEC 会計大学院紀要』である。当該視点が求める仕組みという点で言えば、本紀要が最も中核的な役割を果たしていると言える（詳細は次の視点で述べる）。

教員の貢献は昇任時における評価要素の一つである。専任教員の昇任の際は、教育・研究活動の状況と併せて、各種委員会の活動状況等も素材として業績審査委員会で審査を行い、研究科委員会にて決定するという仕組みが整備されている。

**(3-23)** 本大学院は小規模であるため、教員個人間の連絡が密である。前述のように、共同研究室において公私にわたり議論が活発なことが、大きな特色である。こうした場では社会貢献、組織内運営が話題として、きわめて多く取り上げられている。教育活動、教育のための研究活動については、例えば研究科委員会後の公式ではない、いわゆる「反省会」においても真剣な議論が交わされており、これらの結果は例えば専門委員会（この場合は研究指導委員会）での検討を経て活かされている。

もう一つの特色ある取組みとして挙げられるのは、本会計大学院が継続的に発行してきている『LEC 会計大学院紀要』である。本紀要は、本会計大学院の教育研究活動、社会への貢献、組織内運営等への貢献を具体的に表明する媒体として機能している。例えば、社会への貢献ということ言えば、修了生座談会として本会計大学院の教育成果がどのように現れているのか紹介している。教育活動、研究活動の成果として授業の講義録や講演録を始め、当然、各種論文や研究ノートも掲載されており、本会計大学院の教育及び研究の成果を公表する媒体として重要な役割を果たしている。組織内運営等への貢献という点でも FD 報告という形で、本会計大学院の現在の最大の焦点である税法修士論文指導の方法について報告している。こうした活動が貢献に対する奨励として機能していると認識している。

## <根拠資料>

- ・資料 2-18：2013 年度 授業評価アンケートフォーム
- ・資料 3-2：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 業績審査委員会規程
- ・資料 3-6：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 個人研究費支給規程
- ・資料 3-9：東京都大学等委託訓練カリキュラム
- ・基礎データ表 3（専任教員個別表）
- ・基礎データ表 8（研究室の状況）

- ・資料 3-7 : 2013 年度専任教員個人研究費 支給実績
- ・資料 3-8 : 研究室見取り図
- ・LEC 会計大学院ホームページ「教員・研究活動／LEC 会計大学院紀要」  
[http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research\\_activities/kiyou/index.html](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research_activities/kiyou/index.html)



### 【3 教員・教員組織の点検・評価】

#### (1) 使命・目的および教育目標達成のための専任教員の適切な配置について

2013（平成 25）年度の本会計大学院の専任教員は 14 名（教授 10 名、准教授 1 名、講師 3 名）で組織されており、実務家教員の比率は 5 割以上である。教員組織は法令上の基準・要件を満たしており、年齢構成や職業経験のバランスについても配慮されている。

教員配置の面では、全体・財務会計・管理会計・監査・法律・経営の全領域について専任の教授または准教授が配置されるとともに、科目の性格や重要度に応じて専任教員を中心に適切な配置がなされている。

また、専門職大学院の使命である理論と実務の架橋教育を忠実に実践するため、研究者と実務家による共同授業を積極的に推進しており、質の高い会計専門職業人の養成という目的に即した特色ある取組みを継続していると評価できる。

#### (2) 専任教員の教育研究活動の支援、評価方法の確立について

専任教員の教育研究活動の成果を表明するという形での支援は、『LEC 会計大学院紀要』が様々な面で重要な役割を果たしている。また、研究支援については、個人研究費制度の整備を通じて各種学会への参加などが推進されている。専任教員の研究に専念できる環境については、授業時間の点では平日昼間に授業を行っていないことから、負担が過重とならないよう配慮されていると評価できる。

更に、将来にわたる教育研究活動の維持発展を見据え、教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を適切に任用するために、業績審査委員会を設置し、教育・研究及び実務上の業績を審査する体制を整備している。

### 【今後の方策（改善のためのプラン）】

#### (1) 使命・目的および教育目標達成のための専任教員の適切な配置について

現状において大きな問題はないと判断できるが、現状を維持するとともに今後は主要な科目について専任教員の比率を更に高めることが望ましい。

#### (2) 専任教員の教育研究活動の支援、評価方法の確立について

本会計大学院はまもなく開設から 10 年目を迎えるが、これまで以上に教育研究成果を広く社会へ発信し、社会の発展に資することが必要である。本会計大学院では研究者教員と実務家教員の連携・共同による活動を重視し、特色ある取組みを実践することができている。これらの活動を一層推進していくため、専任教員の研究支援体制は更に充実させることが必要である。これについては次年度にかけて研究室の整備、また個人研究費の充実等により対応を行うこととしている。

教員相互間の自由な議論という本会計大学院の特色は維持されるべきであり、これは公

式化にはなじまないものであるが、一方貢献に対する実質的な考慮は充実させる必要がある。加えて、『LEC 会計大学院紀要』の内容を更に充実させ、本会計大学院の様々な成果を多様な形で発信していくことが必要である。

## 4. 学生の受け入れ

### 項目 16：学生の受け入れ方針、定員管理

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定するとともに、事前にこれらを公表することが必要である。また、各経営系専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。さらに、固有の目的を実現するため、受け入れる学生の対象を設定し、そうした学生を受け入れるための特色ある取組みを実施することが望ましい。

#### <評価の視点>

- 4-1：明確な学生の受け入れ方針が設定され、かつ公表されていること。（「学教法施規」第 172 条の 2）〔F 群、L 群〕
- 4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続が設定されていること。〔F 群〕
- 4-3：選抜方法・手続が事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されていること。〔F 群〕
- 4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れていること。〔F 群〕
- 4-5：入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数が適正に管理されていること。（「大学院」第 10 条第 3 項）〔F 群、L 群〕
- 4-6：受け入れ学生の対象は、固有の目的に即して、どのように設定されているか。また、そうした学生を受け入れるために、どのような特色ある取組みを行っているか。〔A 群〕

#### <現状の説明>

##### [当該項目に対する概要]

本会計大学院は、固有の目的及び教育目標に則して学生受け入れ方針を定め、広く公開している。入学者の選抜は学内規則・マニュアルに基づき適正に行っており、入学定員に対する入学者数、収容定員に対する在籍学生数の管理についても、著しい乖離の生じないよう適正に行っている。

受け入れ学生の対象としては、開設当初より会計実務に携わる現職の社会人を想定しており、一定の資格・職務要件を満たす社会人を対象として書類審査と面接試験による AO 入試を実施している。また、同様に所定の要件を満たし、本会計大学院の目的及び受け入れ方針に特に合致すると考えられる志願者に対して検定料及び入学金を免除し、大学院での

学修開始を支援している。

### **[各評価の視点における現状の説明]**

(4-1) 本会計大学院においては、以下の通り、専門職大学院制度の目的に合致し、かつ、本会計大学院の使命・目的および教育目標に即した明確な学生の受け入れ方針を設定し、公表している。

本会計大学院では、専門職学位課程制度の目的ならびに本会計大学院の使命・目的および教育目標に鑑み、設立当初より公認会計士・税理士等の資格合格者のほか企業・団体等において会計実務に携わる社会人を主たる学生像として想定し、学生の受け入れ方針を定めている。なお、2013（平成 25）年度には研究科委員会において従来の方針の表現を見直し、より明確なものに改めている。

この受け入れ方針は、ホームページ、学生募集要項等に明記し、入学希望者をはじめ広く社会に公表している。

#### **LEC 会計大学院アドミッション・ポリシー**

本会計大学院の理念・目的・教育目標を実現するために、次のような学生を積極的に受け入れます。

- ・会計専門職業人としての高度な実務専門能力を身に付けようとする人。
- ・会計分野でリーダーとして活躍することを意図する人。
- ・分野を問わず柔軟な思考を持ち、創造的な発想のできる人。

(4-2) 本会計大学院では、学生受け入れ方針に基づき、入試委員会での検討と研究科委員会での審議を経て選抜基準・方法・手続を設定し、学生募集要項を作成している。

本会計大学院の学生受け入れ方針に合致した入学者を選抜するための試験方法として、一般入学試験のほかに AO 入学試験を採用している。AO 入学試験では、以下の①～③のいずれかに該当する者に受験資格を認めており、書類審査と面接試験による選抜を行っている。

- ①公認会計士・税理士等、本会計大学院の指定する資格試験に合格している者
- ②現に在職中または職業経験を有し、会計専門職業人としてのスキル習得を目指す者
- ③大学または大学院の商学系学部・学科を優秀な成績で卒業した者（卒業見込を含む）

※取得単位の 8 割が良以上であることを基準とする

また、入学試験及び選考の過程については、以下のような体制・手続により運用している。

- ・筆記試験問題作成及び採点：入試委員会が「入学試験問題制作マニュアル」により担当

- ・面接試験：入試委員を除く本会計大学院の専任教員が「面接試験マニュアル」により担当

- ・入試運営事務：事務局入試課の担当職員が「入学試験運営マニュアル」により担当

- ・合否判定：入試委員会が「合格判定基準」に則して判定し、研究科委員会に報告

(4-3) 視点番号 4-1 に示したとおり、選抜方法や選抜手続は学生募集要項に明記し、本会計大学院のホームページ上でも公開しており、入学志願者のみならず広く社会一般に公表している。

(4-4) 本会計大学院においては、入学選抜にあたっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れている。具体的には以下の通りである。

本会計大学院は、学生の受け入れ方針に則して、一般入学試験、AO 入学試験の 2 種類の入学者選抜方法を採用している。

- ・一般入学試験

書類審査、筆記試験（短答式試験及び論述式試験）ならびに面接試験の内容を総合的に勘案して合否を審査する。

- ・AO 入学試験

一般入学試験の出願資格に加えて、特に学生受け入れ方針に則した受験要件（視点番号 4-2 に既述。社会人経験、資格取得状況、成績状況等）を設定した上で、書類審査と面接試験の内容を総合的に勘案して合否を審査する。

なお、面接試験では、①複数の専任教員（3名）を面接官として配置すること、②面接時には評価の項目および基準があらかじめ明示された「面接評価シート」を用いて各受験者を評価すること、③各面接官の評価の平均値をもって当該入学志願者の面接試験の評価とすることにより、評価の的確性と客観性を担保している。

また、合否判定は、氏名、出身大学、出身地、勤務先を伏せて匿名性を確保したデータに対し、入試委員会が合否判定基準に基づいて判定を行い、研究科委員会に報告している。

(4-5) 入学定員に対する入学者数および収容定員に対する在籍学生数については、以下の通り適正に管理している。

本会計大学院の入学定員は 60 名、収容定員は 120 名である。

入学者の状況は、2010（平成 22）年度 65 名、2011（平成 23）年度 61 名、2012（平成 24）年度 49 名、2013（平成 25）年度 45 名で推移している。2010 年に教育課程を変更（租税法分野の研究指導を強化）して以降、4 年間の入学定員の平均充足率は約 92%である。

また、2013（平成 25）年度の在籍学生数は 140 名（5 月 1 日現在）であり、収容定員充足率は約 117%である。これは、長期履修学生制度・修了延期制度を利用する社会人学生が多い事情により、140 名中、長期履修学生は 30 名、修了延期生は 25 名である。

長期履修学生制度は、仕事を有する等の理由により標準修業年限（2 年）内での修了が難しい学生に対し、予め申請することにより、2 年を超える一定の期間内で計画的な履修を行

うことを認めるものである。最長 5 年までの計画的履修を可能としている。本会計大学院の場合、現在は入学前（合格後、入学手続を行う際）及び 1 年次の終了時の 2 回、長期履修の利用申請を認めており、入学後に仕事等の状況が変化した場合にも対応できるようにしている。

修了延期制度は、修了要件（必要単位数）を満たした上で引き続き在学を希望する学生に対し、申請により修了時期の延期を認める制度である。現在のところ、利用者の多くは修士論文に取り組む学生である。

2013（平成 25）年度以降、社会人学生をはじめ個々の学生の状況に配慮しながら、在学延長制度の運用をより本旨に沿ったものとし、収容定員を適切に管理するための対策を講じている。具体的には長期履修学生制度の利用申請時期の見直し（以前は 2 年間に 5 回の申請機会が設けられており、本来の制度趣旨とは異なる申請が生じていた）、修了延期希望者に対する指導教員の面談等を実施している。

（4-6）受け入れる学生の対象として、企業・団体等において現に会計実務に携わる社会人を想定していることから、AO 入学試験を実施している。AO 入学試験では、以下の①～③のいずれかに該当する者に受験資格を認めており、書類審査及び面接試験による選抜を行っている。

- ①公認会計士・税理士等、本会計大学院の指定する資格試験に合格している者
- ②現に在職中または職業経験を有し、会計専門職業人としてのスキル習得を目指す者
- ③大学または大学院の商学系学部・学科を優秀な成績で卒業した者（卒業見込を含む）

※取得単位の 8 割が良以上であることを基準とする

さらに、固有の目的及び学生受け入れ方針に則して、以下の要件に該当する場合に選考料及び入学金を免除している。本会計大学院の目的及び受け入れ方針に特に合致すると考えられる志願者に対して、入学にかかる経済的負担を軽減することにより、大学院での学修開始を支援する制度である。

- ①企業・団体が推薦する者
- ②本会計大学院が指定する資格（※）を取得している者  
（※公認会計士・税理士・米国公認会計士・公証内部監査人・中小企業診断士）
- ③現に経理・財務・税務業務に従事している者

## <根拠資料>

- ・資料 1-3：LEC 会計大学院 パンフレット
- ・資料 4-1：LEC 会計大学院 学生募集要項（2014 年度春期）
- ・資料 4-2：LEC 会計大学院 学生募集要項（2013 年度秋期）
- ・資料 4-3：LEC 会計大学院 学生募集要項（2013 年度春期）
- ・資料 4-4：LEC 東京リーガルマインド大学大学院入試委員会規程
- ・資料 4-5：入学試験マニュアル（問題作成）

- ・資料 4-6：入学試験マニュアル（運営）
- ・資料 4-7：入学試験マニュアル（面接）
- ・資料 4-8：入試面接評価シート
- ・基礎データ表 5（志願者・合格者・入学者数）
- ・基礎データ表 6（収容定員・在籍学生数）
- ・LEC 会計大学院ホームページ「使命・目的・教育目標」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/mission/>
- ・LEC 会計大学院ホームページ「大学院案内／会計大学院概要」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/gaiyou.html>
- ・LEC 会計大学院ホームページ「入学案内／入試情報」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/admission/ad-general.html>

## 項目 17：入学者選抜の実施体制・検証方法

各経営系専門職大学院は、入学者選抜について責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。また、学生の受け入れのあり方を検証するための組織体制・仕組みを設け、継続的に検証することが望ましい。さらに、固有の目的に基づき、特色を伸長するため、入学者選抜の実施体制等について特色ある取り組みを行うことが望ましい。

### <評価の視点>

- 4-7：入学者選抜が責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施されていること。〔F群〕
- 4-8：学生の受け入れ方針、対象及び選抜基準・方法等、学生の受け入れのあり方を検証するために、どのような組織体制・仕組みを設け、継続的に検証しているか。〔A群〕
- 4-9：固有の目的に即して、入学者選抜の実施体制等に関してどのような特色ある取り組みを行っているか。〔A群〕

### <現状の説明>

#### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院の入学者選抜は、研究科委員会の下に入試委員会を組織し、各種規則・マニュアルに基づいて適切かつ公正に実施している。また、学生受け入れの方針、方法その他受け入れの在り方については、研究科委員会その他委員会において継続的に審議し、随時見直しを行っている。

## **【各評価の視点における現状の説明】**

(4-7) 本会計大学院の入学選抜は、責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施されている。

専任教員の中から研究科委員会が委嘱した入試委員会の掌握の下、入学者受け入れ方針及び研究科委員会の決定に基づき、適切かつ公正な入学選抜試験を実施している。

入試委員会は、①入学選抜試験の実実施計画に関する事、②合否判定基準に関する事、③試験問題に関する事、④採点に関する事、⑤合否判定資料の作成に関する事、⑥学生募集要項作成に関する事、⑦入学選抜試験の運営に関する事、を検討し、研究科委員会の決定に基づき実施することとされている。

入学試験及び選考については、以下のような体制で運用している。

- ・筆記試験の問題作成及び採点：入試委員会が「入学試験問題制作マニュアル」により担当
- ・面接試験：入試委員を除く本会計大学院の専任教員が「面接試験マニュアル」により担当
- ・入試運営事務：事務局入試課の担当職員が「入学試験運営マニュアル」により担当
- ・合否判定：研究科委員会にて審議の上、決定

(4-8) 学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、以下の通り、継続的に検証する組織体制・仕組みを設けている。

学生の受け入れのあり方、選抜方法等については、入試委員会および研究科委員会にて随時状況を報告し、継続的に検証している。

入試委員会及び研究科委員会の審議に基づき、2009（平成 21）年度以降、学生募集強化委員会の設置、税理士試験科目合格者を対象とした特別入試の実施、現に会計事務所等に勤務する社会人に焦点を当てた学生募集活動の強化、学生受け入れ方針の表現見直し、説明会や入学試験の実施回数の見直しなど、具体的な施策を実行している。

(4-9) 固有の目的及び学生受け入れ方針に則して、入学選抜方法に一般入学試験と AO 入学試験を採用しているほか、入学時期を春季・秋季の 2 回設定し、それぞれ入学試験日程を複数回設定していることにより、現職の社会人を中心とした志願者が、自己の業務予定や年間の繁忙等に合わせて入学を検討しやすい制度としている。

## **<根拠資料>**

- ・資料 4-1：LEC 会計大学院 学生募集要項（2014 年度春期）
- ・資料 4-2：LEC 会計大学院 学生募集要項（2013 年度秋期）
- ・資料 4-3：LEC 会計大学院 学生募集要項（2013 年度春期）
- ・資料 4-4：LEC 東京リーガルマインド大学大学院入試委員会規程
- ・資料 4-5：入学試験マニュアル（問題作成）
- ・資料 4-6：入学試験マニュアル（運営）



- ・資料 4-7：入学試験マニュアル（面接）
- ・資料 4-9：2013 年度第 7 回研究科委員会議事録（10 月）

## 【4 学生の受け入れの点検・評価】

### （1）学生受け入れの方針・入学試験方法等について

以下の点から、一定の受け入れ方針に基づいて、想定する学生像に沿った適切な入学者選抜を行っているとは評価できる。

本会計大学院では、学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明確に定め、本会計大学院パンフレットおよびホームページ上で公開し、学生募集要項にも明記している。選抜方法や選抜手続は学生募集要項に明記しており、要項はホームページ上でも公開している。

入学者選抜方法では一般入学試験と AO 入学試験を採用しているほか、入学時期を春季・秋季の 2 回設定し、それぞれ入学試験日程を複数回設定していることにより、現職の社会人を中心とした志願者が自己の業務予定等に合わせて入学を検討しやすい制度としている。

特に AO 入学試験は、所定の要件を満たしていることを前提に、書類審査と面接試験の内容から総合的に判断して合否を決定する選抜方法であり、本会計大学院が主たる学生像として想定する、現に会計実務に携わる社会人層の積極的な受け入れを目的としたものとなっている。

また、学生募集活動として入学説明会はほぼ月 1 回のペースで開催し、個別の相談は事務局で随時受け付けている。時間帯も平日の夜間または土・日曜日に設定して、社会人の入学希望者に対する便宜を図っている。

### （2）入学者選抜の実施体制について

以下の点から入学者選抜の実施体制が適切に整備され、客観性と公正性が保たれていると判断できる。

実際の入学者選抜にあたっては、研究科委員会の下に設置した入試委員会及び事務局の入試課が、入学者受け入れ方針と研究科委員会の決定に基づいて入学試験の運営と選抜を行っている。

具体的には、試験問題の制作と採点は「入試問題作成マニュアル」に則って入試委員会が担当し、面接試験については、入試委員を除く本会計大学院の専任教員が「面接試験マニュアル」に則って担当し、入試事務運営については、事務局入試課の担当職員が「入学試験運営マニュアル」に則って担当している。合否判定においては、氏名、出身大学、出身地、勤務地を伏せたデータを作成し、匿名性を確保した形で、合否判定基準に則して入試委員会が判定を行い、研究科委員会に報告している。

このように筆記試験問題作成と採点、面接試験、入試事務運営、合否判定の実施主体を分割し、恣意性を排除するとともに、全てのプロセスについてマニュアルに基づいた厳格な運用を行っている。

### （3）入学定員と入学者数、収容定員と在学者数の管理について

本会計大学院の入学定員充足率は、過去 4 年間の平均で 91%となっている。入学定員に

対してほぼ充足に近い数字となっているが、今後も引き続き適切な規模の志願者・入学者を確保するため、研究科委員会と入試委員会・広報委員会等の専門委員会、ならびに学校経営委員会を通じて、継続的に学生募集活動の状況を確認し、定員管理に努めていくことが必要である。

### **【今後の方策（改善のためのプラン）】**

#### **（１）学生受け入れの方針・入学試験方法等について**

今後も、学生受け入れ方針及び選抜基準・方法・手続等について随時入試委員会、研究科委員会での検証及び課題点の改善を行い、受け入れ方針に沿って適切な運用を行っていく。

なお、新中期事業計画にも記載したように、カリキュラムの充実・革新に関連して、2014（平成26）年度には会計・税務のコース制導入や具体的な入学基準の見直し等も行っていく予定であり、カリキュラム検討委員会等において検討を進めていく。

#### **（２）入学者選抜の実施体制について**

今後も入試委員会並びに研究科委員会を中心として、適切な実施体制を維持していく。

#### **（３）入学定員と入学者数、収容定員と在学者数の管理について**

2010（平成22）年度以降は一定の入学者を確保できているが、同様に他の大学院でも修士論文の指導を開始しているという状況がある。そのため、今後も同等以上の入学者数を確保していくための戦略を含め、本会計大学院の中長期的な計画・戦略について研究科委員会及び学校経営委員会において検討し、速やかに実施していく。

## 5. 学生支援

### 項目 18：学生支援

各経営系専門職大学院は、学生生活及び修了後のキャリア形成、進路選択等に関する相談・支援体制を適切に整備するとともに、こうした体制を学生に十分周知し、効果的に支援を行うことが必要である。また、学生が学習に専念できるよう、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、学生に周知することが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。くわえて、学生支援について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

#### <評価の視点>

- 5-1: 学生生活に関する相談・支援体制が適切に整備され、効果的に支援が行われていること。〔F群〕
- 5-2: 各種ハラスメントに関する規程及び相談体制が適切に整備され、それが学生に周知されていること。〔F群〕
- 5-3: 奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制が適切に整備されていること。〔F群〕
- 5-4: 学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制が適切に整備され、効果的に支援が行われているか。〔A群〕
- 5-5: 障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制が適切に整備され、支援が行われているか。〔A群〕
- 5-6: 学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕
- 5-7: 固有の目的に即して、学生支援としてどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

#### <現状の説明>

##### [当該項目に対する概要]

学生生活の支援については、現職の社会人学生が大半であるという特性を考慮し、メール相談、履修登録時の個別相談、メンタルヘルス相談窓口等、時間や場所による制約の少ない制度によって行っている。また、各種ハラスメントその他の不正行為を防止するため、規程を整備すると共に、通報窓口を設けている。

経済的支援としては日本学生支援機構の奨学金、厚生労働省の教育訓練給付金制度を利

用することができる。また、長期履修学生制度の利用により授業料の負担を抑えて 2 年以上の計画的履修を行うことも可能である。

障がいを持つ学生への対応については、施設面でのバリアフリー化はある程度実現しており、該当する入学志願者のいる場合は、制度面・人的支援の面で必要な対応に努める。

その他、社会人のための大学院という前提から、授業を DVD に収録して貸し出す「欠席フォロー制度」等の支援も行っており、活用されている。

### **【各評価の視点における現状の説明】**

(5-1) 学生生活に関する相談・支援体制については以下の通り整備され、効果的に支援が行われている。

#### ① メール相談サービスの実施

在学生専用サイトを通じて送信する形のメール相談サービスを実施している。在学生の大半が仕事を有する社会人学生であるという特殊性に配慮し、24 時間受付可能な学修指導・学生生活相談として実施しているものである。授業科目ごとの学修指導の他、全体的な履修や学生生活、将来のキャリアプランについての相談等にも活用している。

メールによる相談では、教員と学生の媒介を事務局員が行うが、直接面談を行う方が適切であると教員が判断した場合は、学生の事情も考慮しつつ適宜面談を設定している。

#### ② 定期的な学生相談会（履修相談会）の開催

学生相談会（履修相談会）は、履修指導、学修上の相談、学生生活上の相談または将来のキャリア等についての相談を目的として、任意参加で実施している。これは、教員および事務局職員が学生個人々の相談に応じるもので、直接面談方式で実施している。

具体的には、各セメスターの履修登録時期に合わせて 1 週間程度の相談期間を設け、学生一人一人の履修上の相談、学生生活上の相談、キャリアプランについての個別相談に応じている。現職を有する社会人に配慮し、学生個々の都合に合わせて原則として予約制で実施している。相談会の期間、時間等については履修指導要項に記載の上、オリエンテーションで説明、案内している。

#### ③ 学校医及びメンタルヘルス相談窓口

学生の心身の健康に関する相談は、本会計大学院が委嘱している学校医と、外部委託による健康相談・メンタルヘルス相談窓口により対応している。学校医は本会計大学院から徒歩 3 分の場所に位置する診療所に在籍しており、緊急の場合にも対応が可能である。健康相談・メンタルヘルス相談窓口では、本会計大学院専用のフリーダイヤルまたはメールアドレスから 24 時間相談が可能であり、必要に応じてカウンセラー等に面接による相談も行うことができる。

(5-2) 各種ハラスメントに関する規定および相談体制については以下の通り整備を行っており、また学生にも周知している。

全学を対象とした「ハラスメントの防止等に関する規程」および「ハラスメント防止等に関するガイドライン」を制定し、ハラスメント対策委員会を設置しており、事務局は学生部が所管している。事務局は、ハラスメント防止の啓発活動、ガイドラインの策定、再発防止策の実施と教職員への告知を行う。

学生に対しては、これらの体制について学生便覧に記載し、オリエンテーション時にハラスメント防止の注意喚起を行うとともに規程や相談体制について説明している。

万一、ハラスメントが行われた場合、申立人（本学の学生・教職員全員が対象）は、相談委員に相談し、相談委員は委員長に報告する。委員長は、案件に応じて順次段階的に、斡旋委員、紛争処理委員、評議委員を選定し、紛争処理案を検討する。評議委員は、紛争処理案を学長に報告し、学長は、紛争処理の実施について決定する。

また、教育研究に伴う不正行為の早期発見を促し、重大な問題を未然に防ぐことを目的として、2007（平成19）年度から大学全体の「公益通報・相談窓口」を設置している。公益通報・相談窓口は学生・教職員を含む本会計大学院関係者全てが利用でき、副学長または外部の弁護士に直接通報・相談することができる。この窓口の案内は、学生便覧に記載してオリエンテーション時に説明するとともに、学生ラウンジ等学内にも掲示し、周知を図っている。

**(5-3)** 奨学金その他学生への経済的支援については以下の通り相談・支援体制を整備している。

学生の経済的支援制度としては、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金、厚生労働省教育訓練給付制度の利用が可能である。また、教育ローン等の利用についても希望により相談に応じている。

本会計大学院独自の奨学金制度は現在のところ有していないが、「長期履修学生制度」により、標準修業年限2年間の授業料で5年まで在学することができるため、諸般の事情によって修業年限を超えて学修を希望する学生の経済的支援の機能も果たしている。

経済的な相談については、学費及び奨学金の事務を担当する学生部職員が随時対応しており、必要に応じて教員や事務局責任者を加えて対応を行っている。

2013（平成25）年度（5月1日現在）の在学生140名中、奨学金利用者は第一種・第二種合わせて9名、教育訓練給付制度利用者（申請者）は28名、長期履修学生制度適用者は30名となっている。

**(5-4)** 学生の課程修了後を見越したキャリア教育開発およびこれを助言・指導する体制については以下の通り整備している。

本会計大学院は、在学生の大半が現に仕事を有する社会人であるが、少数ながら職業経験のない学生も在籍しているため、進路支援コーナーを設けて求人票や就職関連セミナー等の就職情報を設置している。日常的には、5-1で既述の通り、メール相談サービスや学生相談会による助言・指導を行っており、希望によりキャリアコンサルタントとの面談も設定することが可能である。また、必要に応じて、設置法人の運営する人材紹介事業部と

の連携により、具体的な会計関連職の求人情報提供等も行うことが可能である。

このほか、在学中及び修了後に会計専門資格の取得を目指す学生も多いことを考慮し、「キャリアサポート制度」として、本会計大学院在学学生及び修了生を対象に、設置法人の資格取得対策講座の割引制度を設けており、活用されている。

**(5-5) 障がいのある者、留学生、社会人受入れのための支援体制は以下の通り整備されている。**

#### 【障がいのある学生受け入れのための支援体制】

本会計大学院の使用建物にはいずれもエレベーターが完備され、本部棟には身体障がい者用のトイレも設置されている。よって、足に障がいを持つ学生は、現状においても受け入れ可能である。授業の板書等の支援に関しては、必要によりティーチング・アシスタント (TA) が対応することが可能である。2013 (平成 25) 年度までのところ、実際に障がいを持つ方からの入学相談や出願はないが、希望のある場合は、介助者の配置、履修上の特別措置の制度化等、制度面・人的支援の面で対応に努める。

#### 【留学生受け入れのための支援体制】

留学生については、学生部において留学生固有の各種手続について受け入れ体制を整えている。本年度 (2013 年 5 月 1 日現在) までのところ、本会計大学院での留学生の受け入れ実績はないが、過去に総合キャリア学部において受け入れた実績がある。

#### 【社会人学生受け入れのための支援体制】

開設当初より社会人学生の履修に最大限配慮し、平日夜間と土日のみで授業を行っているが、2011 (平成 23) 年度からは、平日の授業を 19:30~21:00 の 1 コマのみとし、社会人学生がより学びやすいよう配慮するとともに、諸施設の利用可能時間もこれに合わせて変更している。

さらに「欠席フォロー制度」「長期履修学生制度」、「メール相談サービス」等により社会人学生を受け入れるための支援体制を充実させている。具体的な制度の内容は以下の通りである。

##### ○「欠席フォロー制度」

主として仕事を有する社会人学生が、仕事の都合等により授業を欠席した場合、欠席した授業の映像を DVD で視聴することができる制度である。講義形式で行う基礎科目・発展科目の全科目を収録しており、2011 (平成 23) 年度からは、学内での視聴に加えて DVD の貸出を開始した。

学生は電話や窓口で予約の上、図書館窓口で DVD の貸出を受けて自宅等で視聴することができる。また、欠席レジュメ申し込みにより、授業内で配布されたレジュメも受け取ることができる。

履修上の出席扱いにはならないが、好きな時に何度でも利用できるため、欠席時の補講としての利用だけではなく、出席した授業の復習にも活用されている。

○「長期履修学生制度」

「学生が職業を有する等の理由により標準修業年限で修了することが困難な場合、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する制度」（長期履修学生制度規則第2条）である。標準修業年限2年のところ最長5年までの計画的な履修を可能としている。

○「メール相談サービス」

本会計大学院の在学生の大半が仕事を有する社会人学生であるという特殊性に配慮し、24時間受付可能な学修指導・学生生活相談の窓口として設定している。仕事を有する社会人学生をはじめとして多様な履修スタイルに対応できるため、授業科目ごとの学修指導のほか、全体的な履修や学生生活、将来のキャリアプランについての相談等にも活用している。

**(5-6)** 学生の自主的な活動に利用できる施設として、学生ラウンジを設置し、開室時間も授業時間の前後に利用できる時間帯としている。また、運動や課外活動のために学生が近隣の公共スポーツ施設を利用する場合は、その利用料を大学が負担する制度を設けている。

同窓会については、2013（平成25）年度より事務局において準備を進めており、開設から10年目を迎える2014（平成26）年度の同窓会発足を予定している。

**(5-7)** 「欠席フォロー制度」は、本会計大学院開設当初より特色ある取組みとして在学生にも評価されてきたが、2011（平成23）年度からはDVDの貸出を開始し、多忙な社会人学生に配慮してより利便性を高めている。

また、「長期履修学生制度」については、入学後に仕事や家庭の状況が変化した場合にも対応できるよう、入学時のほか、第1年次の終わりにも制度の利用申請を認めている。長期履修学生の授業料は、履修年数に関わらず、2年で修了する場合と同額としているため、学生への経済的支援としての性格も有する制度である。

いずれも、質の高い会計専門職業人の養成という目的に即し、現に職業を有する社会人の学修が少しでも容易になるよう、最大限配慮した取組みといえる。

上記に加えて、税法修士論文指導に関連して、2012（平成24）年度後期から始めた取組みとして、修了延期生を対象とした半期毎の個別面談が挙げられる。これは、やむなく修了延期することとなった在 student で、週1回の論文指導になかなか出席できていない人を半期に1回集中的に面談するものである。大学院に来づらくなっている在 student に対して、ある種強制的に呼び出しを行い、修士論文の完成に向けた徹底した個別面談を実施している。これは、学生支援の制度とまではいかないものの、現状、非常に強力な修了延期生の指導の機会となっている。

## <根拠資料>

- ・資料1-3：LEC 会計大学院パンフレット
- ・資料2-1：LEC 会計大学院 2013年度 学生便覧



- ・資料 2-2 : 2013 年度 前期 履修指導要項 (新入生)
- ・資料 2-3 : 2013 年度 前期 履修指導要項 (在学生)
- ・資料 2-4 : 2013 年度 後期 履修指導要項 (新入生)
- ・資料 2-5 : 2013 年度 後期 履修指導要項 (在学生)
- ・資料 5-1 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学ハラスメントの防止等に関する規程
- ・資料 5-2 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学公益通報・相談窓口利用規定
- ・資料 5-3 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 奨学金返還免除候補者選考規程
- ・資料 5-4 : LEC 東京リーガルマインド大学院
- ・資料 5-5 : こころとからだの健康相談 利用案内
- ・LEC 会計大学院ホームページ「入学案内／奨学金制度・教育訓練給付制度・長期履修学生制度」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/admission/scholar.html>
- ・LEC 会計大学院ホームページ「入学案内／フォローシステム」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/admission/support/index.html>

## 【5 学生支援の点検・評価】

### （1）学生生活に関する支援体制について

本会計大学院では、開設当初より会計実務に携わる社会人を主たる学生像として想定し、平日夜間と土日のみで授業を行うとともに、「欠席フォロー制度」、「長期履修学生制度」、「メール相談サービス」等により、社会人を受け入れるための支援体制が非常に充実している。これらについては開設当初より学生から好評を得ていたものであるが、その後も授業時間帯の変更、「欠席フォロー制度」の充実等、社会人学生の便宜を図るべく随時改善が行われており、高く評価できるところである。

### （2）各種ハラスメント等の相談体制について

各種ハラスメントの相談や公益通報・相談の体制については、規則に基づき適切に整備されていると評価できる。今後も、事前防止のための啓発活動に努めていく必要がある。

### （3）障がいのある者、留学生の受け入れについて

身体に障がいのある者の受け入れや留学生の受け入れについて、人的な支援体制は一定程度構築できているが、施設面での対応を含め、社会情勢や学生募集状況を踏まえて研究科委員会や学校経営委員会などを通じて継続的に検討し、体制を整備していく必要がある。

## 【今後の方策（改善のためのプラン）】

### （1）学生生活に関する支援体制について

現行の「欠席フォロー制度」、「長期履修学生制度」、「メール相談サービス」について、利用状況の確認や学生の要望のヒアリングを行いつつ、研究科委員会や学校経営委員会などを通じて一層の充実を図るための検討を行っていく。

### （2）各種ハラスメント等の相談体制について

入学者の属性（男女比や年齢構成、職歴の有無など）を鑑みつつ、ハラスメント対策委員会事務局にて、ハラスメント防止のための研修等を企画・実施していく。

### （3）障がいのある者、留学生の受け入れについて

身体に障がいのある者の受け入れや留学生の受け入れについても、社会情勢や学生募集状況を考慮に入れ、研究科委員会や学校経営委員会などを通じて継続的に検討していく。

## 6. 教育研究環境

### 項目 19：施設・設備、人的支援体制の整備

各経営系専門職大学院は、その規模等に応じて施設・設備を適切に整備するとともに、障がいのある者に配慮することも重要である。また、学生の効果的な自学自習、相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

#### <評価の視点>

- 6-1：講義室、演習室その他の施設・設備が、経営系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されていること。〔専門職〕第 17 条〕〔F 群、L 群〕
- 6-2：学生が自主的に学習できる自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等の環境が十分に整備され、効果的に利用されていること。〔F 群〕
- 6-3：障がいのある者のために、適切な施設・設備が整備されていること。〔F 群〕
- 6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが適切に整備されていること。〔F 群〕
- 6-5：教育研究に資する人的な支援体制が適切に整備されていること〔F 群〕
- 6-6：固有の目的に即して、どのような特色ある施設・設備、人的支援体制を設けているか。〔A 群〕

#### <現状の説明>

##### [当該項目に対する概要]

講義室等の設備は、本会計大学院の規模に応じて適切に整備しており、授業その他の活動を支障なく行うことができている。また、学生の自習室、ラウンジ等も整備し、開室時間も学生の自由な利用に支障のないよう配慮している。

障がいのある学生に対して一定の設備は整っているが、借用の校舎であるため改修等の制約もあり、該当する志願者がいる場合には個別に対応する必要がある。

PC 教室、無線 LAN 環境等の情報インフラストラクチャーについては現在の使用に支障のないよう整備されている。

また、教育研究に関する人的支援としてはティーチング・アシスタントを配置しており、授業運営補助や紀要編集補助等を行っている。

##### [各評価の視点における現状の説明]

(6-1) 経営系専門職学位課程の規模および教育形態に応じた講義室、演習室その他の施設・

設備は、必要に応じ適切に整備されている。

2013（平成 25）年度現在、本会計大学院の具体的な施設設備の概要は以下の通りとなっている。

教室 5 室（うちパソコン教室 1 室）、大学院専用自習室 1 室、図書館 1 室、書庫 1 室、教員研究室 3 室、事務室 1 室。その他に、学生ラウンジ、進路支援・面談室、講義準備室等を有している。

上記の教室数で全ての授業を支障なく実施することができており、校舎設計上、教室と演習室とを明確に区別はしていないが、事例研究などのゼミ形式の授業では机の配置を変更し、討論が活性化するよう配慮している。少人数の論文指導等を行う場合は、面談スペース等も利用することがある。

教室にはいずれもテレビモニターと OHC（書画カメラ）を備え、持参した資料等をモニターに映して示すことができるほか、スクリーンプロジェクターの使用も可能である。また、4 教室で授業映像の収録が可能であり、収録映像は学生の復習及び補習のため DVD で貸出を行っている（欠席フォロー制度）。

**(6-2)** 学生が自由に学習できる自習室および学生相互の交流のためのラウンジ等の環境整備、効果的な利用については問題ない状況である。

具体的には、学生が自由に学習できる専用自習室を設置している。自習室には荷物や資料を保管することのできるダイヤル式ロッカーも設置しており、在学中は学生全員に貸与している。自習室の開室時間は平日 9:00～22:00、土曜日・祝日 8:30～21:00、日曜日 8:30～20:00 としており、土曜・日曜の最初と最後の授業前後にも利用することができる。また、本年度より自習室を教室と同じフロアに移設しており、学生の利便性を高めている。

学生相互の交流のための施設・設備としては、図書館のある棟に学生専用ラウンジを整備している。在学生の大半が社会人であるため、平日昼間の利用頻度は高くないが、土曜日・日曜日の休憩や学生同士の自主ゼミ活動等に利用されている。開室時間は、図書館の開室時間にあわせて平日 13:00～22:00、土曜日・日曜日 9:15～20:30 となっている。

また、教員等が学生と面談するための場所として、進路支援・面談室を設置しており、適宜利用されている。

**(6-3)** 本会計大学院における障がいのある者に対する施設・設備の整備状況については、現状、以下の通りとなっている。

本会計大学院の使用している建物（2 棟）についてはいずれもエレベーターが設置されている。また、2013（平成 25）年度から本部棟として使用している建物には障がい者用トイレも設置されており、足の不自由な学生については、現状においても受入れ可能である。

しかし、それ以外の施設・設備面での対応については、必ずしも十分とはいえないのが実情である。その理由として、本会計大学院は、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づく特例措置 821（801-1）（校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業）の適用を受ける大学であり、校舎の大部分を借用している。従って、全面的なバリアフリー

化等の大幅な変更については、本会計大学院の一存で決定することができず、貸貸人との交渉が必要になるという特殊な事情が存在するためである。

現在までに、障がいのある方からの入学相談等はないが、該当する入学希望者がある場合には、貸貸人との交渉を含め検討・対応を行っていく必要があると考える。

**(6-4)** 学生の学習および教員の教育研究のために必要な情報インフラストラクチャーは、適切に整備されている。具体的には以下の通りである。

教育研究活動に使用するため、パソコン 39 台（パソコン教室 31 台、図書館 8 台）を設置している。図書館の端末は開室時間中自由に使用でき、パソコン教室の端末も希望により随時使用を認めている。

このほか、大学院施設内で無線 LAN の使用できる環境を整備しており、個人の持参したノートパソコンやタブレット端末でインターネットに接続することも可能である。

学生には、入学時に全員に対して Google のサービスを利用した個人メールアドレスを付与しており、授業に関する連絡等もこのメールを通じて行っている。また、授業や研究に使用する資料を複写・印刷する場合は、図書館に設置したコピー機及びプリンタを用いて無料で行うことができる。

これら情報インフラストラクチャーのセキュリティ及びメンテナンスについては、設置法人のシステム管理担当部署と本会計大学院事務局が連携して担当している。ファイアウォールの設置、セキュリティソフトの使用のほか、無線 LAN を使用する学生には各人の使用端末にセキュリティソフトの導入を義務付けている。

**(6-5)** 教育研究に資する人的な補助体制については、適切に整備されている。

具体的には、教務担当職員として常勤・非常勤あわせて 4 名を配置している（兼任を含む）。主にシラバスや時間割等の取りまとめにあたる事務補助や、授業上必要な学生への連絡（教育面）、教員の研究に必要な図書や資料の手配（研究面）などを行っている。

上記のほか、大学院博士課程在籍者や会計系の有資格者をティーチング・アシスタント（TA）として採用しており、2013（平成 25）年度は計 3 名を配置している。ティーチング・アシスタントは、紀要編集の補助や教員の研究・授業用のレジュメ作成補助など、授業運営などに関する補助業務を担当している。

**(6-6)** 本会計大学院のティーチング・アシスタント（TA）は、教員の補助という一般的な役割のほか、学生の資格取得に向けた学習相談対応、紀要の編集作業等にも携わっており、質の高い会計専門職業人の養成という本会計大学院の目的上、重要な役割を果たしている。

ティーチング・アシスタントから正課科目の担当講師、専任教員への任用実績もあり、特色ある人的支援体制のひとつであるといえる。

## <根拠資料>

- ・資料 2-1：2013 年度 LEC 会計大学院 学生便覧
- ・資料 6-1：LEC 会計大学院 無線 LAN 利用マニュアル・利用申請書

- ・資料 6-5: LEC 東京リーガルマインド大学院大学 ティーチング・アシスタント (TA) に関する規程
- ・LEC 会計大学院ホームページ「大学院案内／キャンパス案内」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/campus.html>
- ・LEC 会計大学院ホームページ「LEC 会計大学院附属図書館」  
<http://www.lec.ac.jp/student/library/index.html>

## 項目 20：図書資料等の整備

各経営系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

### <評価の視点>

- 6-7: 図書館（図書室）には経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。〔F群〕
- 6-8: 図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔F群〕
- 6-9: 固有の目的に即して、図書資料等の整備にどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

### <現状の説明>

#### [当該項目に対する概要]

本会計大学院の図書館は、会計大学院のみを置く大学院大学の専用図書館として必要な図書・資料の整備を継続的に行っており、適切な状況が整いつつある。今後も図書館委員会を中心に計画的・体系的な蔵書収集を進め、更なる充実に努める。また、他の公共図書館や資料館のサービスについても学生が利用しやすいよう積極的に情報提供を行い、教育研究活動に支障のないようにしている。

図書館の開館時間に関しては、平日 13:00～22:00、土曜日・日曜日 9:15～20:30 としており、授業時間の前後にも利用できるよう配慮されている。

#### [各評価の視点における現状の説明]

(6-7) 本会計大学院図書館における学生の学習や教員の研究活動に必要な図書・電子媒体

等の各種資料の具体的な整備状況については、以下の通りである。

図書館は、2013（平成 25）年度より本会計大学院専用となり、学生・教員の教育研究、その他の業務に支障なく使用できる状況にある。2013（平成 25）年 5 月 1 日現在の蔵書数は 26,846 冊、定期購読雑誌のタイトル数は和洋合わせて 38 である。総合キャリア学部の廃止に際して大幅な蔵書整理を行ったことから、前年までに比べ蔵書数は減少しているが、蔵書の質的な面では向上しており、会計専門職大学院の専用図書館として適切な状況が整いつつある。具体的には、税法及び会計の修士論文作成に必要と思われる主要な雑誌を近年のものについては網羅しつつあり、関連する書籍も充実してきている。歴史的に古い書籍や雑誌のバックナンバーなどは本会計大学院図書館で取り揃えることが難しいため、そういった場合には後述するリクエスト制度を勧めている他、国会図書館の各種サービスや租税資料館・税務研究センターの利用を紹介している。

本会計大学院図書館の蔵書の検索は、OPAC（オンライン蔵書検索目録）により、インターネットに接続できる環境があればどこでも可能である。図書館には主に情報検索、データベース使用のために PC 端末を 8 台常設しており、蔵書検索の便宜を高めている。また、国立情報学研究所の目録システム（NACSIS-CAT）に参加しているため、利用者はこのシステムを用いて最新の目録所在情報を得ることができる。本学に所蔵のない書籍については、学生・教員から購入希望申込みができるリクエスト制度を導入しており、教育研究に支障のないよう配慮している。

本会計大学院として必要な図書及び雑誌は、教員の推薦等も踏まえて図書館委員会において選定・購入しており、修士論文を作成する学生の増加に対応して、会計大学院図書館としてのより計画的・体系的な資料整備に努めている。学術雑誌については、各分野の研究を主導する学術論文が掲載されている学術雑誌および学術雑誌のコアジャーナルを整備して来ている。その結果が上述のような整備状況である。

また、データベース等の電子媒体に関しては、以下のものを採用している。特に Westlaw Japan は、税法の修士論文作成希望者にとって有用なものとなっている。

- ・ CiNii（雑誌記事・学術論文検索）

国立情報学研究所が提供する論文情報ナビゲーター（CiNii：サイニィ）の機関定額制に加入しており、広範囲の分野の文献情報、学術情報をネット上で検索・閲覧できる。

- ・ Westlaw Japan（判例データベース）

学生・教員の研究用として、法令、判例、審決等、書籍・雑誌、文献情報、ニュース記事等を横断的・総合的に検索することができる日本法の総合オンラインサービス（Westlaw Japan）を導入しており、図書館設置の PC 端末で使用可能としている。

**(6-8)** 図書館の利用規程や開館時間については、学生の学習および教員の教育研究に配慮したものとなっている。具体的には、平日 13:00～22:00、土曜日・日曜日 9:15～20:30 を開館時間としており、平日夜間の授業終了後や、土・日曜日の 1 限開始前、6 限終了後にも利用できるよう配慮している。また、教員や社会人以外の学生による平日昼間の利用にも

支障のない時間設定としている。

(参考)【授業時間帯 平日】 19:30~21:00

【授業時間帯 土日】 1限 9:30~11:00 2限 11:10~12:40  
3限 13:30~15:00 4限 15:10~16:40  
5限 16:50~18:20 6限 18:30~20:00

(6-9) 会計専門職大学院に求められる図書資料等は、基本的に教育課程にある科目を学習するのに必要なものに限られると考えられる。特に、本会計大学院の場合、税法及び会計の修士論文作成希望者が現在圧倒的であるため、基本的にそのニーズに対応することが必要だと考えている。そのため、まずもって重視してきているのは、論文作成の参考となる専門論文や事例研究が充実している雑誌の整備である。この点で本会計大学院は学生のニーズに対応しつつある。それはリクエスト制度と教員へのヒアリングによって雑誌を取り揃えてきていることによる。また、コアとなる書籍もリクエストに迅速に対応する形で充実させてきており、その結果、修士論文作成の基礎となる文献を取り揃える入口としての機能は果たしつつある。すなわち、本会計大学院の特色ある取組みは、学生と教員のリクエストないし推薦に積極的に対応することで、会計専門職大学院として必要な図書資料等の整備を行っていることにある。

しかしながら、本会計大学院として取り揃えるのが難しい資料等が依然として多数存在する。具体的には、膨大な過去の専門雑誌のバックナンバーや裁判資料、裁決事例集などである。裁判の判決文原文については、近年では裁判所のホームページでもかなりカバーされるようになっているが、それでも漏れがあるものがあり、それらを含めて **Westlaw Japan** でカバーできていると考えている。ところが、それでもカバーされていない資料等もあることが度々学生から指摘されており、そのような場合には、租税資料館を筆頭に税務研究センターや国会図書館の各種サービスの利用を積極的に促している。租税資料館に関して言えば、本会計大学院は利用者数がトップランクで推移しており、実質的に第2の図書館として機能している。これは、本会計大学院の教員と職員が同資料館を訪ね館長に各種資料の取り揃え状況をヒアリングし、その具体的状況を積極的に告知してきた為である。また、国会図書館の利用も、オリエンテーションなどで個人カードの作成を促して特に文献複写郵送サービスの利用を推奨している。各種学会や各大学が発行している紀要や論文集、一般雑誌の記事などは国会図書館の文献複写郵送サービスを利用すれば、ほぼ全てが揃うものと考えている。

以上のような取組みによって、少なくとも修士論文作成に関する図書資料等の取り揃えは一定水準の水準に達しつつあると言える。なお、本会計大学院としては近隣に蔵書数が豊富な大学が複数存在するため、幾つかの大学と提携交渉を検討している。それが実現すれば、従来に比べて格段に利便性が向上することが期待できる。



### <根拠資料>

- ・資料 2-1 : 2013 年度 LEC 会計大学院 学生便覧
- ・資料 6-4 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学附属図書館 利用案内
- ・資料 6-6 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学附属図書館 2013 年度購読雑誌
- ・資料 6-7 : 平成 25 年度 租税資料館の大学別利用状況 (租税資料館だより No.21 より)
- ・LEC 会計大学院ホームページ「LEC 会計大学院附属図書館」

<http://www.lec.ac.jp/student/library/index.html>

## 【6 教育研究環境の点検・評価】

### （1）専任教員の教育環境の整備について

本会計大学院の専任教員の教育環境は、基本的な機能を提供するものとなっている。それは定員や授業に対応する教室の確保や情報インフラストラクチャー、図書等の整備に配慮がなされている点に見いだせる。研究室についても、専任教員一人一人に教育準備に必要な環境が与えられている。これは前回の認証評価の結果に対応したものである。また、2014（平成26）年度中に、さらなる研究室の整備を進める予定である。

加えて、前回の認証評価時にも強調したことであるが、本会計大学院では使命に記している“理論と実務の融合”を図るため、共同研究室を現在も重視している。共同研究室を通じた教員間の交流は極めて活発に行われている。この点ではむしろ共同研究室が重要な役割を果たしている。教員間では共同研究室のよもやま話を通じ知識の交換・共有が図られるばかりでなく、それぞれの専門や授業内容への質問も容易となっている。

校舎の大部分が借用であり、施設の変更等に一定の制約が生じることはやむをえないが、ゼミ室や何らかの研究スペースといった教育環境のさらなる整備を図っていくことが必要であると判断される。

### （2）図書館の整備について

図書館は、2013（平成25）年度より本会計大学院専用となり、質・量ともに会計専門職大学院の教員・学生の勉強や研究に有益となる資料を整備しつつある。図書館委員会を中心とした蔵書選定の体制は整備されており、特に定期購読雑誌に関しては、会計・経営・税務分野の最新動向や研究素材として活用するに足る状況となっている。

また、情報インフラストラクチャーに関しては、過去の自己点検・評価の結果等を通じて、大学内で自由に使用できる無線LANの導入、学内のパソコン端末の大幅なリニューアル等を行い、教育研究活動をスムーズに行える環境整備に努めている。

## 【今後の方策（改善のためのプラン）】

### （1）専任教員の教育環境の整備について

本会計大学院の研究・教育における機能面の充実を図るための検討を行っていく。特にゼミ室や研究スペースの充実については、校舎の大部分が借用という制約の中でも積極的に検討すべき事項と認識しており、今後、個室形式の研究室を増設することを予定している。これらについては、学生および教員からの要望等を、研究科委員会等を通じて取りまとめながら検討を進めていく。

### （2）図書館の整備について

会計専門職大学院の専用図書館として、図書館委員会を中心に蔵書内容の充実を図り、他の研究機関や大学の図書館との連携を強化することによって、図書館機能を高める。

## 7. 管理運営

### 項目 21：管理運営体制の整備、関係組織等との連携

各経営系専門職大学院は、管理運営組織・学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令等に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、教学等の重要事項については、経営系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されることが重要であり、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を運用することが必要である。さらに、企業、その他外部機関との協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等を適切に行う必要がある。

なお、経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それら組織と連携・役割分担を行うことが望ましい。

#### <評価の視点>

- 7-1：経営系専門職大学院を管理運営する固有の組織体制が整備されていること。〔F群〕
- 7-2：経営系専門職大学院の管理運営について、関連法令に基づく適切な規程が制定され、それが適切に運用されていること。〔F群〕
- 7-3：経営系専門職大学院の設置形態にかかわらず、教学、その他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の経営系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されていること。〔F群〕
- 7-4：経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていること。〔F群〕
- 7-5：企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。〔F群〕
- 7-6：経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔A群〕

#### <現状の説明>

##### [当該項目に対する概要]

本会計大学院の管理運営について審議検討を行う固有の組織として、学校経営委員会（学校法人の理事会に相当）、研究科委員会（教授会）が置かれ、研究科委員会の下に各種専門委員会が置かれている。

大学院の専任教員組織である研究科委員会は、その長である研究科長が招集し、大学院の重要事項に関する全般的な審議を行っている。その決定は学校経営委員会および学長の意味決定に際して十分に尊重されており、特に教学面に関わる審議事項については、事実

上、研究科委員会の決定が最終決定となっている。

### **【各評価の視点における現状の説明】**

(7-1) 本会計大学院の管理運営を行うため、固有の組織体制が整備されている。

本会計大学院は株式会社の設置する大学院大学であり、一般の学校法人における理事会にあたる学校経営の最高意思決定機関として「学校経営委員会」を置き、大学院大学の経営等に関わる重要事項を審議している。

学校経営委員は、学校経営委員会規則により以下の構成員から成り、定数は 6 名以上である。設置法人の取締役会において決定、任命された取締役が委員長を務める。

- (1) 学校設置会社取締役又は執行役員の中から、学校設置会社の取締役会が選任した者
- (2) 設置学校の長
- (3) 学識経験者のうち学校設置会社の取締役会において選任された者

2013（平成 25）年度の構成員は、学長（設置会社代表取締役であり本委員会委員長）、本会計大学院副学長、同研究科長、同事務局長（設置会社執行役員）、設置会社顧問、設置会社執行役員、外部有識者委員（弁護士）の計 7 名である。

また、学校経営委員会の審議事項は以下の通り定められている。

- (1) 設置学校の中長期計画及び年度計画
- (2) 設置学校の新設・拡張・縮小又は廃止に関する事項
- (3) 文部科学省・自治体その他の官公庁に係る重要な事項
- (4) 設置学校の学部・学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 教員の任免に関する事項
- (6) 設置学校の予算の承認及び決算の報告
- (7) 学則等諸規程の改廃に関する事項
- (8) その他、学校運営に関する重要事項及び取締役会の委任事項

大学院に関する重要事項を審議する固有の専任教員組織としては、研究科委員会を設置している。この研究科委員会は、原則として本会計大学院の専任教授によって組織されているが、専任准教授、専任講師および専任助教ならびに兼任講師等を参加させることができ（学則第 12 条第 2 項）、例年、全ての専任教員が参加している。また、研究科委員会の下に各種専門委員会が置かれ、専任教員は必ずいずれかの委員会に所属して、大学院の教学及び管理運営に関する個々の案件について随時検討を行っている。

具体的には、カリキュラム検討委員会、将来構想委員会、研究指導委員会、紀要運営委員会、学生支援委員会、FD 委員会、入試委員会、図書館委員会、外部展開委員会、広報委員会の 10 委員会（2013（平成 25）年 5 月 1 日現在）が置かれ、それぞれ所掌する案件について第一次的な検討を行っている。各専門委員会の活動内容及び懸案事項等は、毎月の研究科委員会で報告され、共有されている。この報告を受けて、必要に応じて研究科委員会での意見交換・審議が行われ、対策が講じられる体制となっている。

なお、本会計大学院は実務家教員が多いことから、委員会で検討等を行うにあたっては、頻繁に対面会議を実施することは難しいという制約がある。そのため、実際に審議や意見交換を行う際には、該当委員会メンバー間でのメール(メーリングリスト含む)による連絡が活用されている。ただし、上記の通り、メール等によりなされた決議や、提案、意見等については、必ず研究科委員会で報告され、全専任教員に共有されている。

専門委員会の設置や構成については、本会計大学院の現在・将来の課題に速やかに対応すべく、研究科委員会において適宜見直されている。例えば、2012(平成24)年度には、本会計大学院の中長期的な構想について検討する将来構想委員会を置き、ここに既存の学生募集強化委員会を吸収する形とした。さらに、学外との連携事業や広報活動を強化するため、外部展開委員会と広報委員会を新設した。2013(平成25)年11月には、情報インフラの整備を推進するため、新たに情報システム委員会の設置が決定された。また、ある程度安定的に入学者を集めることができるようになったことから、より長期的な観点で今後の望ましい学生募集のあり方、継続的な定員充足策について重点的に検討するために、1月には学生募集委員会を再び設置することを決定した。

**(7-2)** 本会計大学院の管理運営について、関係法令に基づく規程が整備され、適切に運用されている。

学校経営委員会は、設置法人の取締役会が定める学校経営委員会規則の規定により設置されており、研究科委員会の審議に基づき学則、学納金に関する規則等の改廃権を有する。

研究科委員会については、学則及び研究科委員会規則によって規定されており、大学院の教学及び管理運営に関する実質的な審議を行っている。また、主に教学に関わる規程類について改廃権を有する。

事務組織に関しては「事務組織規程」が制定され、職務分掌に基づいて業務を行っている。

その他、教学及び管理運営に関しては学校教育法、大学設置基準、専門職大学院設置基準、私立学校法、構造改革特別区域法等の関係法令に基づき、学生の在籍、入学試験、学納金、教員任用等に関してそれぞれ規程が整備され、必要に応じて研究科委員会等において改定が行われている。

**(7-3)** 教学その他の管理運営に関する重要事項については、研究科委員会などの本会計大学院固有の専任教員組織の意向が十分に尊重されている。

具体的には、学則第25条第3項の通り、「教育課程に関する事項」「学生の入学・修了その在籍に関する事項および学位の授与に関する事項等」「その他研究科の教育または研究に関する重要事項」については、全て本会計大学院固有の専任教員組織である研究科委員会において審議を行っている。教育課程に関する事項、学生の入学・修了に関する事項の最終決定権は学長が、教員人事に関する事項の最終決定権は学校経営委員会が有しているが、いずれも研究科委員会の審議結果を承認する形であり、事実上、研究科委員会の決定が最終決定となっている。

また、本会計大学院の管理運営に関する重要事項については、研究科委員会の審議の後、学校経営委員会において承認を得る手順となっており、同様に研究科委員会の審議結果を承認する形がとられている。

加えて、2010（平成 22）年度より、学校経営委員会の委員には本会計大学院の教員が 2 名（副学長・研究科長）就任しており、大学の経営等に関わる重要事項の審議についても、教学関係者の意向が十分に反映される体制となっている。

なお、本会計大学院の運営において、研究科委員会の審議結果が学校経営委員会によって覆された例は 1 回のみ（学費に関する事項）であり、教学その他の管理運営に関して、研究科委員会の意向は最大限尊重されているといえる。

**(7-4)** 本会計大学院の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関しては適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用がなされている。具体的には、高度専門職研究科の長として研究科長を置いている（学則第 10 条）。研究科長は、研究科の校務を司り、本会計大学院固有の専任教員組織である研究科委員会の議長を務める。

研究科長の任命は、学則上、学長によって行われることとされている（学則第 10 条第 3 項）。研究科長の任期は 1 年（再任可）とされ、当該学則に基づき再任の場合を含めて毎年任命されている。

**(7-5)** 企業、地方自治体、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等は適切に行われている。

本会計大学院は、各地方自治体が申請し、内閣総理大臣が認定する構造改革特別区域（以下、「特区」という。）内の特例措置を用いて設置されている。この特区内における本会計大学院の運営に関する取り決めについては、特区を設定する自治体との間で協定書を締結している。本会計大学院はこの協定に基づき、自治体に対して定期的に経営状況報告、監査報告等を行い、大学の運営に関する変更等が生じる場合にも適宜協議、報告を行っている。

その他、委託訓練等の事業実施にあたっては委託者と所定の契約を締結し、これに基づいて受託事業の実施、資料の提出・報告等を行い、委託金の授受については設置法人である株式会社東京リーガルマインドの財務部を通じて適切に行っている。

これら協定書・契約書等の締結・改定に当たっては設置法人の法務部の審査を経て、法的に問題のないことを確認している。

**(7-6)** 本会計大学院は一研究科のみを置く大学院大学であるため、該当なし。

## <根拠資料>

- ・資料 1-1：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学則
- ・資料 3-1：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 教員任用規則
- ・資料 7-1：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 研究科委員会規則
- ・資料 7-2：株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会規則

- ・資料 7-3 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 組織図
- ・資料 7-4 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 2013 年度専門委員会・所掌一覧
- ・資料 7-5 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 2013 年度委員会委員一覧
- ・資料 7-6 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 事務分掌規程
- ・資料 7-7 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 職務権限規程
- ・資料 7-8 : LEC 東京リーガルマインド大学院大学 学費等納付金規則
- ・資料 7-9 : 株式会社東京リーガルマインド 学校経営委員会委員一覧 (2013 年度)
- ・資料 7-10 : 2012 (平成 24) 年度第 8 回学校経営委員会 (2012 年 11 月) 議事録
- ・資料 7-11 : 協定書 (千代田区)
- ・資料 7-12 : 契約書 (東京都産業労働局 大学等委託訓練)

## 項目 22 : 事務組織

各経営系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織に関して特色ある取組みを行うことが望ましい。

### <評価の視点>

7-7 : 適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。〔「大学院」第 35 条〕〔F 群、L 群〕

7-8 : 事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔F 群〕

7-9 : 固有の目的に即して、事務組織とその運営にどのような特色があるか。〔A 群〕

## <現状の説明>

### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院は、大学院事務運営のための固有の事務組織を設置しており、事務局長以下常勤職員、非常勤職員、TA が日常の教務事務、学生支援等の大学固有の事務にあたっている。

経理・法務・施設管理等、設置法人内の他部門と共通の業務については、設置法人の該当部署の協力を仰ぎ、案件に応じて随時相談・確認を行っている。

平成 25 (2013) 年度現在、本学は会計専門職大学院のみを置く小規模な大学院大学であることから、教員と職員との連絡は密に行われており、この特性を活かすために専門委員会にも職員が委員として参加し、文字通り教職協働で学内の諸事案への対応・検討が行わ

れている。

### **[各評価の視点における現状の説明]**

(7-7) 適切な規模と機能を備えた事務組織を設置している。

具体的には、本会計大学院の事務運営のための固有組織として会計大学院事務局を置き、教員の教育・研究支援、学生の対応、入学試験運営等の業務を所掌している。

2013（平成 25）年度の事務局職員数は、常勤職員 6 名、非常勤職員 3 名（司書を含む）である。学生数 140 名（2013 年 5 月 1 日現在）に対して、概ね学生 15 名に 1 名の事務職員が置かれている。また、上記 9 名の他に、ティーチング・アシスタント（TA）を計 3 名採用しており、本会計大学院の特長ある制度の一つである「欠席フォロー制度」の受付や学生からの質問受け、また教員の教材制作、紀要編集の補助等にも対応できる体制を整えている。

(7-8) 事務組織については、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営がなされている。

具体的には、本会計大学院の事務組織は、教学組織である研究科委員会やその他の各種委員会と有機的に常時連携し、日々の教学事務を執り行っている。

その他、本会計大学院の事務組織は、個別の案件に応じて関係部署と適宜連携を図りつつ日々の運営に当たっている。例えば、学納金等の財務処理については学校設置法人である株式会社東京リーガルマインドの財務部、学内諸規程の制定・改廃等については法務部、情報機器の整備についてはシステム部といった形で、随時相談・連携を行っている。

また、職員に対しては設置会社人事部により入社時研修、採用年別フォロー研修、管理職研修や、著作権、個人情報保護、ハラスメント防止等の研修が行われている。その他、業務上必要な個別知識については e ラーニングで学習することができる。また、外部で行われる研修会・シンポジウム等についても事務局内で情報共有し、必要に応じて参加させている。

(7-9) 理論と実務の融合した良質な教育を提供し、質の高い会計専門職業人を養成するという目的に即して、教員組織と事務組織の連携をより強化し、主に管理運営にまつわる日常的な事案に速やかに対応するため、2013（平成 25）年度からは、各種専門委員会の委員として事務職員も参加し、教職協働を推進している。

### **<根拠資料>**

- ・資料 7-3：LEC 東京リーガルマインド大学組織図
- ・資料 7-4：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 2013 年度委員会所掌事項
- ・資料 7-5：LEC 東京リーガルマインド大学院大学 2013 年度委員会委員一覧



## 【7 管理運営の点検・評価】

### （1）組織体制の整備について

教員組織に関しては、研究科委員会および研究科長が置かれ、その役割が明確になっている。また、事務組織としては、事務局長を長とする大学院事務局が設置されており、教員・学生の支援をはじめ、本会計大学院の各種事務を行っている。

本会計大学院では、小規模な大学であることを活かし、教員組織と事務組織の情報共有が円滑に行われており、常に有機的に連携して運営にあたっている。

### （2）規程類の整備及び運用について

本会計大学院の管理運営に関する学内規程は適切に整備されている。2013（平成25）年度より大学院単独の運営となったことに伴い、学則をはじめとして学内規程の全面的な見直しを行っており、規則相互の関連についても再度整合を図っている。

また、新規に規程類を作成する際や既存の規程類を改訂する際には、内容については研究科委員会において検討・審議を行い、各規程の定めに従って学校経営委員会の承認を得るという手続をとり、教学の状況との乖離が生じないように配慮している。また、形式面に関する確認は、必要に応じて本会計大学院の設置法人である株式会社東京リーガルマインドの法務部で受けており、二重の確認体制をとっている。従って、現段階においては、規程類の整備については十分になされていると評価する。

### （3）専任教員組織の決定に対する尊重および運用について

本会計大学院では、学校経営委員会では本学の経営、運営に関する基本的な方向性を決議し、教育の方針および方法、管理運営に関する細目的事項に関しては研究科委員会において審議されている。全般に、教学に関わる案件の実質的な審議は研究科委員会に任されており、教員組織の決定は十分に尊重されていると判断できる。毎月開催される研究科委員会の場では、教員間の意見交換が活発に行われている。また、学校経営委員会には、本会計大学院の教員が委員として参加しており、経営等に関わる重要事項の審議にあたっては、教学関係者の意向が十分に反映される体制となっている。

## 【今後の方策（改善のためのプラン）】

教員組織の根幹である研究科委員会における活発な審議は、大学院運営において重要な意味を持つ。今後も研究科長を中心として研究者教員と実務家教員が一体となって本会計大学院の教育・研究の質の向上に努めていく。

また、事務組織においても、多様化する事務運営に適切に対応できる組織体制の構築に努め、必要に応じて各種の規程の改訂・見直しや新たな制度・規程を適宜設定する等、本会計大学院の管理運営を継続的・発展的に支えていく努力を行っていく。

## 8. 点検・評価、情報公開

### 項目 23：自己点検・評価

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、その教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

#### <評価の視点>

- 8-1：自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、適切な評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。（「学教法」第 109 条第 1 項）  
〔F 群、L 群〕
- 8-2：自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F 群〕
- 8-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F 群〕
- 8-4：自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけているか。〔A 群〕
- 8-5：固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等にどのような特色があるか。〔A 群〕

#### <現状の説明>

##### [当該項目に対する概要]

本会計大学院の自己点検・評価活動は、規則に基づき「自己点検・評価委員会」が行うこととされており、組織的かつ継続的な取組みとしてこれまでに 4 回実施している。

また、法定の認証評価は、平成 21（2009）年度の専門職大学院認証評価、平成 22（2010）年度の大学機関別認証評価の 2 回受審し、いずれも基準に適合しないとの判定を受けているが、問題点として指摘された事項は順次改善を行っており、平成 25（2013）年時点で、認証評価での指摘事項はほぼ解消されている。

##### [各評価の視点における現状の説明]

(8-1) 本会計大学院を対象とした自己点検・評価活動は、学内規程（自己点検・評価に関

する規則)に基づき、学校経営委員会の下に自己点検・評価委員会を組織して実施している。また、自己点検・評価は、毎回自己点検・評価委員会が定める自己点検・評価項目(自己点検・評価基準)に基づき適切に行っている。

2013(平成25)年度の自己点検・評価委員会は委員7名で構成されている。委員の構成内訳は、規則に基づき、学校経営委員長が自己点検・評価委員会の委員長を兼ね、教員委員4名(副学長、研究科長、学生部長、教務部長)、職員委員1名(事務局長)、学外委員1名を選出している。

以上のような体制に基づいて継続的に自己点検・評価活動を実施しており、前回までの実績は以下の通りである。2010(平成22)年度以降は、学部の学生募集停止に伴い、将来的に大学院単独での運営となることを前提として、研究科委員会においても課題や改善点について随時検討を行い、速やかな改善に努めてきている。

#### これまでの自己点検・評価実施状況

- ・2005年度(評価対象機関:2005年4月1日~2006年3月31日)
- ・2006年度(評価対象期間:2006年4月1日~2007年3月31日)
- ・2008年度(評価対象期間:2008年4月1日~2009年3月31日)
- ・2010年度(評価対象期間:2010年4月1日~2011年3月31日)

(8-2) 本会計大学院においては、自己点検・評価および第三者評価等の結果を教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みは整備されており、かつ適切に実践されている。

その具体的な仕組みの概要については、以下の通りとなっている。

本学の自己点検・評価の制度設計上、自己点検・評価報告書において改善が必要と指摘された事項については、学校経営委員会及び学長等に対して、改善に努める義務が課される(自己点検・評価規則第11条の3第2項)。

また、実際の改善に向けた取組みについては、その改善内容によって本会計大学院の研究科委員会及び専門委員会において検討・審議されることとなる。

(8-3) 本会計大学院は、2009(平成21)年度に最初の経営系専門職大学院認証評価を受審するため、自己点検・評価を実施した。その際、定員管理、研究環境及び図書の整備等について課題を把握し、学校経営委員会、研究科委員会において改善に向けた取組みを開始した。しかし、改善の途上であったため、後述の通り、2009(平成21)年度の大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価において、経営系専門職大学院基準に適合していないとの判定を受けた。また、翌2010(平成22)年度に受審した大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価においては、前年からの改善により指摘事項は減少したが、制度移行途中であったことから一部項目で同様の指摘を受け、大学評価基準を満たしていないとの判定を受けた。

本会計大学院では、これらの自己点検・評価結果及び認証評価結果に基づき、学校経営

委員会、研究科委員会において速やかな改善に向けた検討及び対応を行った。即時の対応が難しい案件についても段階的に改善を図っている。具体的な指摘事項と対応状況は下表の通りである。

**経営系専門職大学院認証評価（財団法人大学基準協会） 2009（平成 21）年度受審**

勧告事項	対応状況
①教員の年齢構成	翌年度より専任教員の年齢構成を大幅に見直した。2013（平成 25）年 5 月 1 日時点で、専任教員 14 名の平均年齢は 49.7 歳（内訳は 60 歳代 5 名、50 歳代 3 名、40 歳代 1 名、30 歳代 5 名）となっている。
②定員管理	翌年度より新たに租税法分野の修士論文指導を開始するなどの対策を講じ、2010（平成 22）年度より入学定員を充足、翌年度には収容定員を充足した。その後も継続して一定の入学者数を確保しており、2013（平成 25）年 5 月 1 日時点で収容定員を充足している。
③研究環境の整備	専任教員研究室として共同研究室のみを設置していたところ、全員に専用席を付与した形式の研究室を設置するなど一定の対策を講じている。また、個室形式の研究室を増設することについても 2014（平成 26）年度中に対応を行うべく検討中である。
④図書の整備	翌年度より図書館委員会による蔵書選定・購入等の体制を整備し、教員・学生のリクエストや教員アンケート等による蔵書の充実を図っている。
⑤法令等の遵守 （自治体との協定）	翌年度 2010（平成 22）年度決算分より毎年、監査法人による監査を実施し、特区自治体への報告を行っている。

**大学機関別認証評価（独立行政法人大学評価・学位授与機構） 2010（平成 22）年度受審**

満たしていないとされた基準	対応状況
①教員及び教育支援者 （必修科目を担当する専任教員の不足）	前年の認証評価結果を受けて専任教員構成を大幅に見直したが、学生への不利益を避けるため、移行措置として 2010（平成 22）年度に限り特任教員（旧専任教員）が科目を担当したことによる指摘であり、翌年度以降は解消されている。2013（平成 25）年度は、本報告書項目 13（視点番号 3-10）に記載の通り必修科目 12 科目中 8 科目を専任の教授・准教授が担当している。
③施設・設備 （教員の研究環境の整備）	前述の通り、専任教員研究室として共同研究室のみを設置していたところ、全員に専用席を付与した個別研究室を設置するなど一定の対策を講じており、個室形式の研究室の増設についても 2014（平成 26）年度中に対応を行うべく検討中である。

⑤財務 (自治体との協定)	前述の通り、2010（平成 22）年度決算分より毎年、監査法人による監査を実施し、特区自治体への報告を行っている。
------------------	---

(8-4) 上述の通り、認証評価における指摘の第一点は教員の年齢構成が高年齢に偏りすぎているということであった。その後、定年規程の改正による高齢教員の退任、若手教員の採用により、年齢構成は引き下げられ、より活発な教育研究活動が行われている。

指摘の第二点は学生の定員数が充足されていないということであった。前述のとおり、税法修士論文の指導を開始したこと等により、現在は収容定員 120 名に対し、140 名が在籍している。

三点目の研究環境の整備に関しては、本会計大学院ならではの競争力の構築・向上を目指して継続的改善の努力をしており、特に若手研究者教員の研究環境の整備という観点から研究室の増設及び充実を検討している。図書館設備については、税法修士論文を選択する学生が多いことにかんがみ、税法関係書籍・雑誌等の充実に努めている。なお、他研究機関や大学図書館との提携を模索中である。

(8-5) 本会計大学院では、自己点検・評価の過程において第三者の観点による評価を重視しており、委員に「学外の専門家」を加えるよう規程にも定めている（自己点検・評価規則第 4 条第 1 項）。具体的には毎回学外の弁護士に委嘱し、学外者の観点から、また、法律専門家の観点から自己点検・評価活動の客観性を担保している。

### <根拠資料>

- ・資料 8-1：LEC 東京リーガルマインド大学院大学自己点検・評価に関する規則
- ・資料 8-2：LEC 会計大学院 2013 年度自己点検・評価委員会 委員名簿
- ・資料 8-5：2010（平成 22）年度第 1 回学校経営委員会（2010 年 4 月）議事録
- ・資料 8-6：2010（平成 22）年度第 3 回学校経営委員会（2010 年 6 月）議事録
- ・資料 8-7：2010（平成 22）年度第 2 回研究科委員会（2010 年 5 月）議事録
- ・LEC 会計大学院ホームページ「大学院案内／評価改善報告」

[http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/self\\_check.html](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/self_check.html)

### 項目 24：情報公開

各経営系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

### ＜評価の視点＞

8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第109条第1項）〔F群、L群〕

8-7：経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕

8-8：固有の目的に即して、どのような特色ある情報公開を行っているか。〔A群〕

### ＜現状の説明＞

#### 〔当該項目に対する概要〕

本会計大学院では、過去の自己点検・評価及び認証評価の結果について、ホームページを通して広く社会に公開している。また、認証評価で受けた指摘に対する改善の状況についても、項目を設けて公開している。

通常の組織運営や教育研究に関する情報については、ホームページに「情報公開」ページを設け、閲覧者が所定の情報をすべて把握できるようにしている。また、本会計大学院の研究紀要はすべてPDFファイルでホームページに掲載しており、誰でも閲覧できる状況となっている。

その他、日常の授業風景や各種行事の予定、開催状況等について公式Facebook上で随時発信し、積極的な情報公開に努めている。

#### 〔各評価の視点における現状の説明〕

(8-6) 自己点検・評価の結果は「自己点検・評価報告書」として冊子を作成するほか、本会計大学院のホームページ上にデータを掲載して適切に公表を行っている。

(8-7) 本会計大学院の組織運営と諸活動の状況については、ホームページに「情報公開」の専用ページを設け、学校教育法施行規則第172条2の規定に則して項目を設定し、閲覧者が必要な情報を一覧できるようにしているほか、パンフレットや学生募集要項を通じて適切に公開している。

また、教育研究活動の成果として毎年「LEC会計大学院紀要」を発行し、2013（平成25）年度で10号まで発行している。この紀要は冊子形式で大学等の図書館に送付するとともに、第1号からの全文をPDFファイルでホームページに掲載し、公開している。

(8-8) 一般的事項についてホームページ及びパンフレット等で公表するほか、広報委員会の主導で本会計大学院のFacebookページを開設し、教員と職員が協力して、本会計大学院の教育研究その他の日常的な活動について積極的に公開している。一般的な行事や入試情報の告知、施設紹介、各種行事の実施概要等に加え、日常の授業風景や教員の紹介に重きを置いており、学外者が本会計大学院の日々の活動状況を直接知ることができる内容とな

っている。

また、論文の添削指導に使用しているグループウェアサービス（サイボウズ Live）のホームページ上での導入事例紹介を利用して、本会計大学院における論文指導の状況について広く公開している。

### <根拠資料>

- ・ 資料 1-3 : LEC 会計大学院パンフレット
- ・ LEC 会計大学院ホームページ「大学院案内／評価改善報告」  
[http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/self\\_check.html](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/self_check.html)
- ・ LEC 会計大学院ホームページ「情報公開ページ」  
<http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/guidance/public.html>
- ・ LEC 会計大学院ホームページ「教員・研究活動／LEC 会計大学院紀要」  
[http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research\\_activities/kivou/index.html](http://www.lec.ac.jp/graduate-school/accounting/research_activities/kivou/index.html)
- ・ LEC 会計大学院 公式 Facebook  
<https://www.facebook.com/LEC.gsa>
- ・ サイボウズ Live 活用事例紹介（Cybozu 社ホームページ）  
<https://live.cybozu.co.jp/casestudy.html?q=2944>

## 【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

### (1) 自己点検・評価の状況について

自己点検・評価活動は、規則に基づき学校経営委員会の下に置かれる自己点検・評価委員会によって組織的・継続的な取り組みとして行われている。委員会には必ず学外者を参加させることにより、第三者の観点の導入、評価の客観性の担保に務めている。また、自己点検・評価の結果は、ホームページに掲載して広く社会に公開している。

自己点検・評価において改善が必要と指摘された事項については、学校経営委員会及び学長等に対して、改善に努める義務が課されることとなっており、実際に自己点検・評価及び認証評価で指摘された事項についてはすべて改善に向けた対策が講じられている。

### (2) 組織運営と諸活動の状況に関する情報公開について

一般的な情報公開に関しては、学校教育法施行規則第 172 条 2 の規定に則して本会計大学院ホームページや本会計大学院パンフレット、学生募集要項等により適切に公開することができる。研究成果や教育活動の状況についても、毎年紀要を発行し、かつ全文をホームページ上で公開して広く閲覧に供している。

また、Facebook ページの開設、論文指導の事例紹介等、広報委員会を通じて日々情報公開のための積極的な試みがなされている点は高く評価している。

## 【今後の方策（改善のためのプラン）】

本会計大学院の現在の特色の一つは、税法修士論文指導が充実していることである。しかしながら、今後は、大学・大学教育に関する FD 研修等もより充実させ、本会計大学院の将来像について研究科委員会で検討し、会計士その他の教育とのバランスを図っていくことが必要と考えている。この点は、項目 1 で述べたとおり、2014（平成 26）年度以降の中期事業計画にも反映させている。

情報公開については、引き続き、本会計大学院ホームページ等のさらなる充実を図り、常に最新の情報開示に努めていくことが重要である。また、大学院紀要についても、今後も毎年定期的に発行していくとともに、より内容を充実させ、現職社会人に焦点を当てて理論と実務の架橋を实践した教育及び研究を行っている本会計大学院の特長を広く社会に伝えるための取り組みを強化していく。

さらに、本会計大学院の社会的な認知度をより高めていくため、加盟している会計大学院協会との協力関係の下、会計専門職大学院全体で広く社会に対する情報発信を強化することが必要であると考えている。本会計大学院の教育研究内容が産業界にも周知されるよう、産学連携の取り組みを進めていくことも検討する。



## 終 章

### (1) 自己点検・評価を振り返って

今回の自己点検・評価活動においては、本会計大学院の教育研究、管理運営等の諸活動の状況について、認証評価機関の定める経営系専門職大学院基準に準拠して詳細に検証し、現時点での特色や強み、要改善事項、また将来的に想定される課題について可能な限り客観的に明らかにすると共に、今後とるべき方策について検討を行った。

本年度より、本会計大学院は単独で大学院大学としての運営を開始しているが、この機に改めて全ての関係者が共通の現状認識に立ち、現在そして将来に向けた具体的な改善策を検討するための基盤を作る上で、今回の自己点検・評価活動は非常に有意義なものであったと考えている。

自己点検・評価活動とその延長上にある認証評価は、本会計大学院が自らの理想的なあり方を追究し、実現していく過程での一つのマイルストーンであるともいえる。さらに今後は、自己点検・評価の結果を内部的な改善の資料とするだけでなく、本会計大学院の特色や取組みを広く社会に対して説明し、理解を得ていくためのツールとして活用していくことも必要であると考えている。

### (2) 今後の改善方策、計画等について

序章でも述べた通り、本会計大学院は、2014（平成 26）年度に開設から 10 年目を迎える。これを一つの節目としてさらに将来的な発展を期するために、今回の自己点検・評価で把握された課題への対応は、まずもって速やかに行われなければならない。

今回把握された主な課題として、標準修業年限を超えて在学する学生の増加とこれに起因する収容定員超過傾向への対応、一方での入学者漸減傾向への対応、社会貢献事業の拡大や学生募集活動の改革を通じた更なる財政安定化の必要性、研究環境や図書資料の継続的な整備の必要性等がある。これらの課題への対応方針は、本報告書に記載すると共に、2014（平成 26）年度からの新中期事業計画にも反映し、今後 3 年間での改善・充実を想定して具体的な実施事項を明示している。今後、しかるべき場での議論を行いつつ、順次実行に移していく。

引き続き本会計大学院は、教育・研究活動はもとより、学生支援や事務組織の充実といった管理運営面も含めて、計画に基づく諸施策の実施、客観的な評価と改善という PDCA サイクルを重視し、継続的な改善に取り組む所存である。

今後ますます複雑化・高度化する社会のニーズを的確に捉え、制度や環境の変化に対応して、質の高い会計専門職業人を養成するという本会計大学院の目的は、この継続的な改善の過程を通じてこそ実現されるものと考えている。この目的を実現し、もって経済社会の発展に貢献するという使命を果たすべく、本会計大学院は不断の努力を続けていく。